



市庁舎・区役所

市役所・区役所の業務時間

月～金曜日 9～17時30分(祝休日、12月29日～1月3日を除く)

※区役所の窓口業務の受け付けは17時15分まで

※業務時間外の戸籍の届け出などは、市役所本館東玄関の休日・時間外受付窓口、区役所の警備員室で受け付け

市庁舎・区役所

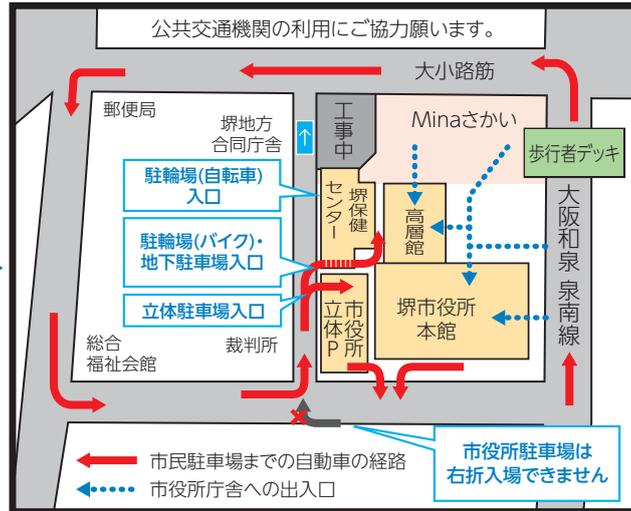
市庁舎

☎総務課 ☎228-7010・FAX222-0536



所在地 堺区南瓦町3-1

電話番号 ☎233-1101(代)



立体駐車場から本庁舎や堺保健センターには、2階連絡通路から行き来できます。

市役所本庁舎駐車場・駐輪場(右上地図参照)

市役所本庁舎駐車場(立体・地下)、駐輪場(自転車・バイク)の開場時間・料金は表のとおりです。立体駐車場には、電気自動車用充電器が2基あり、無料で利用できます(駐車料金が必要)。

	立体駐車場	地下駐車場	駐輪場	
開場時間	8時30分～21時			
収容台数	82台 (うち障害者専用枠6区画)	48台 (うち障害者専用枠3区画)	自転車172台	バイク31台
料金	30分200円(※1)		2時間まで無料 2～6時間200円 6～12時間300円 以降12時間ごと100円(※2)	3時間まで200円 以降3時間ごと200円(※1)

(※1) 障害のある方(公共交通機関の利用が困難な方)などは無料

(※2) 市役所への用務が2時間を超える場合は所要時間分無料

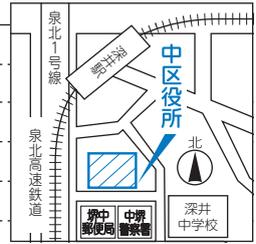
区役所

堺区役所(〒590-0078 堺区南瓦町3-1)		保険年金課	☎228-7413・FAX228-7539
企画総務課	☎228-7403・FAX228-7844	堺保健福祉総合センター	
教育相談窓口	☎228-0292・FAX228-7844	生活援護第一課・第二課	☎228-7498・FAX228-7870
堺区選挙管理委員会事務局	☎228-7263・FAX228-7844	地域福祉課 地域福祉係	☎228-7477・FAX228-7870
自治推進課	☎228-7082・FAX228-7844	介護保険係	☎228-7520・FAX228-7870
地域美化	☎228-7624・FAX228-7844	子育て支援課 子育て給付係	☎222-4800・FAX222-4801
防災推進室	☎248-6799・FAX228-7844	相談支援係	☎228-7023・FAX222-4801
市民課 住民票	☎228-6934・FAX221-1471	堺保健センター	☎238-0123・FAX227-1593
戸籍	☎228-7419・FAX221-1471		
パスポートさかい(※1)	☎228-3940・FAX221-1471		

(※1) パスポートさかいはの所在地は堺区三国ヶ丘御幸通154(ジオルノ2階)

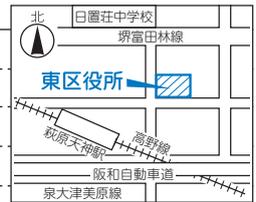
中区役所 (〒599-8236 中区深井沢町2470-7)	
企画総務課	☎️ 270-8181・FAX 270-8101
教育相談窓口	☎️ 270-8147・FAX 270-8101
中区選挙管理委員会事務局	☎️ 270-8181・FAX 270-8101
深井駅周辺地域活性化推進室	☎️ 270-8190・FAX 270-8101
自治推進課	☎️ 270-8154・FAX 270-8101
地域美化	☎️ 270-8175・FAX 270-8101
市民課	☎️ 270-8183・FAX 281-0653

保険年金課	☎️ 270-8189・FAX 270-8171
中保健福祉総合センター	
生活援護課	☎️ 270-8191・FAX 270-8103
地域福祉課 地域福祉係	☎️ 270-8195・FAX 270-8103
介護保険係	☎️ 270-8197・FAX 270-8103
子育て支援課	☎️ 270-0550・FAX 270-8104
中保健センター	☎️ 270-8100・FAX 270-8104



東区役所 (〒599-8112 東区日置荘原寺町195-1)	
企画総務課	☎️ 287-8100・FAX 287-8113
教育相談窓口	☎️ 287-8109・FAX 287-8113
東区選挙管理委員会事務局	☎️ 287-8200・FAX 287-8113
自治推進課	☎️ 287-8122・FAX 287-8113
地域美化	☎️ 287-8103・FAX 287-8113
市民課	☎️ 287-8102・FAX 288-2150

保険年金課	☎️ 287-8108・FAX 287-8621
東保健福祉総合センター	
生活援護課	☎️ 287-8110・FAX 287-8117
地域福祉課 地域福祉係	☎️ 287-8112・FAX 287-8117
介護保険係	☎️ 287-8123・FAX 287-8117
子育て支援課	☎️ 287-8198・FAX 286-6500
東保健センター	☎️ 287-8120・FAX 287-8130



西区役所 (〒593-8324 西区鳳東町6丁600)	
企画総務課	☎️ 275-1901・FAX 275-1915
教育相談窓口	☎️ 275-1901・FAX 275-1915
西区選挙管理委員会事務局	☎️ 275-1901・FAX 275-1915
自治推進課	☎️ 275-1902・FAX 275-1915
地域美化	☎️ 275-1924・FAX 275-1915
市民課	☎️ 275-1903・FAX 260-2070

保険年金課	☎️ 275-1909・FAX 275-1908
西保健福祉総合センター	
生活援護課	☎️ 275-1911・FAX 343-5050
地域福祉課 地域福祉係	☎️ 275-1918・FAX 275-1919
介護保険係	☎️ 275-1912・FAX 275-1919
子育て支援課	☎️ 343-5020・FAX 343-5025
西保健センター	☎️ 271-2012・FAX 273-3646



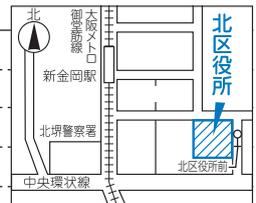
南区役所 (〒590-0141 南区桃山台1丁1-1)	
総務課	☎️ 290-1800・FAX 290-1814
区政企画室	☎️ 290-1805・FAX 290-1814
教育相談窓口	☎️ 290-1805・FAX 290-1814
南区選挙管理委員会事務局	☎️ 290-1800・FAX 290-1814
自治推進課	☎️ 290-1803・FAX 290-1814
地域美化	☎️ 290-1815・FAX 290-1814
市民課	☎️ 290-1802・FAX 290-2030

保険年金課	☎️ 290-1808・FAX 290-1813
南保健福祉総合センター	
生活援護課	☎️ 290-1810・FAX 290-1818
地域福祉課 地域福祉係	☎️ 290-1811・FAX 290-1818
介護保険係	☎️ 290-1812・FAX 290-1818
子育て支援課	☎️ 290-1744・FAX 296-2822
南保健センター	☎️ 293-1222・FAX 296-2822



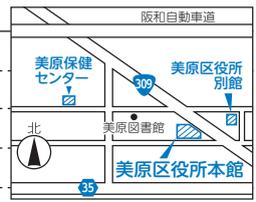
北区役所 (〒591-8021 北区新金岡町5丁1-4)	
企画総務課	☎️ 258-6706・FAX 258-6817
教育相談窓口	☎️ 258-6748・FAX 258-6817
北区選挙管理委員会事務局	☎️ 258-6706・FAX 258-6817
自治推進課	☎️ 258-6779・FAX 258-6874
地域美化	☎️ 258-6865・FAX 258-6874
市民課	☎️ 258-6713・FAX 258-6905

保険年金課	☎️ 258-6743・FAX 258-6894
北保健福祉総合センター	
生活援護課	☎️ 258-6751・FAX 258-6678
地域福祉課 地域福祉係	☎️ 258-6771・FAX 258-6836
介護保険係	☎️ 258-6651・FAX 258-6836
子育て支援課	☎️ 258-6621・FAX 258-6883
北保健センター	☎️ 258-6600・FAX 258-6614



美原区役所 (〒587-8585 美原区黒山167-1)	
企画総務課	☎️ 363-9311・FAX 362-7532
教育相談窓口	☎️ 340-5511・FAX 362-7532
美原区選挙管理委員会事務局	☎️ 363-9311・FAX 362-7532
自治推進課	☎️ 363-9312・FAX 361-1817
地域美化	☎️ 363-9312・FAX 361-1817
市民課	☎️ 363-9313・FAX 363-1586

保険年金課	☎️ 363-9314・FAX 363-0020
美原保健福祉総合センター	
生活援護課	☎️ 363-9315・FAX 362-0767
地域福祉課	☎️ 363-9316・FAX 362-0767
子育て支援課	☎️ 341-6411・FAX 341-0611
美原保健センター(※)	☎️ 362-8681・FAX 362-8676



(※) 美原保健センターの所在地は美原区黒山782-11

市庁舎・区役所



区役所

区役所駐車場

区役所駐車場の開場時間などは下表のとおりです。手続きや相談などでお越しの方は、行き先の課で駐車券に承認印をもらえば1時間(障害のある方は手帳提示で所要時間)無料券をお渡しします。障害者用の駐車スペースもあります。なお、堺区役所にご用の方は「市役所本庁舎市民駐車場」(P24参照)をご参照ください。

	開場時間	休場日	料金
中区役所	24時間	年中無休	8:00~18:00、最初の1時間は200円、以後30分ごとに100円。18:00~翌日8:00、1時間ごとに100円
東区役所			
西区役所			第一駐車場 8:00~22:00、最初の60分200円、以降30分100円(最大料金600円) 22:00~翌8:00は60分100円(最大料金300円) 第二駐車場 最初の60分200円、以降30分100円(最大料金8:00~22:00は700円、22:00~翌8:00は300円)
南区役所			第一駐車場 8:00~18:00、最初の60分200円、以降30分ごとに100円(休日(土・日・祝)は最大料金1,000円) 18:00~翌8:00、60分100円(最大料金500円) 第二駐車場 【平日(月~金)】 8:00~18:00、最初の60分200円、以降30分100円(最大料金設定なし) 18:00~翌8:00、60分100円(最大料金300円) 【休日(土・日・祝)】 8:00~22:00、20分100円(最大料金1,000円) 22:00~翌8:00、60分100円(最大料金300円)
北区役所	8:30~21:30 (入庫20:00まで)(土・日曜日、祝休日は8:30~18:30(入庫18:00まで))	閉庁日、 12月31日 ~1月3日	最初の1時間は200円、以後30分ごとに100円
美原区役所	8:30~22:00 (アルテベル休館日は8:30~18:00)	12月29日 ~1月3日	無料

市庁舎・区役所



区役所/市税事務所

市税事務所

市税事務所(三国ヶ丘庁舎 〒591-8037 北区百舌鳥赤畑町1丁3-1)

法人 諸税課	軽自動車税担当	☎231-9741・FAX251-5631	固定 資産税課	堺区	☎231-9761・FAX251-5633
	諸税(市たばこ税・入湯税)担当	☎231-9741・FAX251-5631		中・東区	☎231-9762・FAX251-5633
	事業所税担当	☎231-9742・FAX251-5631		西・南区	☎231-9763・FAX251-5633
	法人市民税担当	☎231-9743・FAX251-5631		北・美原区	☎231-9764・FAX251-5633
市民 税課	堺・西区	☎231-9751・FAX251-5632	納税課	償却資産担当	☎231-9765・FAX251-5633
	中・南区	☎231-9752・FAX251-5632		堺・西区	☎231-9771・FAX251-5634
	東・北・美原区	☎231-9753・FAX251-5632		中・南区	☎231-9772・FAX251-5634
	特別徴収担当	☎231-9755・FAX251-5632		東・北・美原区	☎231-9773・FAX251-5634

区役所の市税の窓口では次の各種手続きができます。

種類	主な業務内容
市税全般	市税の課税内容の説明・相談、市税の申告の受け付け
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車などの届け出(取得・市内譲渡・廃車)
納税関係	市税の納付、納付書の再発行、口座振替・自動払込の申し込み 納付相談
固定資産税	名寄帳の発行 住宅用家屋証明書の発行、固定資産税台帳の縦覧(いずれも堺区のみ)

(※)市税事務所へ電話取り次ぎで案内する場合があります。

スマホから市税のモバイル決済ができます。

詳しくはP40参照



届け出

転入・転出・転居する方へ

市内に転入した方、市外へ転出する方、市内で転居した方に必要な手続きをご案内しています。それぞれのページをご覧になるか、担当課へお問い合わせください。

何を	どのように	関連ページ	どこへ
転入・転出・転居届	転入・転居したときは、引っ越してから14日以内に、転出するときは、転出する日までに。	P28	区役所市民課
外国人住民の住居地変更届	転入・転居したときは、引っ越してから14日以内に、在留カード・特別永住者証明書(国外からの入国の場合は旅券も)を持って。転出するときは、転出する日までに。	P30	
印鑑登録	本人が印鑑を持って。転出するときは、印鑑登録証も持って。	P29	
小・中学生の転校	保護者が転校用学証明書、教科書給与証明書を持って。	P57	
国民年金	転入・転居したときは年金手帳か基礎年金番号通知書を持って。	P37	
国民健康保険	転入・転出・転居したときは、14日以内に、健康保険証、医療証、高齢受給者証を持って。	P38	区役所保険年金課
重度障害者・ひとり親家庭・子ども医療費助成	転入・転出・転居したときは、健康保険証、医療証を持って。	P46~47・51	
介護保険	転入したときは、要介護など認定を受けている方は14日以内に、要介護(要支援)認定申請書、印鑑を持って。転出するときと転居したときは、被保険者証、印鑑を持って。	P41	区役所地域福祉課 介護保険係
水道・下水道の使用	使用を開始・休止する日の5日前までに、上下水道局ホームページか電話で。	P62	上下水道局 お客様センター
原動機付自転車の登録	転入したときは15日以内、転出したときは30日以内に、申告済証、ナンバープレートを持って。	P26	市税事務所法人諸税課 か区役所市税の窓口
飼い犬の登録	転入したときは、鑑札を持って窓口へ。転出したときは、転出先へ届け出をしてください。転居したときは、電話・はがきでの連絡も可。	P32	動物指導センター 保健センター

届け出



転入・転出・転居する方へ

次の方は手続きが必要です

- 特別児童扶養手当、特別障害者手当などを受けている方→区役所地域福祉課へ。
- 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方→区役所地域福祉課へ。
- 児童手当、児童扶養手当を受けている方→区役所子育て支援課へ。
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方→保健センター(美原区の方は美原区役所地域福祉課)へ。

各課の連絡先・FAX番号は[P24・25参照](#)

いくつ知ってる? **百舌鳥古墳群** 前方後円墳

ながつか
長塚古墳



墳丘長106.4mの前方後円墳。現在、周濠(ごう)は埋没しているが、発掘調査でその存在が確認されている。5世紀中ごろから後半。国史跡。堺区百舌鳥夕雲町。

いくつ知ってる? **百舌鳥古墳群** 前方後円墳

まるほやま
丸保山古墳



墳丘長87mの前方後円墳で前方部が短い帆立貝形をしている。仁徳天皇陵古墳の陪塚。5世紀中ごろ。国史跡。堺区北丸保園。

転入・転出・転居などの届け出

☎区役所市民課 [P24・25参照](#)

住所や世帯主が変わったときなどは、本人や世帯主は区役所市民課へ必ず下表の届け出をしてください。

	届け出の種類	いつまでに	だれが	届け出に必要なもの
転入 (他の市町村から引っ越してきたとき)	転入届	転入した日から 14日以内	本人、世帯主か代理人	<input checked="" type="checkbox"/> 前住所地の市町村が発行した転出証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 児童・生徒のいる方は転校用の在学証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 <input checked="" type="checkbox"/> 外国人住民で、国外からの入国の場合は在留カードか特別永住者証明書とパスポート <input checked="" type="checkbox"/> 世帯主が外国人住民である場合は続柄を証する公的文書 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(※)か住民基本台帳カード
	特例の転入届	転入した日から 14日以内	本人、世帯主(マイナンバーカード(※)か住民基本台帳カードを持っている方のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> 児童・生徒のいる方は転校用の在学証明書(転出証明書は不要) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(※)か住民基本台帳カード
転出 (他の市町村に引っ越すとき)	転出届	(すでに転出した場合は、 転出した日から 14日以内) 転出する日まで	本人、世帯主か代理人	郵送で転出届ができますが、本市で国民健康保険、介護保険、印鑑登録の手続きをしている方や児童・生徒のいる方は、区役所市民課の窓口で転出届を行ってください。 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(介護保険要介護・要支援認定者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証(登録者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状
	特例の転入届をするための転出届		本人、世帯主(マイナンバーカード(※)か住民基本台帳カードを持っている方のみ)	郵送で転出届ができますが、本市で国民健康保険、介護保険、印鑑登録の手続きをしている方や児童・生徒のいる方は、区役所市民課の窓口で転出届を行ってください。 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(介護保険要介護・要支援認定者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証(登録者のみ)
転居 (市内で引っ越したとき)	転居届	転居した日から 14日以内	本人、世帯主か代理人	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 就学区域が変わる児童・生徒のいる方は、転校用の在学証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 <input checked="" type="checkbox"/> 外国人住民は、在留カード・特別永住者証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯主が外国人住民である場合は続柄を証する公的文書 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(※)か住民基本台帳カード
世帯の合併、分離、変更か世帯主の変更があったとき	世帯変更届	変更した日から 14日以内	本人、世帯主か代理人	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状

※マイナンバーカードについては [P29参照](#)

戸籍の届け出

☎区役所市民課 [P24・25参照](#)

出生届、死亡届、婚姻届、離婚届の手続きは下表をご覧ください。区役所市民課へ届け出てください。必要な届出書、添付書類はそれぞれ1通です。なお、執務時間外や土・日曜日、祝休日でも、市役所本館東玄関の休日・時間外受付窓口、区役所の警備員室で受け付けています。婚姻届・協議離婚届・養子縁組届・協議離縁届・認知届の届け出の場合は、窓口に来る方の本人確認ができる運転免許証・パスポートなどが必要です。

種類	いつまでに	だれが	どこに	届け出に必要なもの	注意すること
出生届	生まれた日から 14日以内	次の順位で ①父か母 ②同居者 ③出産に立ち会った医師、助産師か、その他の者	●生まれたところ ●本籍のあるところ ●届出人の所在地 いずれかの市町村へ	<input checked="" type="checkbox"/> 出生証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳	●子の名に用いる文字は、常用・人名漢字かひらがな、カタカナ
死亡届	死亡の事実を知った日から 7日以内	親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、公設所の長、後見人、保佐人、補助人、任意後見人	●死亡したところ ●本籍のあるところ ●届出人の所在地 いずれかの市町村へ	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡診断書	●使用する火葬場を決めてから届出を ●届出資格のない方(友人、近所の方など)からの届け出は受理できません
婚姻届	—	夫と妻	●本籍のあるところ ●届出人の所在地 いずれかの市町村へ	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書(謄本)(届出する市町村に本籍がないとき)	●証人2人の署名が必要

種類	いつまでに	だれが	どこに	届け出に必要なもの	注意すること
離婚届	<ul style="list-style-type: none"> 調停離婚 調停成立から10日以内 審判・裁判離婚 確定の日から10日以内 	<ul style="list-style-type: none"> 協議離婚のとき →夫と妻 調停・審判・裁判離婚のとき →申立人 	<ul style="list-style-type: none"> 本籍のあるところ 届出人の所在地 いずれかの市町村へ 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書(謄本)(届け出する市町村に本籍がないとき) <input checked="" type="checkbox"/> 調停調書の謄本 <input checked="" type="checkbox"/> 審判・判決の謄本と確定証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 離婚後も婚姻中の氏を称する場合は、その旨の届けが必要 (離婚届と同時、または離婚の日から3カ月以内) 協議離婚の場合は、証人2人の署名が必要

本人通知制度 ▶区役所市民課 [P24・25参照](#)

要チェック!

戸籍謄本や住民票の写しなどの不正請求を早期発見・抑止するため、事前登録した方の戸籍謄本や住民票の写しなどを本人の代理人や第三者からの請求により交付した際、その旨を区役所から本人に通知しています。登録方法など詳しくは、市ホームページ(二次元コード)でご覧になれます。



印鑑登録

▶区役所市民課 [P24・25参照](#)

印鑑の登録

登録できる方

市内に住民登録をしている15歳以上の方で、1人1個限り登録できます。

登録申請

区役所市民課にある印鑑登録申請書に必要な事項を記入し、登録する印鑑を添えて申請してください。あわせて本人確認書類もお持ちください。また、次のいずれかの持参で即日登録ができます。

- 官公庁の発行した免許証、許可証などで本人の写真付きのもの(運転免許証など)。
- 堺市において既に印鑑登録をしている方が、登録申請者本人であることを証明する書面(用紙は区役所市民課で配布)。

代理人による登録申請

代理人は、次のものを必ずお持ちください。

- 登録する印鑑
- 委任の旨を証する書面

- 代理人の住所・氏名が分かるもの(健康保険証など)

証明書の交付

印鑑登録証(カード)をお持ちください。手数料は1通300円。マイナンバーカードを利用して自動交付機で取得すると、150円安くなります。[P31参照](#)

マイナンバーカードを利用して、コンビニ取得もできます。[P31参照](#)

マイナンバーカード(個人番号カード)の申請方法

▶区役所市民課 [P24・25参照](#)

マイナンバーカードの取得をご希望の方は、マイナンバーの通知カード下部の「個人番号カード交付申請書」または、個人番号通知書に同封の交付申請書を使用し、郵送かwebで申請してください。住所・氏名が変更になった場合や申請書がない場合は、住民票のある区の区役所市民課で、新しい申請書の交付を受けてください。申請いただくと後日、はがきで交付通知書を郵送しますので、同通知書と運転免許証などの本人確認書類、通知カードを持って、住民票のある区の区役所市民課までお越しください。なお、マイナンバーカードは電子証明書としてe-Taxなどにも利用できます。また証明書のコンビニ交付が利用できます。[P31参照](#)

社会保障・税番号(マイナンバー)

要チェック!

社会保障や税の届け出・申請などの手続きにマイナンバーが必要です。市役所・区役所へ次の手続きで来庁の際は「通知カードと本人確認ができる書類(運転免許証など)」か「マイナンバーカード(個人番号カード)」をお持ちください。

マイナンバーが必要な手続き

福祉 / 介護保険の資格取得・喪失の届け出、要介護等認定の申請、身体障害者手帳の交付申請、障害福祉サービスの申請、生活保護の保護申請 など

健康 / 国民健康保険や国民年金、後期高齢者医療制度の資格取得・喪失の届け出、高齢の方のインフルエンザ予防接種の無料受診券申請 など

子育て / 児童手当や児童扶養手当の認定請求、妊娠の届け出、認定こども園・保育所などの利用の申請 など

※個人事業主は個人住民税や固定資産税、事業所税に関する手続きでもマイナンバーが必要です。

▶マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

月～金曜日、9:30～20:00、土・日曜日、祝日(年末年始を除く)、9:30～17:30

はじめてマイナンバーカードを申請する方へ

▶堺市マイナンバーカード普及促進センター ☎072-600-0181

はじめてマイナンバーカードを取得される方は、堺市マイナンバーカード普及促進センターや市内商業施設などで実施する出張申請受付会場でも申請できます。無料で申請用の写真撮影を行い、出来上がったマイナンバーカードは、後日、ご自宅に郵送します。同センターに電話かインターネット(二次元コード)で事前予約のうえ、本人確認書類2点(運転免許証と健康保険証など)と通知カード(お持ちでない場合は写真付きの本人確認書類が必要)を持ってお越しください。



届け出



戸籍の届け出/印鑑登録/マイナンバーカード(個人番号カード)の申請方法/はじめてマイナンバーカードを申請する方へ

外国人住民の住民登録・住居地の変更

くやくしよしみんか 区役所市民課 P24・25参照

届け出



外国人住民の住民登録・住居地の変更

平成24年7月9日住民基本台帳法が一部変わり、同時に外国人登録制度がなくなりました。観光のためなどの短期滞在者を除く3カ月を超えて日本に在留している外国人は、日本人と同じで住民基本台帳に登録されます。

対象

- 特別永住者
 - 中长期在留者(在留カード交付対象者)
 - 一次庇護許可者か仮滞在許可者
 - 出生による経過滞在外者か国籍喪失による経過滞在外者
- 詳しくは市ホームページでご覧になります。



海外から入国した人へ

新たに入国した人は、住んでいる区の区役所市民課で住民登録の手続きをしてください。

対象者	何をもって	どこへ
特別永住者	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別永住者証明書 ● パスポート 	住んでいる区の区役所市民課で14日以内
中长期在留者など	<ul style="list-style-type: none"> ● 在留カード(または在留カード後日交付のシールが貼られたパスポート) ● パスポート 	住んでいる区の区役所市民課で14日以内

住居地の変更

住居地の変更(転入や転居)をした場合は、在留カード・特別永住者証明書を、持っている区の区役所市民課で手続きをしてください。他の市町村から堺市に転入をする場合は、今までの住所地で発行された転出証明書が必要です。

住民票の写しの交付

区役所市民課で請求してください。なお、本人が同一世帯以外の方が請求する場合は、本人の委任状が必要です。手数料は1通300円です。

外国人登録原票

記載事項証明の廃止

外国人登録制度がなくなり、市町村が保管していた外国人登録原票は、全て出入国在留管理庁で保管されています。外国人登録原票に書かれていた内容に関する証明が必要な場合は、出入国在留管理庁へ開示請求をしてください。開示請求は郵送でも可能です。

特別永住者証明書

外国人登録制度がなくなったことにより外国人登録証明書がなくなり、特別永住者には特別永住者証明書が交付されます。特別永住者証明書には、有効期間がありますので、期限までに更新手続きをください。

16歳以上の方は有効期限の2ヶ月前から、16歳未満の方は16歳の誕生日の6ヶ月前から申請ができます。

特別永住者証明書(外国人登録証明書)、パスポート(所持する方のみ)、写真1枚(縦4cm×横3cmの大きさで3カ月以内の写真)を持って、住んでいる区の区役所市民課へ。なお、中长期在留者の在留カード更新などの手続きについての問い合わせは、大阪出入国在留管理局(☎06-4703-2100)へ。

戸籍の全部事項証明書・住民票の写しなどが必要なときは ▶ 戸籍住民課 ☎228-7739・FAX228-0371

区役所で請求してください(戸籍は本籍が堺市の方のみ可)。代理人が、戸籍の全部事項証明書(謄本)・個人事項証明書(抄本)や住民票の写しを請求するときは、本人の委任状が必要です。窓口では、本人確認にご協力ください。

窓口での本人確認にご協力を ☑ 要チェック!

市民課窓口では、第三者による虚偽の申請や届け出などを防止するため、住所変更の届け出、住民票の写しや戸籍の全部事項証明書(謄本)など証明書の請求、印鑑登録などの際に本人確認を行っています。

☐ 手続き時には次の書類を提示してください。

- ① マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど官公庁が発行した写真付きの書類
- ② ①がない場合、健康保険証、年金手帳などに加え、社員証や学生証(いずれも写真付き)、預金通帳など複数の書類

また、本人確認のできるもの(マイナンバーカード、運転免許証などの官公庁が発行する写真付きのもの)を提示することで、全国の市町村で住民票の写しの交付が受けられます。ただし、郵送による請求は住民登録をしている市町村にしかできません。

郵送による請求 ☑ 要チェック!

戸籍の全部事項証明書(謄本)・個人事項証明書(抄本)、除籍(原戸籍)の全部事項証明書(謄本)・個人事項証明書(抄本)、住民票の写しなどが請求できます。

- ① 郵送を希望する書類名
- ② 使用目的
- ③ 提出先と必要とする方の住所・氏名 } を書く
- ④ 請求者の住所・氏名・生年月日
- ⑤ 必要とする方との続柄
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 本人確認のできる書類の写し(上記参照)
- ⑧ 手数料(定額小為替で) } を同封
- ⑨ 返信用切手・封筒

戸籍住民課郵送証明担当(〒590-8501〈住所不要〉)へ。
なお、戸籍の全部事項証明書(謄本)・個人事項証明書(抄本)などを請求するときは、必要とする方の本籍地、戸籍の筆頭者氏名、また、他人のものを請求するときは、本人の委任状が必要です。本籍が市外の方は、その市町村へ請求してください。

▶ 戸籍住民課 ☎228-7048・FAX228-0371

種類	手数料
戸籍の全部事項証明書(謄本)・個人事項証明書(抄本)	1通 450円(※)
除籍(原戸籍)の全部事項証明書(謄本)・個人事項証明書(抄本)	1通 750円
住民票の写し	1通 300円(※)
受理証明	1通 350円
戸籍の附票の写し	1通 300円
住民票記載事項証明書	1通 300円
身元証明書(成年被後見・破産)	1通 600円

(※)自動交付機を利用すると50~150円安くなります。

マイナンバーカードで便利に取得

利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを使って、区役所の自動交付機やコンビニで住民票の写しなどの証明書が取得できます。手数料が窓口利用より50~150円安くなります。

詳しくは市ホームページ(☐各二次元コードからアクセスできます)でご覧になれます。

取得できる証明書

印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍の全部事項証明書(謄本)・個人事項証明書(抄本)(※)、市民税・府民税(所得・課税)証明書(最新年度のみ)

(※)戸籍の証明書は、本籍が市にある場合のみ取得できます。

区役所の自動交付機で取得

区役所市民課前に証明書の自動交付機を設置しています。

利用時間

月~金曜日9~17時30分

※土・日曜日、祝休日、12月29日~1月3日は利用できません。

▶ 区役所市民課 ☐P24・25参照



コンビニで取得

利用できる店舗

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップなどの全国約5万店舗※キオスク端末(マルチコピー機)がある店舗に限りです。

利用時間

6時30分~23時(戸籍の証明書は月~金曜日、8時30分~20時、土・日曜日、祝休日、9~17時)

※電気設備などの点検日は臨時休止します。



届け出



戸籍の全部事項証明書・住民票の写しなどが必要なときは

旅券(パスポート)の申請受け付け・交付

▶堺区役所市民課(パスポートさかい) [P24参照](#)

日本国籍を有し市内にお住まいの方は、パスポートの新規発給申請(新規・切替新規・訂正新規)、記載事項変更申請、紛失届などの手続きができます。必要書類など詳しくは市ホームページでご覧になれます。

申請の受け付け
月～金曜日の9～16時30分

パスポートの受け取り
月～金曜日の9～17時30分、日曜日の9～17時

ペット

ペットを飼うときの手続きや相談など

犬の登録と予防注射(有料)

生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病の予防注射を受けてください。登録・注射済票の交付手続きは保健センター [P24・25参照](#) や動物指導センターへ。

犬・猫が迷子になったとき

犬・猫が飼えなくなったとき(事前相談・予約制)

▶動物指導センター ☎228-0168・FAX228-8156

犬・猫などの死体の処理

持ち込み

ダンボール箱や袋などに入れ、犬・猫などを書いて市役所へ持参すれば引き取ります。8時30分～21時、市役所立体駐車場1階警備員へ声をかけてください。

引き取り

申し込みは環境業務課へ。月～金曜日9～17時30分、土曜日・祝休日9～13時

手数料

収集運搬手数料(持込の場合不要)	1,900円/回	
清掃工場での焼却	無料	
動物専用炉での焼却	2kg未満	1,000円/体
	2kg以上5kg未満	2,000円/体
	5kg以上10kg未満	3,500円/体
	10kg以上	5,000円/体

※動物専用炉での焼却の場合、重さには死体を収める箱・袋・副葬品等も含まれます。

▶環境業務課 ☎228-7429・FAX229-4454

火葬・葬儀

▶斎場 ☎228-0167・FAX222-8333

火葬と告別式

斎場は、火葬や通夜・告別式に利用できます。亡くなった方が市民の場合は、料金は次のとおりです。

種別	区分	使用料	
火葬場	大人(12歳以上)の死体	1体 2万円	
	小人(11歳以下)の死体	1体 1万4,000円	
	死胎	1胎 6,000円	
式場	大式場	17:00～翌日の16:00	7万円
		9:00～16:00	3万5,000円
	小式場	17:00～翌日の9:00	5万円
		17:00～翌日の16:00	5万円
		9:00～16:00	2万5,000円
		17:00～翌日の9:00	2万5,000円
霊安室	24時間ごとに	1体 2,000円	

※亡くなった方が市民でない場合の使用料は、火葬場が上記の5倍、式場・霊安室が上記の3倍です。

規格葬儀

市民が葬儀を行うとき、祭壇などの葬儀の仕様を決める一つの目安として、規格葬儀の制度を設けています。パンフレットを区役所などに用意しています。

対象 市内の自宅、集会所、斎場で葬儀を行う方。

内容 ●納棺など遺体の取り扱い ●棺箱など葬祭用品の供与
●祭壇などの飾り付けと式事の執行 ●火葬許可申請、火葬場の予約手続きなど

基本料金 自宅・集会所用として33万円と55万円、斎場用として44万円と66万円のコースがあります。

申込 直接、規格葬儀取扱店の表([P33参照](#))へ。

ご遺族のための手続きハンドブック 要チェック!

身近な方がお亡くなりになられた時の必要な手続きをまとめた「ご遺族のための手続きハンドブック」を、区役所で死亡届の受付時に配布しています。市ホームページ(二次元コード)でもご覧になれます。



届け出



旅券(パスポート)の申請受け付け・交付/ペット/火葬・葬儀

規格葬儀取扱店

取扱店名	所在地	電話・FAX番号
岩田葬祭	西区浜寺石津町東4丁8-12	☎245-6063 FAX 245-0042
大野葬祭	東区高松100	☎235-0042 FAX 234-0042
小川葬祭社	北区百舌鳥赤畑町1丁42-5	☎252-0123 FAX 252-0126
ケイ・ライフ	堺区一条通7-10	☎224-9555 FAX 224-9010
駕 徳	堺区香ヶ丘町4丁1-25	☎238-5800 FAX 228-0042
五箇荘葬祭 和田	北区奥本町2丁110-2	☎252-0741 FAX 253-6066
堺北礼会館	北区南花田町270-1	☎250-4200 FAX 250-4225
堺公益社	堺区永代町6丁1-1	☎222-0890 FAX 232-3397
新宮葬祭	美原区小寺363	☎361-0741 FAX 361-6642
新家葬祭	中区新家町541-12	☎234-2972 FAX 239-1423
新生社	堺区戎之町西1丁1-30	☎221-0001 FAX 221-0073
セリード	東区南野田118-4	☎236-5428 FAX 236-5429
セルビス泉北 メモリアルホール	南区鴨谷台2丁3-1	☎299-8181 FAX 299-1042
セレモニー真希社 ベルマージュ堺 お葬式の相談窓口	堺区田出井町1-1-2F	☎229-4424 FAX 06-7635-8419

取扱店名	所在地	電話・FAX番号
泉北仏光殿	中区深井水池町3167	☎270-0059 FAX 277-9853
帝塚山芋忠	堺区砂道町3丁1-12	☎221-1059 FAX 221-1082
トラダ	堺区南半町西3丁4-16	☎221-5043 FAX 221-6428
中川公益社	西区鳳南町2丁81	☎271-1636 FAX 271-1828
仁 平	南区美木多上105	☎299-0042 FAX 299-0232
八光社 ライフガーデン さかいホール	堺区榎元町6丁7-20	☎225-0101 FAX 225-0055
花 源	堺区宿院町東4丁1-8	☎221-0401 FAX 232-2683
本家 山川公益社	西区家原寺町1丁10-16	☎271-0042 FAX 274-4524
松本葬祭	西区草部1294	☎271-0636 FAX 272-1610
ミナト 山川公益社	堺区昭和通5丁72-5	☎241-0042 FAX 241-0046
森 前	西区鳳南町3丁229	☎273-0042 FAX 274-4200
門 藤	堺区戎之町東5丁5-38	☎232-2241 FAX 223-8866
ワンハート セレモニー	北区新金岡町5丁3-126	☎240-3455 FAX 240-3458

届け出



火葬・葬儀

堺公園墓地

堺市が管理する霊堂の納骨壇です。宗教・宗派を問わず利用できます。
参拝は年中無休です(7~19時)。堺市霊園、霊堂については次のところへ。

市霊園・霊堂(泉ヶ丘公園事務所) ▶ ☎292-7455・FAX 292-4431

所在地 南区鉢ヶ峯寺773

なお、霊堂の使用については、随時申し込みを受け付けています。

相談





相談

相談

次の相談窓口が利用できます。無料です。TELは電話相談もできます。相談日は、無休と表示のあるもの以外祝休日を除きます。

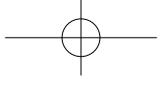
生活や人権に関する相談

種類	相談日(祝休日、年末年始を除く)	相談場所	
市民相談・人権相談 TEL	月～金曜日、9:00～12:00、12:45～17:00	区役所企画総務課(南区役所は総務課) ☎P24・25参照	
人権相談ダイヤル TEL (LGBTQなど性の多様性に関する相談を含む)	月～金曜日、9:00～12:00、13:00～16:30	人権推進課(人権相談ダイヤル) ☎228-7364・FAX228-8070	
法律相談	電話予約制。週2回(堺区は3回、美原区は1回) 13:00～16:00(美原区は15:00まで)	区役所企画総務課(南区役所は総務課) ☎P24・25参照	
行政相談 TEL	2カ月に1回、14:00～16:00		
人権擁護委員による人権相談 TEL	月1回、14:00～16:00		
行政書士による相談	電話予約制。2カ月に1回、10:00～12:00		
交通事故相談 TEL	月・火・木・金曜日、10:00～12:00、12:45～17:00	堺区役所企画総務課 ☎228-7403・FAX228-7844	
登記・測量相談	第2水曜日、 13:00～16:00(先着6人。電話予約制)	堺区役所企画総務課 ☎228-7403・FAX228-7844	
DV電話相談 TEL	月～金曜日、9:00～17:30	配偶者暴力相談支援センター (専門ダイヤル)☎228-3943	
	上記以外の時間 無休	夜間・休日DV電話相談 (専門ダイヤル)☎280-2526	
女性相談	月～金曜日、9:00～17:30	区役所子育て支援課 ☎P24・25参照	
男女共同参画センター相談 TEL	火～日曜日、9:00～17:15(月曜日が祝休日の場合、翌日の火曜日を除く)	男女共同参画センター(コクリコさかい) (相談専門ダイヤル)☎・FAX224-8888	
カウンセラーによる 女性の悩みの相談	電話予約制。 毎週火曜日、10:00～13:00、14:00～16:00(第1・3火曜日は18:00～20:00も実施)、 第1～3金曜日、17:00～20:00	男女共同参画交流の広場 ☎236-8266・FAX236-8277	
カウンセラーによる 男性の悩みの相談 TEL	電話予約制。 第1・3木曜日、18:00～21:00 第4土曜日、14:00～17:00		
こころの電話相談 TEL	月～金曜日、9:00～12:00、12:45～17:00	こころの健康センター ☎243-5500・FAX241-0005	
性暴力 被害者支援	医療受診専用 ホットライン TEL	24時間。 受け付けは女性職員が対応	堺市立総合医療センター(性暴力救援センター SACHICOの協力医療機関) 医療受診専用ダイヤル ☎080-8925-8880
	心理カウンセリング	月～金曜日、9:00～17:30(電話予約制)	こころの健康センター ☎245-9192・FAX241-0005
自死遺族相談		こころの健康センター ☎245-9192・FAX241-0005	
薬物依存症専門相談	月～金曜日、9:00～17:30(電話予約制)		
ギャンブル等依存症専門相談			
消費生活相談 TEL	月～金曜日、9:00～17:00	消費生活センター ☎221-7146・FAX221-2796	
NPO相談	月～金曜日、9:00～17:30、 土曜日、10:00～17:00	市民活動コーナー ☎228-8348・FAX228-8352	
障害者虐待防止の相談窓口 TEL	月～金曜日、9:00～17:30	障害者虐待防止の相談窓口 (相談専門ダイヤル)☎・FAX280-6262	
	上記以外の時間 無休	市役所当直室から担当職員に取り次ぎ ☎233-2800	

相談



相談



種類	相談日(祝休日、年末年始を除く)	相談場所
堺市社会福祉協議会の相談 TEL (ボランティア活動、高齢者・障害者の在宅生活)	月～金曜日、9:00～17:30	堺区事務所 ☎226-2987・FAX 226-1952 中区事務所 ☎270-4066・FAX 270-4088 東区事務所 ☎287-0004・FAX 287-0444 西区事務所 ☎275-0255・FAX 275-0266 南区事務所 ☎295-8250・FAX 295-8260 北区事務所 ☎258-4700・FAX 258-4770 美原区事務所 ☎369-2040・FAX 369-2060
(日常生活自立支援の相談) TEL		自立支援係 ☎232-7771・FAX 222-1320
人権ふれあいセンターの相談 TEL	火～日曜日、9:00～17:30 (月曜日が祝休日の場合、実施)	人権ふれあいセンター相談ホール ☎245-2530・FAX 245-2535
犯罪被害者等支援総合相談 TEL	月～金曜日、9:00～17:30	市民協働課 ☎228-7405・FAX 228-0371
住宅専門家相談(空き家を含む)	毎月1回、13:30～16:15 (電話予約制)	住宅まちづくり課 ☎228-8215・FAX 228-8034

相談



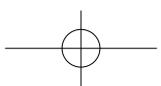
相談

がいきんむ そうだん
外国人向けの相談

種類	相談日(祝休日、年末年始を除く)	相談場所
がいきんしんめいん せいかつそうだん 外国人市民のための生活相談	【窓口相談(翻訳機などによる対応あり)】(月～金曜日)(10:00～12:00、13:00～16:00) 【電話相談(3者通話など)】(月～金曜日)(10:00～12:00、13:00～16:00) 【窓口相談(3者通話など)】(月～金曜日)(10:00～12:00、13:00～16:00)	多文化交流プラザ・さかい ☎228-7499・FAX 340-1091
ぎょうせいしよし きかにゅうかんそうだん 行政書士による帰化・入管相談	毎月1回(第3水曜日)14:00～17:00。 申し込みは前日12:00まで。先着3組。通訳が必要の方は10日前までに要予約	多文化交流プラザ・さかい ☎228-7499・FAX 340-1091
ちゅうごくこくしゃ そうだんしつ 中国帰国者の相談室	第2火曜日、13:30～16:00	新金岡市民センター1階 ☎P73参照
	第2木曜日、13:30～16:00	みなみやくしよそうむか 南区役所総務課 ☎P25参照
	第1・3金曜日、13:30～16:00	いづみがおかしんせんたーかい 泉ヶ丘市民センター1階 ☎P73参照
	上記以外の問い合わせ	せいかつえんごかんりか 生活支援管理課 ☎228-7412・FAX 228-7853

子どもに関する相談 ※児童虐待の相談については、☎P56参照

種類	相談日(祝休日、年末年始を除く)	相談場所
子ども電話教育相談 「こころホーン」 TEL	24時間 無休	教育センター 企画相談課(電話相談専用) ☎270-5561
助産師・不妊カウンセラーによる 不妊症・不育症相談	電話予約制。予約は保健センター ☎P24・25参照	子ども育成課 ☎228-7612・FAX 228-8341
子育て相談 TEL	月～金曜日、9:00～17:30 (認定こども園・保育所(園)は10:00～15:00)	区役所子育て支援課 P24・25参照 認定こども園・保育所(園) P52参照
子育て・発達相談	毎日、10:00～17:00 (発達相談は月～金曜日)	さかいつこひろば ☎275-7601・FAX 275-7609
面接教育相談	電話予約制。予約は各相談場所へ 火～土曜日、9:00～17:30	教育文化センター5階 ☎270-8121 人権ふれあいセンター3階 ☎245-2527



種類	相談日(祝休日、年末年始を除く)	相談場所
4・5歳児発達相談	電話予約制。予約は障害支援課 (☎228-7411・FAX228-8918)へ	保健センター ☎P24・25参照 さかいっこひろば ☎P54参照
ひとり親家庭の父母や寡婦のための相談	毎月開催。法律と養育費に関する内容は要予約	母子家庭等就業・自立支援センター ☎224-7766・FAX224-7773
ひとり親相談	月～金曜日、9:00～17:30(母子・父子自立支援員は月・火・木・金曜日、9:00～16:00)	区役所子育て支援課 ☎P24・25参照
発達障害相談	月～金曜日、第2土曜日(初回の方のみ) 9:00～17:30	発達障害者支援センター ☎275-8506・FAX275-8507
里親相談 TEL	月～金曜日、9:00～17:30	子ども相談所 ☎245-9197・FAX241-0088
49歳以下のひきこもり・不登校・ニート・非行などの相談	月～金曜日、9:00～17:30	ユースサポートセンター ☎248-2518・FAX248-0723
40歳以上のひきこもり相談電話 TEL	月～金曜日、10:00～12:00	こころの健康センター ☎241-0880・FAX241-0005
教育相談窓口 TEL	月～金曜日、9:00～17:00	区役所企画総務課(南区役所は区政企画室) ☎P24・25参照
児童相談	月～金曜日、9:00～17:30	区役所子育て支援課 ☎P24・25参照
ダブルケア相談窓口	月～金曜日、9:00～17:30	区役所基幹型包括支援センター ☎P42参照

相談



相談

労働に関する相談

種類	相談日(祝休日、年末年始を除く)	相談場所
労働相談 TEL	月～金曜日、10:30～17:00(雇用推進課)	雇用推進課 ☎228-7404・FAX228-8816
	毎月第2土曜日、13:00～18:00 社会保険労務士による相談は面談のみ。 相談希望日の2開庁日前の17時までに要予約 (雇用推進課☎228-7404)	サンスクエア堺
サンスクエア堺での健康相談	第1木曜日、17:00～19:00	サンスクエア堺 ※健康相談に関する問い合わせ 堺市医師会事務局 ☎221-2330・FAX223-9609
ジョブショップさかい就労相談	月～金曜日、9:00～17:15	ジョブシップさかい ☎0120-010908・FAX244-3771 ※堺区以外の区役所とサンスクエア堺で週1回実施
さかいJOBステーション就労相談 (15～39歳の方と全年齢の女性が対象)	火～土曜日、10:00～19:00 (受け付けは18:45まで)	さかいJOBステーション ☎0120-245108・FAX238-4605
	月～金曜日、9:00～17:00 (受け付けは16:45まで)	JOBステーション南サテライト ☎0120-245108
就労サポート相談 (15～49歳の働くことに悩みをもっている方が対象)	月～金曜日、9:00～17:30	堺地域若者サポートステーション ☎248-2518・FAX248-0723
経営相談	月～金曜日、9:00～17:15 (相談内容により要予約)	堺商工会議所 ☎258-5503・FAX258-5580
生活・仕事相談	月～金曜日、9:00～17:30	堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」 ☎225-5659・FAX222-0202 ※堺区以外では、社会福祉協議会区事務所で週1回実施



年金・保険・税金

国民年金

区役所保険年金課 [P24・25参照](#)

国民年金は、全国民を対象とした公的年金制度で、老齢・障害・死亡に対して年金を支給し、本人やその家族の経済生活を支えることを目的としています。

こんなとき(こんな方)は届け出を

現在の種別	事由	届出先
第1号被保険者	①会社員と結婚して、扶養されるようになった ②配偶者が就職して、扶養されるようになった	①②配偶者の勤務先
第2号被保険者	①転職して、自営業者になった ②会社を退職して、自営業者の配偶者になった ③会社を退職して、会社員の配偶者に扶養されるようになった	①②区役所保険年金課 ③配偶者の勤務先
第3号被保険者	①配偶者が会社を退職した ②会社員の配偶者と離婚した ③収入が増え、扶養されなくなった ④配偶者が死亡した ⑤配偶者が転職などで加入する厚生年金保険の種類が変わった	①～④区役所保険年金課 ⑤配偶者の勤務先
国民年金未加入者	会社などに勤めていない方	区役所保険年金課
年金受給者	①年金の受け取り方法を変えたい ②2つ以上の年金を受ける権利がある ③年金証書をなくしたり、汚したりした ④年金を受けている方が亡くなった	①～③区役所保険年金課か堺東年金事務所 ④個人により異なります。 区役所保険年金課か堺東年金事務所へお問い合わせください。

年金・保険・税金



国民年金

加入者

国民年金は、20～59歳の方は全て加入する義務があり、その加入形態は次の3種類です。

加入の種別	加入の対象となる方	加入の手続き	保険料の納め方
第1号被保険者	自営業や農林漁業者、学生などで20～59歳の方	自分で加入の手続きをする必要があります。	日本年金機構発行の納付書や口座振替、クレジットカードなどで支払います。
第2号被保険者	厚生年金保険の加入者	厚生年金保険に加入すると、自動的に国民年金にも加入することになります。	給料から差し引かれます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20～59歳の配偶者	第2号被保険者である配偶者の勤務先を通じて加入の手続きをする必要があります。	自分で保険料を支払う必要はありません。

任意加入

老齢(退職)年金受給者や海外居住者、日本国内に住所のある60歳以上の方などは、希望すれば国民年金に加入することができます(第2号・第3号被保険者にあてはまる方は除く)。

種類と請求

種類	どんなとき受けられるか	
基礎年金	老齢基礎年金	65歳になったとき。60歳から繰り上げて受けることもできます(※)。
	障害基礎年金	病気やけがで障害の状態になったとき。20歳前に障害の状態になった場合も受けられますが、所得により支給停止される場合があります。
	遺族基礎年金	加入中や受給資格を満たした配偶者が亡くなったとき、子のある配偶者が子が受けられず(子が18歳に到達する年度の末日まで、または障害がある場合は20歳まで)。
第1号被保険者への独自給付	付加年金	定額保険料の他に付加保険料(月額400円)を納めた方が、老齢基礎年金を受けるとき。
	寡婦年金	夫が亡くなった後、妻が60～64歳の間受けられます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた方が何の年金も受けずに亡くなったとき、生計を同じくしていた遺族が受けられます(請求は死亡後2年以内)。
	短期在留外国人への脱退一時金	保険料を6カ月以上納めた外国人で、年金を受ける権利を満たすことなく出国したとき(請求は原則、出国後2年以内)。

年金額は、決定通知書や改定通知書などで年金受給者に通知されます。

(※)平成29年8月1日から老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間が25年以上から10年以上に短縮されました。

保険料の免除など

保険料の免除
納付猶予
学生納付特例
産前産後の保険料の免除

📍区役所保険年金課 📖P24・25参照

国民年金基金

内容 自営業などの方がゆとりある老後を過ごすことができるように、基礎年金に上乗せして年金を給付する公的な年金制度です。掛け金は、選択する給付の型や口数、加入時の年齢、性別によって決まります。年金額は加入する口数によって決まります。

📍全国国民年金基金(大阪支部) ☎0120-65-4192・FAX06-6775-5780

国民健康保険

📍区役所保険年金課 📖P24・25参照

国民健康保険(国保)は、会社などの各種健康保険に加入していない方が病気やけがをしたときに、加入者が納める保険料などにより相互に扶助し、その経済的な負担を少しでも軽くするために生まれた医療保険制度です。

会社の健康保険、公務員の共済組合、船員保険、後期高齢者医療制度などに加入している方、生活保護を受けている方以外は、全て加入しなければなりません。住民登録をしている外国人も含まれます(在留資格が「特定活動」のうち、活動内容が医療を受ける活動かその付添人に指定されている方や、観光・保養などを目的に滞在する方とその配偶者を除く)。国保に加入すると、1人に1枚、被保険者証が交付されます。

加入・脱退など

世帯主は、下表の変更があったときは、14日以内に所管の区役所保険年金課に届出をしてください。加入の届出が遅れると、その間の医療費はやむを得ない理由があると認められる場合を除き、全額自己負担になります。また、保険料は加入する資格が発生した月の分までさかのぼって納めていただくこととなります。

	こんなとき
加入	転入した
	他の健康保険をやめた
	子どもが生まれた
	生活保護を受けなくなった
脱退	転出する
	他の健康保険に入った
	死亡した
	生活保護を受けるようになった
その他	住所、氏名、世帯主などに変更があった
	修学のため親元の住居を離れる
	介護保険適用除外施設に入所または退所した(40～64歳の方)
	被保険者証、高齢受給者証をなくした

保険料

保険料は、世帯の所得、被保険者の人数、年齢などにより決まります。口座振替か納付書による支払いの納期限(口座振替日)は、6月～翌年3月の毎月末日(12月は25日、土・日曜日、祝休日の場合は、金融機関の翌営業日)です。

保険料の納付は、安心・便利な口座振替をご利用ください。





保険給付

国保の加入者は、下表の各種給付を受けることができます。申請による給付について、請求の時効は2年です。労働災害の対象になる場合や加入者の故意によるけがの治療など、国保の給付が受けられない場合があります。

	こんなとき
療養費	次の①～③のいずれかに該当する場合で、一時的に医療費を全額自己負担したとき ①急病や旅行中のけが・国保加入の申請中で被保険者証の交付を受けるまでの間などやむを得ない理由で被保険者証を病院に提示できなかったとき ②医師が治療上必要と認めたコルセットなどを作ったとき ③海外渡航中の急病やけがにより、緊急にやむを得ず医療を受けたとき(治療目的の渡航などを除く)
高額療養費	69歳以下の方 同じ人が同じ医療機関などへ支払った同じ診療月内の保険診療の自己負担額(2万1,000円以上の自己負担額が同じ世帯で複数ある時は、合算可能)が、一定の自己負担限度額を超えたとき ●入院と外来及び歯科はそれぞれ別に計算します。 ●院外処方による薬局の一部負担金は、処方箋を交付した医療機関などの一部負担金と合算します。 70～74歳の方 ①同じ人が同じ診療月内に支払った外来の自己負担額の合計が一定額を超えたとき ②同じ世帯の70～74歳の方が支払った自己負担額を全て合算した額(ただし、①による支給額を除く)が一定額を超えたとき
高額医療・高額介護合算制度(高額介護合算療養費)	国民健康保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯で、1年間(毎年8月～翌年7月)の自己負担額(高額療養費等控除後)の合算額が一定の基準額を超えたとき

保健事業(国保加入者)

特定健康診査

40～74歳の方を対象に実施しています。

▶健康推進課 ☎222-9936・FAX228-7943

人間ドック

30～74歳の方を対象に実施しています。なお、受診資格には条件があります。

▶国民健康保険課 ☎228-7522・FAX222-1452

税金

市税の種類

個人市・府民税

毎年1月1日現在、区内に住んでいる方や、区内に事務所などのある方に課税します。

申告と納期

- 普通徴収=前年中に所得のあった方は、3月15日までに申告してください。税額を計算し、納税通知書をお送りします。納期は6・8・10月、翌年1月の4回で、納期限は末日(土・日曜日、祝休日のときは、その翌日)です。
- 特別徴収=給与所得者は、会社などの給与の支払者が1年分の税金を6月から翌年5月まで、年12回に分けて毎月の給与から差し引いて納めていただきます。年金受給者のうち一定の方は、年金の支払者が支払日(偶数月)ごとに年金から差し引いて納めていただきます。

申告が不要な方

- 前年中に所得がなかった方(所得・課税証明書などが必要な場合は申告してください)

- 所得税の確定申告をする方
- 前年中の所得が給与だけで、勤務先から堺市へ給与支払報告書が提出されている方
- 前年中の所得が公的年金などで、前年中の収入金額が155万円以下(64歳以下の方は105万円以下)の方

▶普通徴収は
市民税課(各区担当)へ
特別徴収は
市民税課(特別徴収担当)へ
☎P26参照

固定資産税

毎年1月1日現在、区内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課税します。税額を計算し、納税通知書をお送りします。納期は5・7・12月、翌年2月の年4回で、納期限は末日(12月は25日。土・日曜日、祝休日のときはその翌日)です。

- 償却資産の申告=償却資産の所有者は、毎年1月31日までに申告書を固定資産税課(償却資産担当)へ提出してください。

都市計画税

毎年1月1日現在、市街化区域内に土地、家屋を所有している方に課税します。固定資産税の納税通知書に併せて記載しますので、これにより納めてください。

▶固定資産税(土地・家屋)、都市計画税は固定資産税課(各区担当)
固定資産税(償却資産)は固定資産税課(償却資産担当)
☎P26参照

軽自動車税(種別割)

毎年4月1日現在、市内で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を登録している方に課税します。市から送付した納税通知書により、5月末日までに納めてください。なお、軽自動車税(種別割)には月割課税はありません。

▶法人諸税課(軽自動車税担当)
☎P26参照

その他の市税

市たばこ税、入湯税、法人市民税、事業所税などがあります。

- 📌 **市たばこ税・入湯税は法人諸税課**
(諸税担当) 📖 P26参照
- 法人市民税は法人諸税課**
(法人市民税担当) 📖 P26参照
- 事業所税は法人諸税課**
(事業所税担当) 📖 P26参照

市税の納付

市から送付した納付書により、堺市税を取り扱う金融機関かゆうちょ銀行・郵便局などで納期限までに納めてください。なお、バーコード入りの納付書に限り、コンビニ(納付書の裏面に記載)やモバイル決済でも納めることができます。また、Pay-easy(ペイジー)マークのある納付書は、金融機関のATM(ペイジー対応機種に限る)、インターネットバンキング(パソコン)、モバイルバンキング(携帯電話)でも納めることができます。

市税の納付は忘れず安心、便利な口座振替で

市が指定する金融機関かゆうちょ銀行・郵便局の預貯金口座から自動的に振り替えて納めることができます。一度申し込むと、翌年度以降も継続されます。

納税できる市税

市・府民税(普通徴収)、固定資産税(償却資産を含む)、都市計画税、軽自動車税(種別割)

申し込み手続き

市内の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、市税事務所などに備え付けの申込書で、預貯金口座のある金融機関の窓口へ持参するか、税務運営課宛てに郵送でお申し込みください。また、市ホームページからダウンロードすることもできます(郵送専用)。

市税のモバイル決済サービス

納付書のバーコードを読み取って支払えます。

利用できるサービスは市ホームページをご確認ください。



納税できる市税

市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、軽自動車税(種別割)

地方税共通納税システム

【事業所向け】

自宅や職場からインターネットで納税できます。詳しくはeLTAXホームページをご確認ください。

納税できる市税

法人市民税、事業所税、市・府民税(特別徴収分、退職所得分)

税務運営課

☎ 228-3957・FAX 228-7618
〒590-0078 堺区南瓦町3-1

📌 **納付についての相談は**
納税課 📖 P26参照

市税の証明

市税の各種証明を請求する場合は、本人確認できるもの(マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証など)を持って、取扱窓口にお越しください。郵送請求もできます。

同居の親族の場合は、窓口に来る方の本人確認のできるものをお持ちください(市内在住で住民登録が同一世帯であるなど、納税義務者と同居の親族であることが分かる方は委任状の省略可)。代理人の場合は、委任状、代理人の本人確認のできるものをお持ちください。なお、使用目的によって証明の種類や内容が変わりますので、あらかじめ提出先に確認してください。

証明の種類	窓口	郵送取扱窓口
市・府民税(所得・課税)証明 納税証明	区役所市民課 📖 P24・25参照	戸籍住民課 郵送証明担当 (下記参照)
固定資産税評価証明 (土地・家屋)		
固定資産税公課証明 (土地・家屋)		
固定資産税評価証明 (償却資産)	固定資産税課 償却資産係 📖 P26参照	固定資産税課 償却資産係
固定資産税公課証明 (償却資産)		
住宅用家屋証明	固定資産税課または 税務サービス課 (堺区市税の窓口) 📖 P26参照	固定資産税課 各区担当

郵送請求のご利用を

市税の証明は郵送でも請求できます。税務証明交付申請書に証明手数料(定額小為替)、返信用封筒、返信料(切手)、本人確認ができる書類のコピーを同封して取扱窓口宛てに郵送してください。

取扱窓口

- **戸籍住民課(郵送証明担当)**

〒590-8501(住所不要) ☎ 228-7048・FAX 228-0371

請求にあたって

市民税・府民税(所得・課税)証明書について、何年度の課税(所得)の証明が必要なのか、よく確認してください。納税通知書の課税明細書、特別徴収の税額通知書などは、課税証明書の代わりとして利用できる場合があります(就学援助や授業料の軽減を受けるときなど)。提出先で確認してください。

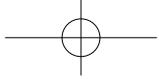
マイナンバーカードで簡単に取得

📌 要チェック!

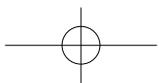
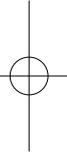
市民税・府民税(所得・課税)証明書(本人の最新年度分)については、区役所に設置している自動交付機や全国のコンビニエンスストアでマイナンバーカードを使って取得できます。

📖 P31参照





高齢の方に





高齢の方に

介護保険

区役所地域福祉課 [P24・25参照](#)

介護保険は、高齢の方などが寝たきりや認知症で常に介護を必要とする状態になったり、家事や買い物など日常生活に支援が必要な状態になったりしたときに、介護サービスを受けることができる制度です。

加入者と保険料

介護保険に加入するのは、市内に住所のある65歳以上の方(第1号被保険者)と40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)です。介護保険被保険者証は、65歳以上の方と、40～64歳で要支援・要介護の認定を受けた方にお送りします。

第1号被保険者	
対象者	65歳以上の方
給付の対象者 (介護サービスを利用できる方)	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきりや認知症などで入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について常に介護が必要と認定された方 家事や身支度などの日常生活に支援が必要と認定された方
保険料 (※1)	市町村ごとに異なります。本人の所得や世帯の課税状況に応じて段階別に算定
保険料の納付方法 (※2)	特別徴収…高齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上の方。年金から天引き 普通徴収…特別徴収以外の方。納付書か口座振替で個別に納付

(※1) 特に生活にお困りの方、災害や収入の激減などで保険料の納付が困難な方を対象とした保険料の軽減制度もあります。詳しくは区役所地域福祉課([P24・25参照](#))へお問い合わせください。

(※2) 申し出による納付方法の変更はできません。

第2号被保険者	
対象者	40～64歳で医療保険に加入している方
給付の対象者	初老期認知症、脳血管疾患など、老化に伴う特定の病気によって介護などが必要と認定された方
保険料	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定 ●会社員など被用者の場合 健康保険の加入者は、加入している健康保険の定めた算定方法により保険料が決まり、給料から天引きされることとなります。また、保険料の半分は事業主が負担します。 ●国民健康保険の場合 国民健康保険の加入者は、所得割・均等割により保険料を算定します。
保険料の納付方法	医療保険料と一括して納付

介護サービスを利用するとき

要支援・要介護認定を受ける必要があります。

- ①申請**＝区役所地域福祉課で要介護認定の申請。指定居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターなどによる代行も可能です。
- ②調査**＝専門の調査員が本人や家族から聞き取り調査
- ③審査・認定**＝②の結果とかかりつけの医師の意見書をもとに、介護認定審査会が介護の手間などについて審査・判定し、その結果に基づき市が認定します。
- ④サービスの利用**
 - 要介護1～5に認定された方は、専門家である介護支援専門員(ケアマネジャー)が、本人や家族の希望を尊重して介護サービス計画(ケアプラン)を作成。サービスを利用するための調整や手配を行います。ケアプランの作成依頼が済んだら、依頼先の事業者名を区役所地域福祉課に届け出てください。
 - 要支援1・2に認定された方は、介護予防サービスと介護予防・日常生活支援総合事業が利用できます。介護予防サービス計画などは地域包括支援センターが中心に行います。詳しくは「介護予防」([P43参照](#))をご覧ください。

高齢の方に

介護保険

障害のある方の介護サービス

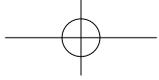
障害福祉サービスを受けている障害のある方も、40歳以上の方は介護保険の被保険者になります。65歳以上の方と特定の病気によって介護などが必要になった40～64歳の方は、要支援・要介護認定を受けて介護保険のサービスを受けることになります。ただし、障害福祉サービスのうち、介護保険の保険給付にないサービスについては、引き続き障害福祉サービスを利用できます。

利用者負担など

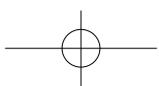
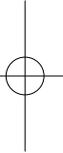
介護保険のサービスを利用したとき、利用者はかかった費用の1割(一定以上の所得がある方は2割または3割)を負担します。利用者負担が所定の限度額を超えた場合、申請により高額介護サービス費が支給されます。施設サービスなど利用するサービスの種類によっては、1～3割の利用者負担の他、食費・居住費(滞在費)・日常生活費がかかる場合があります。

こんな場合、利用者負担などが軽減

■災害を受けた場合や収入が激減した場合 ■低所得の方で介護保険施設などに入所か短期入所した場合 ■障害者施策でホームヘルプサービスを利用し、境界層該当として負担額が0円であった方が介護保険の適用となった場合 ■低所得で特に生計が困難な方が一部の社会福祉法人において一定のサービスを利用する場合 ■低所得で特に生計困難な方が介護老人保健施設を利用する場合 ■課税世帯で世帯員の一方が施設に入所し、生計が著しく困難になる場合



高齢の方に



高齢の方の総合相談窓口(地域包括支援センター)

📍 各地域包括支援センター 下表参照

高齢の方のさまざまな相談にきめ細かく応じるため、市内21カ所に地域包括支援センター、区役所内に基幹型包括支援センターを設置しています。

各センターでは、保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが連携し、介護・健康・福祉・医療などの面から、高齢の方が必要なサービスを受けることができるよう、総合的に支援します。

日々の生活の中での困り事や心配事は、お近くの地域包括支援センターに気軽に相談してください。

区	名称	所在地	電話・FAX番号	担当区域(小学校区)
堺	堺第1地域包括支援センター	海山町3丁150-2(ハートピア堺隣)	☎222-8082・FAX 222-8083	三宝・錦西・市・英彰
	堺第2地域包括支援センター	今池町4丁4-12(みあ・かーさ内)	☎229-9240・FAX 229-9234	錦・錦綾・浅香山・三国丘
	堺第3地域包括支援センター	京町通1-21(グレース堺敷地内)	☎223-1500・FAX 223-1522	熊野・少林寺・安井・榎
	堺第4地域包括支援センター	協和町3丁128-11(愛らいふ内)	☎275-8586・FAX 275-8587	神石・新湊・大仙・大仙西
	堺基幹型包括支援センター	南瓦町3-1(市役所本館内)	☎228-7052・FAX 228-7058	
中	中第1地域包括支援センター	深井中町1888-14 (デイサービスセンターつどい内)	☎276-0800・FAX 276-0802	八田荘・八田荘西・深井・深井西
	中第2地域包括支援センター	土塔町2028(ふれ愛の家内)	☎234-6500・FAX 234-6501	東百舌鳥・宮園・東深井・土師
	中第3地域包括支援センター	東山841-1(ベルファミリア内)	☎234-2006・FAX 234-2013	久世・福田・深阪・東陶器・西陶器
	中基幹型包括支援センター	深井沢町2470-7(中区役所内)	☎270-8268・FAX 270-8288	
東	東第1地域包括支援センター	石原町3丁150(つるぎ荘・やしも地域サポートセンター内)	☎240-0018・FAX 240-0048	南八下・八下西・日置荘・日置荘西・白鷺
	東第1地域相談窓口	日置荘田中町143-1(つるぎ荘内)	☎286-2828・FAX 286-6868	南八下・八下西・日置荘・日置荘西・白鷺
	東第2地域包括支援センター	南野田33(ハーモニー内)	☎237-0111・FAX 237-3900	登美丘西・登美丘東・登美丘南・野田
	東基幹型包括支援センター	日置荘原寺町195-1(東区役所内)	☎287-8730・FAX 287-8740	
西	西第1地域包括支援センター	浜寺石津町西5丁11-21(結いの里内)	☎268-5056・FAX 268-5066	浜寺・浜寺東・浜寺石津・浜寺昭和
	西第2地域包括支援センター	草部531(ウェルフォンテひのき内)	☎271-0048・FAX 284-8875	鳳・鳳南・福泉・福泉上・福泉東
	西第3地域包括支援センター	津久野町1丁5-8-103 (アーバンフォーレスト)	☎260-5022・FAX 260-5033	津久野・向丘・平岡・家原寺・上野芝
	西基幹型包括支援センター	鳳東町6丁600(西区役所内)	☎275-0009・FAX 275-0140	
南	南第1地域包括支援センター	赤坂台2丁5-7 (赤坂台近隣センター内)	☎295-1555・FAX 295-1556	美木多(鴨谷台含む)・赤坂台・新檜尾台・城山台
	南第2地域包括支援センター	原山台1丁6-1-103 (府公社泉北原山台C団地6-1棟)	☎290-7030・FAX 290-7665	福泉中央・桃山台・原山ひかり・庭代台・御池台
	南第3地域包括支援センター	茶山台3丁22-9 (茶山台近隣センター内)	☎289-8085・FAX 289-8086	上神谷・宮山台・竹城台・竹城台東・若松台・茶山台
	南第4地域包括支援センター	逆瀬川1038-2(榎塚荘内)	☎291-6681・FAX 291-6682	三原台・はるみ・榎塚台・泉北高倉
	南基幹型包括支援センター	桃山台1丁1-1(南区役所内)	☎290-1866・FAX 290-1886	
北	北第1地域包括支援センター	北花田町3丁28-1(今井ビル1階)	☎240-0120・FAX 240-0121	東浅香山・新浅香山・五箇荘・五箇荘東
	北第2地域包括支援センター	長曾根町1199-6(陵東館秀光苑内)	☎252-0110・FAX 257-2941	東三国丘・光竜寺・新金岡・新金岡東
	北第3地域包括支援センター	野遠町344-1(あけぼの苑内)	☎257-1515・FAX 257-1525	大泉・金岡・金岡南・北八下
	北第4地域包括支援センター	百舌鳥陵南町2丁662 (ハピネス陵南内)	☎276-3838・FAX 276-3800	中百舌鳥・百舌鳥・西百舌鳥
	北基幹型包括支援センター	新金岡町5丁1-4(北区役所内)	☎258-6886・FAX 258-8010	
美原	美原第1地域包括支援センター	平尾595-1(美原荘内)	☎369-3070・FAX 369-3038	美原区全域
	美原基幹型包括支援センター	黒山167-1(美原区役所内)	☎361-1950・FAX 361-1960	

高齢の方に

高齢の方の総合相談窓口(地域包括支援センター)

介護予防のためにこんな活動も

介護予防普及啓発

- 対象** 65歳以上の方。
- 内容** ①げんきあつぷ教室(体操などの教室)
②ひらめき脳トレプラス(認知症予防のための教室)
③低栄養・口腔機能の向上・介護予防の出前講座
- 費用** 無料。

- ▶①は長寿支援課
☎228-8347・FAX228-8918
- ▶②③は保健センター
☎P24・25参照

地域介護予防活動支援

内容 介護予防のための活動を地域の高齢の方が行えるように、ボランティアなどの人材養成のための研修会や、介護予防に役立つ地域活動組織の育成・支援を行います。

- ▶保健センター
☎P24・25参照
長寿支援課
☎228-8347・FAX228-8918

堺市シルバー人材センター

臨時・短期的か軽易な就業を通じて、生きがいを持ち、社会参加を希望する60歳以上の方が会員となって、高齢の方にふさわしい仕事を請け負う公益法人です(西区鳳南町4丁444-1)。仕事の報酬(配分金)は一括してセンターが発注者から受け取り、その仕事に従事した会員に配分します。

- ▶堺市シルバー人材センター本部
☎260-0468・FAX274-8801
- 堺・北分室
☎240-0468・FAX240-0150
- 東・美原分室
☎361-0468・FAX361-0033
- 中・南分室
☎284-2155・FAX284-2150

高齢の方に



介護予防のためにこんな活動も/生活の援助・医療

生活の援助・医療

介護保険制度のほか、高齢の方の生活や医療を援助するために、次のようなサービスも行います。

日常生活自立支援

- 対象** 認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方。
- 内容** 福祉サービス利用や日常の金銭管理に関する相談や支援。

- ▶堺市社会福祉協議会
☎232-7771・FAX222-1320
- 堺区事務所
☎226-2987・FAX226-1952
- 中区事務所
☎270-4066・FAX270-4088
- 東区事務所
☎287-0004・FAX287-0444
- 西区事務所
☎275-0255・FAX275-0266
- 南区事務所
☎295-8250・FAX295-8260
- 北区事務所
☎258-4700・FAX258-4770
- 美原区事務所
☎369-2040・FAX369-2060

生活管理指導短期入所

- 対象** 65歳以上で介護保険の対象外となるような一人暮らしの方で、生活習慣を指導するため、一時的な養護が必要な方。
- 内容** 要介護状態への進行を予防するために、養護老人ホームな

どでの短期入所を年7日程度(対象者の介護者が、おおむね18歳以下の子どもを養育している場合は、年30日程度)利用し、生活習慣などの指導や体調調整を行います。利用料の負担があります。

- ▶各地域包括支援センター ☎P42参照

在宅介護支援センター(老人介護支援センター)

在宅で生活している高齢の方やその家族などを対象に、下表の施設が地域の身近な相談窓口として活動しています。

名称	所在地	電話・FAX番号
堺ラ・メール	堺区柏木町3丁3-9	☎245-8866・FAX245-8833
雅老園	堺区楠町2丁1-20	☎245-8801・FAX245-8802
つどい	中区深井中町1888-14	☎278-0031・FAX278-1139
ゆーとりあ	中区見野山164	☎237-9639・FAX234-8674
おおみの	東区西野42	☎230-0700・FAX230-0800
朗友サロン	西区草部743	☎271-7611・FAX271-7311
パルハウスくさべ	西区草部1417	☎275-0111・FAX275-0075
はーとらんど	西区津久野町1丁7-20	☎272-7400・FAX272-7401
年輪	南区御池台5丁2-2	☎293-4800・FAX298-3396
いずみの郷	南区竹城台1丁8-2	☎290-2277・FAX290-1300
ホットスプリング美原	美原区菅生903-3	☎363-2777・FAX363-1977

- ▶各施設 上表参照

助成や給付サービスなど

介護に要する次のような助成や給付サービスが受けられます。

車いすバンク

家族介護慰労金

日常生活用具の給付

紙おむつ給付

緊急通報システムの設置

📍 区役所地域福祉課 📖 P24・25参照

在日外国人高齢者給付金

市内在住の大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たす方に支給。

📞 長寿支援課 ☎ 228-8347・FAX 228-8918

おでかけ応援制度 要チェック!

対象 65歳以上の堺市民。

内容 南海バス・近鉄バス・阪堺電車で「乗る停留所(場)」か「降りる停留所(場)」のどちらかが堺市内にある場合、1乗車100円で利用できる制度です。全ての曜日で利用できます。

※制度適用可能な市外バス停が一部あり。

申請方法 堺市から対象者に申請書兼納付書を65歳になる誕生月の約3カ月前に送付します。交付を希望する方は、お近くの金融機関で負担金1,000円を納付してください。納付後、約2・3カ月後に自宅にカードが届きます。

利用方法 乗車・降車時にカードを読み取り機にタッチした後、現金100円をお支払いください。
※堺市乗合タクシー(📖 P65参照)も「おでかけ応援カード」の提示により1乗車100円で利用できます。

詳しくは市ホームページ(📱 二次元コードからアクセスできます)をご覧ください。



📞 交通政策担当 ☎ 228-7756・FAX 228-8468
📞 公共交通担当 ☎ 228-7549・FAX 228-8468

高齢の方に



生活の援助・医療／後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度

📍 区役所保険年金課 📖 P24・25参照

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方などを対象とする医療制度です。

被保険者

75歳以上の方と、65～74歳の方で大阪府後期高齢者医療広域連合に一定の障害があると認定された方。

保険料

保険料は、被保険者全員が等しく負担する被保険者均等割額と所得に応じて負担する所得割額で構成され、個人

ごとに決まります。保険料を決める基準(保険料率)は、各都道府県の広域連合が2年ごとに条例で設定します。保険料の納付方法は、年金受給額などにより特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書や口座振替による納付)に分かれます。

保健事業

- 健康診査・歯科健康診査を無料で実施します(年1回)。
- 人間ドック受診費用の一部を助成します(年1回)。受診日の翌日から2年を過ぎると助成対象になりません。

こんなときは届け出を

お住まいの区の区役所保険年金課へ。

こんなときは	必要なものと手続き	いつ
転出する	被保険者証の返還	転出することが決まったとき(転出届提出後)
転入した	負担区分等証明書(府外から転入の場合)	転入してから14日以内(転入届提出後)
一定の障害のある状態となった(65～74歳の方)	国民年金証書、身体障害者手帳など	広域連合による一定の障害の認定を受けようとするとき
広域連合による障害認定を撤回する(65～74歳の方)	被保険者証	広域連合による障害認定の撤回を希望するとき
死亡した	被保険者証の返還	死亡届提出後
	葬祭費の申請、被保険者証、口座情報の分かるもの、葬儀を行った方の氏名が記載された葬儀費用の領収書	葬儀を行ったとき
生活保護を受けるようになった	被保険者証の返還、生活保護(受給)証明書	速やかに
生活保護を受けなくなった	生活保護(廃止)証明書	
被保険者証をなくした	本人であることを証明するもの	



障害のある方に

生活の援助・医療

障害福祉のしおり

障害のある方の暮らしに役立つ情報を掲載したしおりを区役所地域福祉課などで配布しています。

障害福祉サービス

市から支給決定を受けた方は、サービスを提供する指定事業者を選び、契約することでサービスを利用できます。

対象となるサービス

介護給付	居宅介護(ホームヘルプサービス)、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、同行援護、短期入所(ショートステイ)、施設入所支援
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助

身体障害者手帳の交付

対象 身体障害のある方(指定医師の診断書が必要)。

内容 補装具・更生医療(自立支援医療)の支給、障害福祉サービス、税の減免、旅客運賃の割引などが受けられます。

日常生活自立支援

☞P43参照

療育手帳の交付

対象 知的障害のある方(子ども相談所か障害者更生相談所の判定が必要)。

内容 一貫した相談や指導の他、さまざまな援護が受けられます。

☞区役所地域福祉課 ☞P24・25参照

障害者基幹相談支援センター

対象 障害のある方とその家族など。

内容 障害者福祉などに関する相談に応じ、地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、関係機関と連携しながら支援します。各区障害者基幹相談支援センターの他、市全域(広域)を担当する総合相談情報センターがあります。

総合相談情報センター	堺区旭ヶ丘中町4丁3-1 (健康福祉プラザ内)	☎275-8166 FAX 244-7777
堺区障害者基幹相談支援センター	堺区南瓦町3-1 (市役所本館内)	☎224-8166 FAX 224-4400
中区障害者基幹相談支援センター	中区深井沢町2470-7 (中区役所内)	☎278-8166 FAX 278-4400
東区障害者基幹相談支援センター	東区日置荘原寺町195-1 (東区役所内)	☎285-6666 FAX 287-6767
西区障害者基幹相談支援センター	西区鳳東町6丁600 (西区役所内)	☎271-6677 FAX 274-7700
南区障害者基幹相談支援センター	南区桃山台1丁1-1 (南区役所内)	☎295-8166 FAX 298-0044
北区障害者基幹相談支援センター	北区新金岡町5丁1-4 (北区役所内)	☎251-8166 FAX 250-8800
美原区障害者基幹相談支援センター	美原区黒山167-9 (美原区役所別館内)	☎361-1883 FAX 361-4444

☞障害施策推進課 ☎228-7818・FAX 228-8918

障害のある方に



生活の援助・医療

いくつ知ってる? **百舌鳥古墳群** 前方後円墳

ぜひか **銭塚古墳**



墳丘長72mの前方後円墳で前方部が短い帆立貝形をしている。周濠(ごう)は設けられなかった可能性が高い。5世紀中ごろから後半。国史跡。堺区東上野芝町。
※学校内にあり、見学はできません。

いくつ知ってる? **百舌鳥古墳群** 前方後円墳

じょうのやま **定の山古墳**



墳丘長69mの前方後円墳で前方部が短い帆立貝形をしている。5世紀後半。後円部の周囲は城の山公園として整備されている。北区百舌鳥梅町。

精神障害者保健福祉手帳の交付

対象 精神障害のため、長期にわたり生活上の制約のある方(医師の診断書か障害年金受給内容による判定)。

内容 税制上の優遇措置、公共施設の利用割引などが受けられます。

📍**保健センター**
(美原区は美原区役所地域福祉課)
📖P24・25参照

●精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方。

●特定医療費(指定難病)受給者証か特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、障害年金1級第9号か特別児童扶養手当1級第9号に該当する方。ただし、生活保護を受けている方など、助成を受けられない場合があります。

内容 保険診療にかかる医療費の一部を助成します。

📍**区役所保険年金課** 📖P24・25参照

育成医療(自立支援医療)の支給

対象 17歳以下で身体に障害があり、治療で回復する見込みのある方。

内容 指定医療機関での医療費が原則1割負担になります。負担上限額あり。

📍**区役所子育て支援課**
📖P24・25参照

重度障害者医療費助成

対象 次のいずれかに該当する方(所得制限あり)。

- 身体障害者手帳1級か2級をお持ちの方。
- 知的障害の程度が重度(療育手帳A)の方。
- 身体障害者手帳をお持ちで、知的障害の程度が中度(療育手帳B1)の方。

精神通院医療(自立支援医療)の支給

対象 精神疾患で通院による継続的な精神医療を必要とする方。

内容 指定医療機関での通院医療費が原則1割負担になります。負担上限額あり。

📍**保健センター**
(美原区は美原区役所地域福祉課)
📖P24・25参照

更生医療(自立支援医療)の支給

対象 18歳以上で身体障害者手帳を持っており、障害の程度を軽くし、生活を容易にするための医療を必要とする方。

内容 指定医療機関での医療費が原則1割負担になります。負担上限額あり。

📍**区役所地域福祉課**
📖P24・25参照
障害支援課
☎228-7411・FAX228-8918

手当など

📍**区役所地域福祉課** 📖P24・25参照 **障害支援課** ☎228-7411・FAX228-8918

大阪府重度障害者 在宅介護支援給付金

対象 身体障害者手帳(1・2級)と療育手帳(重度・A判定)を併せ持つ重症心身障害者(児)を、同居で介護している方(特別障害者手当受給者は除く)。

特別児童扶養手当

対象 19歳以下で中等度以上の心身に障害のある方を監護している保護者(所得制限あり)。

特別障害者手当

対象 20歳以上で、重度の障害が重複している方、日常生活動作が一人でできない重度の障害のある方、重度の内部機能障害で絶対安静の状態にある方、または精神障害や知的障害(最重度)で日常生活において常時特別な介護を必要とする方(所得制限あり)。

障害児福祉手当

対象 19歳以下で、重度の障害があり、日常生活で常時の介護を要する方(所得制限あり)。

外国人重度障害者特別給付金

対象 市内在住で重度心身障害(身体障害者手帳<1・2級>か療育手帳<重度・A判定>)のある外国人か外国人であった方で、昭和57年(1982年)1月1日現在、旧外国人登録法の定めるところにより、国内に居住地登録をし、次のいずれかに該当する方(所得制限あり)。

●昭和57年(1982年)1月1日前に20歳に達し、同日前に重度心身障害のあった方。

●昭和57年(1982年)1月1日以後に重度心身障害の状態となったが、障害認定日がこの日より前であり、かつ、その認定日前に20歳に達していた方。

大阪府重度障害者特例支援給付金

対象 重度の障害のある在日外国人で、年金制度上の理由により、障害基礎年金を受給できない方(所得制限あり)。

障害者扶養共済

対象 心身に障害のある方の保護者が、重度の障害になった場合や死亡した場合に年金が支給されます(掛け金が必要)。

障害のある方に



生活の援助・医療/手当など

いくつ知ってる? **百舌鳥古墳群** 前方後円墳

たつさやま **電佐山古墳**



墳丘長61mの前方後円墳で前方部が短い帆立貝形をしている。仁徳天皇陵古墳の陪塚。5世紀後半から末ごろ。堺区大仙中町。



生活の援助・福祉

福祉の窓口

福祉に関する業務は、区役所にある保健福祉総合センターで行っています。

▶保健福祉総合センター ☎P24・25参照

生活に困ったときは

生活保護

病気やけがなどの理由で収入がなくなり、生活に困ったり、入院費用が払えなくなったりしたとき、年金・保険など他の制度や親戚からの援助などで解決できなければ、国が決めた最低限度の生活ができるように、生活費や医療費などを支給し、一日でも早く自分の力で生活できるように援助します。

▶区役所生活保護課 ☎P24・25参照

生活困窮者の自立を支援

相談支援員が、暮らしの困り事(失業で家賃が払えないなど)や、仕事の悩み(就職活動がうまくいかないなど)に関する相談に応じ、その人に合った支援計画を作成し、生活困窮状態から脱却できるよう支援します。

▶生活・仕事応援センター
「すてっぷ・堺」(堺市社会福祉協議会内)
☎225-5659・FAX222-0202
地域共生推進課
☎228-0375・FAX228-7853

生活資金などの貸し付け

大阪府生活福祉資金
低所得者、障害のある方、高齢の方の世帯を対象に、必要な相談支援と資金の貸し付けを行います。

総合支援資金
生計中心者の失業や減収により生計の維持が困難となり、生活再建のための継続的な相談支援を必要とする世帯に、生活資金の貸し付けを行います。

緊急小口資金

生活困窮世帯が緊急的・一時的に生計の維持が困難になった場合に、その必要な費用について少額(10万円以内)の貸し付けを行います。

不動産担保型生活資金

高齢者世帯が自宅で自立した老後を送れるように、お住まいの土地・建物を担保に生活資金の貸し付けを行います。

要件や審査などがあります。

▶堺市社会福祉協議会
☎222-7666・FAX221-7409

内職あっせん所

大阪府認定内職あっせん所では、勤労意欲を持ちながら就労することが困難な高齢の方、身体障害のある方、生活保護法で定められた要保護者、母子家庭の方、生活に困っている方などに内職をあっせんしています。

▶長寿支援課
☎228-8347・FAX228-8918

助産施設

対象 経済的な理由で入院による出産ができない方。

内容 指定病院での入(通)院助産制度です(所得などによる制限あり)。

▶区役所子育て支援課 ☎P24・25参照

ひとり親家庭の方に

ひとり親相談

母子・父子自立支援員が、離婚後の不安など母子家庭・父子家庭・寡婦の生活上の相談や自立のための相談、子どもの養育などの相談をお受けします。

▶区役所子育て支援課 ☎P24・25参照

児童扶養手当

対象

次のいずれかの子どもを育てている母親か父親、養育者(所得制限あり)。

- 父親か母親がいない子ども。
- 父親か母親に政令で定める重度の障害がある子ども。

支給期間

- 子どもが18歳になってから最初の3月31日を迎えるまで
- 子どもが特別児童扶養手当を受給中か同程度の障害がある場合は19歳まで

▶区役所子育て支援課 ☎P24・25参照

ひとり親家庭等日常生活支援

ひとり親家庭とひとり暮らしの寡婦を対象に、次のような事由で一時的に家事などが困難になったときに家庭生活支援員を派遣して、生活援助などを行います。生活保護世帯・市民税非課税世帯などに属する方は無料。

- 疾病、看護、事故、冠婚葬祭などの社会的事由。
- 就業のための技能習得や就職活動など自立促進に必要な事由。
- 母子家庭などになって間がない場合や不測の事態で生活環境が激変し、日常生活を送るのに大きな支障が生じているとき。

▶区役所子育て支援課 ☎P24・25参照

ひとり親家庭医療費助成

対象 ひとり親家庭の18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日)までの児童とその児童を監護する父、母か養育者(所得制限あり)。ただし、生活保護を受けている方など助成を受けられない場合があります。

内容 保険診療にかかる医療費の一部を助成します。

▶区役所保険年金課 ☎P24・25参照



母子父子寡婦福祉資金

対象

次のいずれかに該当する方(一定の要件あり)。
 ①母子家庭の母。②父子家庭の父。③寡婦(配偶者のいない女性で、かつて母子家庭の母であった方)。
 ④40歳以上の配偶者のいない女性(婚姻をしたことがない方は含まれません)。
 ●就学支度資金、修学資金、就職支度資金、修業資金は、①～③の子どもや父母のいない19歳以下の子どもに貸し付けできる場合があります。

内容 次の福祉資金を貸し付けます。
 なお、適否の審査があります。

事業開始資金、事業継続資金、就職支度資金、医療介護資金、技能習得資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、修学資金、修業資金、結婚資金

📍区役所子育て支援課 📖P24・25参照

自立支援給付金

ひとり親家庭の父か母の自立のために、就業に結び付きやすい技能や資格を取得し就業の機会を拡大することを目的に、次の給付を行っています。いずれも所得制限などの要件があります。

自立支援教育訓練給付金

対象 雇用保険制度の教育訓練給付の対象講座を受講した方。

内容 支払った受講料の一部(上限あり)を支給します。受講前に申請が必要です。

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金

対象 看護師、准看護師、介護福祉士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士の資格取得のために修業年限1年以上の厚生労働省指定(認可)の養成機関で修業している方。

内容 いずれも事前にご相談ください。

●高等職業訓練促進給付金=養成機関修業中の生活不安を解消し、安定した修業環境を提供するために支給します。

●高等職業訓練修了支援給付金=養成機関への入学時における負担を考慮し、養成機関修了後に支給します。

📍区役所子育て支援課 📖P24・25参照

ひとり親家庭の学び直しを支援

対象 高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講したひとり親家庭の親とその19歳以下の子ども(所得などによる制限あり)。

内容 支払った受講料の一部(上限あり)を支給します。受講前に申請が必要です。

📍子ども家庭課

📞228-7331・FAX228-8341

📍区役所子育て支援課 📖P24・25参照

ひとり親の養育費受け取りを支援

子どもを養育するひとり親が、離婚前に養育費の取り決めをし、確実に養育費を受け取るための支援です。

養育費に関する公正証書等作成促進

対象 養育費の請求について債務名義を有する証書(公正証書など)を作成した方

内容 作成に要した費用(上限5万円)

養育費の保証契約促進

対象 養育費の請求に関する債務名義を有し、養育費確保のために1年以上の保証契約を結んだ方

内容 保証料として支払った費用(上限は、ひと月の養育費と5万円とを比較して低い方)

📍子ども家庭課

📞228-7331・FAX228-8341

📍区役所子育て支援課 📖P24・25参照

高等職業訓練促進資金の貸し付け

対象

高等職業訓練促進資金の支給を受ける方で、次の全ての要件を満たす方。

- 経済的援助を必要としている。
- 専門実践教育訓練給付金や保育士修学資金貸し付け、介護福祉士等修学資金貸し付けを受けていない。
- 入学準備金**:市に住民登録があり、平成28年1月20日以降に養成機関で修業を始めた方。
- 就職準備金**:市に住民登録があり、平成28年1月20日以降に養成機関の課程を修了して資格を取得した方。

内容

入学準備金は50万円以内、就職準備金は20万円以内(いずれも1回限り)。

📍子ども家庭課

📞228-7331・FAX228-8341

堺市社会福祉協議会

📞222-7666・FAX221-7409

📍区役所子育て支援課 📖P24・25参照

母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の父母や寡婦を対象に、生活一般・就労・法律・養育費に関する相談をお受けします。

ファイナンシャル・プランナーの家計相談

ファイナンシャル・プランナーがひとり親世帯を対象に、家計・老後の資金・教育費・住宅ローンや保険などの相談を受け、専門的な視点から家計の改善策などを助言する家計相談を行います。

📍母子家庭等就業・自立支援センター

📞224-7766・FAX224-7773

🗝 堺の魅力 発信中 🗝

もうご登録いただいていますか？

堺市公式アカウントではイベント情報から
市政情報や災害情報などいろいろな情報をお届けします



堺市LINE公式アカウント
@sakai-city



堺市広報課ツイッター
https://twitter.com/sakai_koho/



堺市広報課フェイスブック
<https://www.facebook.com/koho.sakaicity/>



堺市公式インスタグラム
https://www.instagram.com/sakaicity_official/



堺動画チャンネル
堺の魅力や市長記者会見などの動画を発信します
<https://www.youtube.com/user/sakaivideochannel>

友だち追加・フォロー・チャンネル登録
ぜひよろしくお願ひします

問い合わせ先

堺市広報課

TEL: (072) 228-7402 FAX: (072) 228-8101

堺市広報戦略推進課

TEL: (072) 228-7340 FAX: (072) 228-8101





健康・医療

検診・健康相談

検診

対象、実施場所、費用は各検診で異なりますので事前にお問い合わせください。

がん検診など
肝炎ウイルス検査
骨粗しょう症予防検診
成人歯科検診
結核検診

▷保健センター [P24・25参照](#)

石綿(アスベスト)検診

▷保健医療課
[228-7582・FAX222-1406](#)

HIV(エイズ)検査

対象 どなたでも。匿名で。

実施場所 保健センターなどで無料。

▷保健センター [P24・25参照](#)
感染症対策課
[222-9933・FAX222-9876](#)

健康教育・相談

次の相談を保健センターで受け付けています。

健康教育
健康相談
食生活相談
生活習慣病予防相談
栄養関係各種講習会
成人の歯科相談
精神保健福祉相談

どなたでも無料。

▷保健センター [P24・25参照](#)

医療相談

内容 医療に関する疑問や不安の相談。ただし、医療機関とのトラブルの仲介や医師の診断の是非などの相談はできません。無料。

日時 電話相談=月～金曜日、9～12時、12時45分～16時30分(祝休日、年末年始を除く)。
面接相談=要予約。

▷保健医療課(医療相談窓口)
[228-7973・FAX222-1406](#)

こころの健康相談

相談はいずれも無料。

[こころの電話相談]

対象 こころの健康に悩みのある方。

電話 [243-5500](#)

日時 月～金曜日、9～12時、12時45分～17時(祝休日、年末年始を除く)。

[ひきこもり専門相談] 要予約

対象 ひきこもりで悩みのある40歳以上の方とその家族。

※ひきこもり相談電話([241-0880](#))でも電話相談をお受けします。月～金曜日、10～12時(祝休日、年末年始を除く)。

※49歳以下のひきこもり・不登校・ニート・非行などの相談は、ユースサポートセンター([248-2518](#))で相談をお受けします。

[薬物依存症専門相談] 要予約

対象 覚せい剤、麻薬などの薬物依存症で困っている方とその家族。

[ギャンブル等依存症専門相談] 要予約

対象 ギャンブル等依存症で困っている方とその家族。

[自死遺族相談] 要予約

対象 大切な人を自死で亡くした遺族。

▷こころの健康センター
[245-9192・FAX241-0005](#)

受動喫煙に関する相談

▷健康推進課
[222-9936・FAX228-7943](#)

性暴力被害に関する 受診受付・相談

性暴力被害受診受付
〔性暴力被害者医療受診専用ホットライン〕

対象 性暴力被害に遭われた女性。
※専用電話([080-8925-8880](#))で24時間、女性職員が対応します。

▷堺市立総合医療センター
[272-1199・FAX272-9911](#)

性暴力被害相談

〔性暴力被害者心理カウンセリング〕 要予約

対象 性暴力被害に遭われた18歳以上の女性。

▷こころの健康センター
[245-9192・FAX241-0005](#)

母と子の健康

母になる方へ

母子健康手帳と健診受診票つづり
妊娠に気付いたら医療機関を受診し、保健センターで母子健康手帳と健診受診票つづりをもらってください。母子の健康状態の記録や受診などの際に必要です。

健診受診票つづり 要チェック!

妊産婦指導連絡票
妊産婦の方の健康に関する相談に応じます。

出生連絡票兼訪問依頼票
保健師や助産師が家庭訪問し、お子さんの発育や母親の健康などの相談に応じます。

妊婦健康診査受診票(14回分)
内容 診察・尿・血圧・血液検査・超音波検査など指定の項目。
※内容により回数制限あり。

新生児聴覚検査受検票
出産後に医療機関などで実施するお子さんの耳の聞こえの検査。一部公費負担。

産婦健康診査(2回分)
内容 産後2・4週間前後に身体や精神状態の確認など。

乳児一般健康診査受診票(前期)
対象 1～3カ月ごろの乳児。
内容 診察・計測などにより、発育・発達の確認をします。

妊婦教室

対象 間もなく父母になる方。
内容 妊娠中の過ごし方、出産準備、育児など。

健康・医療



検診・健康相談／母と子の健康

子どもの健康

健康診査や相談などいずれも無料。

乳児一般健康診査(前期)

4カ月児健康診査

離乳食講習会

カミカミ・パクパク離乳食

乳児一般健康診査(後期)

1歳6カ月児健康診査

3歳児健康診査(3歳6カ月時に実施)

子どもの歯相談室

▶保健センター

▶P24・25参照

子どもの予防接種

BCGは令和4年12月まで保健センターでも実施(個別通知)。市内の委託医療機関で年間を通じて実施。

▶保健センター ▶P24・25参照 感染症対策課 ☎222-9933・FAX222-9876

種類		接種回数		対象年齢	
ロタ (※1)	ロタリックス	2回		生後6～24週	
	ロタテック	3回		生後6～32週	
ヒブ		初回	3回	生後2カ月～4歳	
		追加	1回		
小児用肺炎球菌		初回	3回	生後2カ月～4歳	
		追加	1回		
B型肝炎		3回		生後12カ月未満	
ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風・ポリオ	DPT-IPV (※2)	1期	初回	3回	生後3～90カ月未満
			追加	1回	
		2期	1回	11～12歳	
BCG		1回		生後12カ月未満	
麻しん・風しん混合		1期	1回	生後12～24カ月未満	
		2期	1回	5～6歳で、小学校就学日の1年前から就学日の前日までの間	
水痘		2回		生後12～36カ月未満	
日本脳炎		1期	初回	2回	生後6～90カ月未満
			追加	1回	
		2期	1回	9～12歳	
子宮頸がん予防		3回		小学6年生～高校1年生相当の女子	

(※1) ロタはロタリックスとロタテックのどちらかを接種します。

(※2) DPT-IPVとはジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ混合ワクチンのことで、DTとはジフテリア・破傷風混合ワクチンのことです。

健康・医療



母と子の健康/急病診療

急病診療

休日・土曜日・夜間などの急病診療

	堺市こども急病診療センター 西区家原寺町1丁1-2 ☎272-0909・FAX272-5959	堺市泉北急病診療センター 南区竹城台1丁8-1 ☎292-0099・FAX292-0629	堺市口腔保健センター 堺区大仙中町18-3 ☎243-0099・FAX243-3088
診療科目	小児科(中学生以下)	内科(中学生以下は堺市こども急病診療センターへ)	歯科
受付時間	平日	20:30～翌日4:30	
	土曜日	17:30～翌日4:30	17:30～20:30
	日曜日 祝休日	9:30～11:30/12:45～16:30 17:30～翌日4:30	9:30～11:30/12:45～16:30 17:30～20:30
問合せ	▶堺市救急医療事業団 ☎272-0909・FAX272-5959		▶堺市歯科医師会 ☎243-0111

外科的な疾患(けが、火傷など)、耳鼻科、眼科は診療できません。電話相談は#7119、#8000(小児科のみ)へ。診療は受付開始時間の30分後から。ただし、12時45分のときは13時から始めます。年末年始・お盆には診療体制が変わりますので、詳しくは広報紙、市ホームページをご覧ください。受診時には健康保険証、子ども医療証、障害者医療証などをご持参ください。

医療機関の情報サービス・相談

下表の各センターの受付時間外や救急車を呼ぶほどではなく、適切な医療機関が分からないときなどにご利用ください。⑤以外は24時間対応。

①全国版救急受診ガイド (愛称「Q助」)		救急車を呼んだ方がいいのか、病院に行った方がいいのかなど判断に迷ったときにもご利用ください。
②救急安心センターおおさか	#7119、ダイヤル回線・IP回線からは ☎06-6582-7119	
③大阪府救急医療情報センター	☎06-6693-1199	
④大阪府医療機関情報システム ホームページ	https://www.mfis.pref.osaka.jp/	
⑤小児救急電話相談	19:00～翌日8:00 #8000、ダイヤル回線・IP回線からは☎06-6765-3650 看護師が相談に応じます	
⑥日本中毒情報センター 中毒110番	☎072-727-2499=化学物質(タバコ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などで起こる急性中毒 について事故が発生している場合に情報提供します	

病気のときには

堺市立総合医療センター

所在地 西区家原寺町1丁1-1

診療科目

- 内科 ● 消化器内科 ● 循環器内科
- 呼吸器内科 ● 腎臓内科
- 糖尿病・内分泌・代謝内科
- リウマチ科 ● 膠原病内科
- 血液内科 ● 脳神経内科
- 感染症内科 ● 緩和ケア科 ● 外科
- 消化器外科 ● 乳腺・内分泌外科
- 呼吸器外科 ● 心臓血管外科
- 脳神経外科 ● 整形外科
- 形成外科 ● 産婦人科 ● 小児科
- 眼科 ● 耳鼻咽喉科 ● 頭頸部外科
- 皮膚科 ● 泌尿器科
- 歯科口腔外科 ● 放射線治療科
- 放射線診断科 ● 麻酔科
- 臨床検査科 ● 病理診断科
- リハビリテーション科 ● 救急科

※初診時にかかりつけ医の紹介状(診療情報提供書)をお持ちください。紹介状をお持ちでない方は別途、費用を負担していただきます。

受付 8時15分～11時

面会時間

月～金曜日 14～20時
土・日曜日、祝休日 12～20時
救命救急センター病棟・集中治療センター病棟は13～15時、18～20時
※感染症の流行状況により、面会を実施していない場合があります。

休診日 土・日曜日、祝休日、年末年始。

📍堺市立総合医療センター

☎272-1199(代)・FAX272-9911

📍市内の救急病院の電話番号は

📖P23参照

在宅等訪問歯科診療

対象 高齢や障害などの理由により通院が困難で、在宅での受診が可能な方。

受付 堺市口腔保健センター=月～金曜日、10～12時、13～16時。要予約。
狭山美原歯科医師会事務局=月・水・金曜日、10～14時。要予約。

📍堺市口腔保健センター

☎243-1902・FAX243-3088

📍狭山美原歯科医師会事務局

☎072-368-6650・FAX072-368-6657

障害者歯科診療・ 重度障害者歯科診療

📍障害者歯科診療所

☎243-1904・FAX243-3088

📍重度障害者歯科診療所

☎243-4488・FAX243-8502

医療費助成

結核患者

B・C型ウイルス性肝炎患者

B・C型ウイルスによる肝がん・重度肝硬変患者

📍感染症対策課

☎222-9933・FAX222-9876

養育医療

📍区役所子育て支援課 📖P24・25参照

指定難病・小児慢性特定疾病患者

📍保健センター 📖P24・25参照

子ども医療費助成

対象 0～18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日)までの子ども(所得制限なし)。ただし、生活保護を受けている方など助成を受けられない場合があります。

内容 保険診療にかかる医療費の一部と食事療養にかかる自己負担(標準負担額)を助成します。

📍区役所保険年金課 📖P24・25参照

石綿(アスベスト)健康被害救済

📍保健医療課

☎228-7582・FAX222-1406

📍環境再生保全機構

☎0120-389-931

健康・医療



急病診療/病気のときには



子育て・教育

認定こども園や保育所・幼稚園などの利用

認定こども園・保育所・地域型保育事業

認定こども園などでの保育を希望する場合は、事前に保育の必要性の認定(保育認定)を受ける必要があります。保育認定の申請と認定こども園などの利用申し込みは、認定こども園などがある区役所子育て支援課で受け付けます。

認定こども園などの情報は次の二次元コードを参照してください。

・教育認定(1号認定)を受けて利用できる施設



・保育認定(2号認定・3号認定)を受けて利用できる施設



幼稚園への入園

市立幼稚園への入園

〔4月に入園希望の方〕

入園願の配布 入園希望年の前年9月から(土・日曜日、祝休日を除く)。

入園願の受け付け 入園希望年の前年10月から(土・日曜日、祝休日を除く)。

対象 3～5歳児

途中入園の手続きや保育内容などは、各幼稚園(二次元コード)にお問い合わせください。

▶学務課 ☎228-7485・FAX228-7256

私立幼稚園への入園

各幼稚園(二次元コード)にお問い合わせください。



市立・民間認定こども園への入園

各認定こども園にお問い合わせください。

▶幼保推進課 ☎228-7173・FAX222-6997

幼児教育・保育の無償化

対象 3～5歳児クラスと、0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子ども(幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設などは、保育の必要性の認定を受けた場合に限り)。詳しくは無償化パンフレットか市ホームページでご覧になれます。

堺市 幼児教育保育無償化

利用施設など	申請	上限額
認定こども園、幼稚園(新制度移行園)、保育所、地域型保育事業	不要	無
私学助成幼稚園	要	有
幼稚園、認定こども園(教育利用)の預かり保育	要	有
認可外保育施設、認可外事業所内保育、認証保育所、私立幼稚園2歳児預かり、一時預かり、ベビーシッター、ベビーホテル、病児保育、ファミリー・サポート・センター	要	有



さまざまな保育サービス

種類	内容	対象	問合せ
企業主導型 保育施設	企業などが社員の児童を対象に事業所内や近隣地に設置する保育施設で、定員の50%以内の範囲で地域枠を設定する場合があります。認可外保育施設ですが、職員配置や保育室の面積基準については認可保育施設に準じた運営を行います。有料。	仕事や病気などの事情で、0～5歳児の保育にお困りの方	▶ 各保育施設(二次元コード) 
一時預かり	保護者がパート就労(平均週3日程度)や傷病、介護、冠婚葬祭、その他の理由で、家庭での保育にお困りのとき、未就学児を一時的に認定こども園・保育所でお預かりします。有料。一部の園で土・日曜日なども実施。なお、実施していない認定こども園・保育所もあります。	0～5歳児	▶ 幼保推進課 ☎228-7173・FAX222-6997
休日保育	保護者が常態的に休日に保育ができない場合、一部の認定こども園・保育園などで休日保育が利用できます。有料(施設の利用料に含まれます)。		
さかい マイ保育園	身近な認定こども園・保育所(園)をマイ保育園として登録すると、子育てに関する情報提供や育児相談を受けられるほか、子ども1人につき1回、半日無料で子どもを預かる「ほっと預かり」も利用できます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市内在住で母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の方。 ●市内在住で就学前までの児童を養育する方。 	
病児保育	保護者が勤務などの都合により家庭で育児を行うことが困難な場合に、指定の保育室や子どもの自宅でお預かりします。有料。事前登録が必要。	生後6カ月～小学6年生で、かぜや風しんなどの感染症疾患・ぜん息などの慢性疾患・骨折などの外傷性疾患の症状安定期から回復期にある子ども。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子ども育成課 ☎228-7612・FAX228-8341 ▶ 病児保育室ゆめぼけっと ☎295-1500 ▶ ぐんぐん病児保育室 ☎275-7517 ▶ 病児保育室ぞうさん ☎271-5163 ▶ 清恵会病児保育室めぐみ ☎223-8199 ▶ 病児保育室ゆりかご ☎・FAX234-6880 ▶ 堺市訪問型病児保育センター事務局 ☎228-7668・FAX228-7661

子育て・教育



さまざまな保育サービス

子育て支援

地域子育て支援

子育て相談、子育てサークルの支援、子育て情報の発信、交流の場の提供などを行います。無料。

▶各区役所子育て支援課 ☎P24・25参照

育児支援ヘルパー

出産前後の体調不良や育児不安などにより家事や育児が困難な方に育児支援ヘルパーを派遣し、家事や育児のお手伝いをします。一部自己負担あり。

▶各区役所子育て支援課 ☎P24・25参照

子育てアドバイザー

子育てに悩みや不安のある家庭や、運営方法などで悩んでいる子育てサークルなどに、アドバイザーを派遣します。無料。

▶各区役所子育て支援課 ☎P24・25参照

育児相談

対象

乳幼児との関わりや遊び、健康、食事、成長発達などで相談したい方。

内容

保育士などが相談に応じます。無料。

相談日

認定こども園・保育所(園)=月～金曜日、10～15時(祝休日を除く)。

区役所子育て支援課=月～金曜日、9～17時30分(祝休日を除く)。

▶認定こども園・保育所(園)

☎P52 二次元コード参照

▶区役所子育て支援課 ☎P24・25参照

園庭開放

認定こども園・幼稚園・保育所(園)で、月1回程度、園庭を開放しています。保護者同伴で園庭や保育室を使って、保育所や地域の子どもたちと一緒に楽しく遊びます。無料。

▶各区役所子育て支援課 ☎P24・25参照

子育て支援コーディネーター

区役所子育て支援課に配置しています。子どもとその保護者や妊娠している方の相談に応じ、さまざまな子育て支援事業などを円滑に利用できるよう支援しています。無料。

相談日 月～金曜日、10～16時45分(祝休日を除く)。

▶各区役所子育て支援課 ☎P24・25参照

子育て短期支援

短期入所生活援助(ショートステイ) 夜間養護(トワイライトステイ)など

▶区役所子育て支援課 ☎P24・25参照

さかいっこひろば

所在地

堺区三国ヶ丘御幸通154
ジョルノ3階

利用時間

10～17時(12月30日～1月3日およびジョルノ休館日を除く)

利用対象

0歳～12歳までの子どもとその保護者(子どものみ、保護者のみの利用はできません。初回利用時に利用登録が必要です)

子どもと保護者が、集い、憩い、交流し、学べる場です。子育てや発達に関する相談、子育て情報の提供も行っています。

赤ちゃんも安心して過ごせる「赤ちゃんのお部屋(授乳室・おむつ替え室もあり)」や絵本に親しむ「絵本のお部屋」、交流スペースのある『つどいの場』と、遊具を使って親子でふれあい、体を動かして楽しめる『あそびの場』の2つのエリアがあります。無料。

▶子ども育成課

☎228-7612・FAX228-8341

さかいっこひろば

☎275-7601・FAX275-7609

みんなの子育てひろば

未就学児とその保護者が気軽に集い、交流できる場として市内に36カ所開設しています。

子育て支援活動の実績がある団体が空き店舗や地域の会館などで、子育ての相談に応じたり、地域の子育て関係情報を提供したりしています。無料。

▶子ども育成課

☎228-7612・FAX228-8341

ファミリー・サポート・センター

子育ての応援をしたい方(提供会員)と、子育ての応援を受けたい方(依頼会員)からなる相互援助活動を行う会員組織です。会員登録講習の受講が必要。提供会員については、さかいチャイルドサポーター研修(ファミリー・サポート・センター



事業)を修了後、会員登録講習を受講してください。依頼会員には、1時間につき700円の利用料を提供会員に直接支払っていただきます。

📍ファミリー・サポート・センター事務局
☎️ FAX 222-8066

子育て支援情報

一人ひとりの状況に応じて子育ての最新情報を分かりやすく提供する「さかい子育て応援アプリ」を配信しています。ダウンロード無料。また、市ホームページ内の「さかい☆HUGはぐネット(堺市子育て支援情報総合サイト)」で、子育てに関する情報を一元化し、提供しています。



📍子ども企画課
☎️ 228-7104・FAX 228-7106

児童手当

対象 市内在住(外国人を含む)で、中学校修了前の子どもを養育している方(所得制限あり)。

📍区役所子育て支援課 📖 P24・25参照

交通遺児手当

対象 交通事故で父母などを亡くした義務教育修了前の子どもを養育している方。

📍子ども家庭課
☎️ 228-7331・FAX 228-8341

家庭児童相談

対象 17歳以下の子どものことについて相談したい方。

📍区役所子育て支援課 📖 P24・25参照

子どもの相談

対象 児童虐待や非行、不登校、障害など17歳以下の子どものことについて相談したい方。月～金曜日、9～17時30分(祝休日を除く)。無料。

📍子ども相談所
☎️ 245-9197・FAX 241-0088

里親に関する相談

内容 里親制度のさまざまな情報提供や相談。月～金曜日、9～17時30分(祝休日を除く)。無料。

📍子ども相談所
☎️ 245-9197・FAX 241-0088

こども110番

住宅や商店の目立つ場所に小旗(右図)を立てたり、市の公用車にステッカーを貼ったりして、通学時などに子どもが危険を感じた場合に助けを求めることができるようにしています。



📍子ども育成課
☎️ 228-7457・FAX 228-8341

安全安心メール

不審者情報など、子どもの安全に関わる情報、非常変災時の全市一斉臨時休業措置などの緊急連絡を、登録者の携帯電話やパソコンにメールでお知らせします。登録無料。通信料は登録者負担。

📍教育センター学校ICT化推進室
☎️ 270-8112・FAX 270-8130

登録方法

要チェック!

☐ 携帯電話からの場合

- ①sakai@emp.ikkr.jpに空メールを送信してください(文章の入力は不要)。
- ②仮登録完了のメールが送られてきます。
- ③案内に沿って登録してください(一部の携帯電話では対応できない場合があります)。

☐ パソコンからの場合

堺市 安全安心メール 検索

案内に沿って登録してください。



児童虐待の防止

「虐待では?」と思ったら

虐待を受けたと思われる児童を発見した方は、相談機関に連絡することが法律で義務づけられています。虐待の兆候に気づいたときは、すぐに下記の窓口へ連絡(通告)してください。連絡した方の秘密は守られます。

☎区役所子育て支援課 ☎P24・25参照

相談・連絡(通告)窓口

名称	受付時間	電話番号
子ども相談所	月～金曜日9:00～17:30 (祝休日などを除く)	☎245-9197 FAX241-0088
子ども虐待ダイヤル	24時間365日対応	☎241-0066
児童相談所 虐待対応ダイヤル	お住まいの地域の児童相談所に電話がつながります(一部のIP電話からはつながりません)。	☎189 通話料無料
子どもの人権110番 (法務省人権擁護局)	月～金曜日8:30～17:15 (祝休日などを除く)	☎0120-007-110
子どもの虐待 ホットライン	月～金曜日11:00～16:00 (土・日曜日、祝休日、年末年始、8月13～15日を除く)	☎06-6646-0088
チャイルドライン (18歳までの子ども用)	毎日16:00～21:00 (年末年始を除く。IP電話からは繋がりません)	☎0120-99-7777

虐待に気がつくポイント あなたのまわりに、こんな子どもや保護者はいませんか? ☑要チェック!

☐子どもの様子

- やけどやあざが多い。
- 夜遅くまでひとりで出歩いたり、家に帰りたがらない。
- 親といるとき、おどおどしたり、表情が乏しい。
- 衣服が極端に汚れていたり、季節に合わない服を着ている。
- 食べ物に対して異常に執着する。
- 性的なことで過度に反応したり、不安を示したりする。

☐保護者の様子

- 子どもを大声で怒鳴ったり、叩いたりすることがある。
- 毎日のように子どもを長時間泣かせている。
- 子どもを置いたまましばしば外出する。
- 病气らしいのに、医者に診せようとしなない。
- 登園・登校をさせない。
- 子どもの扱いが冷たい、あるいは子どもを無視している。

学校教育

小・中学校への入学

小学校就学に向けた情報ページ 「わくわくスタート堺っ子」

小学校就学に向け、家庭で取り組みたい大切なポイントや、小学校での生活と学習内容などをホームページに掲載しています。子育てや就学に関する相談窓口や、就学前の子どもにおすすめの絵本なども紹介しています。

右記の二次元コードからご覧ください。



▶能力開発課

☎270-8120・FAX270-8130

市立小学校への入学手続

4月1日までに6歳になる児童の保護者に、入学予定の年の1月下旬に就学通知書を送ります。定められた日までに指定の学校へ就学届を提出してください。

市立中学校への入学手続

小学校卒業見込みの児童の保護者に、入学予定の年の1月下旬に入学通知書を送ります。市立小学校に在学中の方は在学の小学校へ、それ以外の方は指定の中学校へ入学届を提出してください。

国・私立小学校・国・府・私立中学校へ入学するとき

入学する国・私立小学校・国・府・私立中学校の入学許可書か承諾書を、校区の小・中学校へ提出してください。

▶ 学務課

☎228-7485・FAX228-7256

障害のある子どもの入学(就学)

障害のある子どもの小・中学校への入学(就学)についての相談をお受けします。

小学校入学前については、お住まいの校区の小学校で相談できます。

▶ 支援教育課

☎228-7436・FAX228-7421

転校するとき

区役所企画総務課(南区役所は区政企画室)に就学相談員を配置し、相談をお受けしています。

市内で転居するとき

在学している学校から転校用在学証明書と教科書給与証明書をもらい区役所市民課へ。

市外へ転出するとき

区役所市民課へ転出届を提出し、転出証明書と転退学通知書を受け取り、転退学通知書を在学中の学校へ。

市外から転入したとき

前の学校が発行した転校用在学証明書と教科書給与証明書、前の市町村が発行した転出証明書を持って、区役所市民課へ転入届を提出。

外国の学校へ転校するとき

長期出国により転出届を提出するときは、区役所市民課へ届け出を。転出届を提出しないときは区役所企画総務課(南区役所は区政企画室)へ。なお、帰国後は速やかに区役所企画総務課で入学手続きをしてください。

▶ 区役所企画総務課

(南区役所は区政企画室)

☎P24・25参照

学務課

☎228-7485・FAX228-7256

不登校の子どもへの支援

教育支援教室(適応指導教室)

不登校の子ども(市内在住の小学4年生～中学生)を対象に、個別指導や集団活動などをおして支援します。入室を希望する場合は、学校の先生に相談してください。

【スプリングポート】

(堺区錦之町西2丁2-34)

▶ ☎232-5053・FAX232-5073

【ユアイルーム】

(美原区黒山167-9)

▶ ☎362-2554・FAX362-6501

(出張教育支援教室事務局(深井教室・桐教室))

▶ ☎270-8151

殿馬場中学校 夜間学級

義務教育を修了できなかった方や実質的に十分な教育を受けられなまま卒業した方のために、夜間学級を開設しています。

▶ 殿馬場中学校 夜間学級

☎221-0755・FAX224-1916

学務課

☎228-7485・FAX228-7256

就学援助・奨学金

経済的に困窮している方を対象に次の援助が受けられます。

小・中学生への援助

堺市 就学援助

検索

高校生の奨学金

堺市 奨学金

検索

▶ 学務課

☎228-7485・FAX228-7256

医療費援助

堺市 学校保健安全法医療券

検索

▶ 学校保健体育課

☎340-0316・FAX228-7421

教育相談窓口

▶ 区役所企画総務課

(南区役所は区政企画室)

☎P24・25参照

主に小・中学生の家庭教育や学校生活など、子どもに関する悩み相談をお受けします。
月～金曜日(祝休日、年末年始を除く)、9～17時

放課後における児童の活動支援

児童の健全育成や子育て支援のため、放課後に市内の小学校などを利用して、さまざまな活動を行なっています。

堺市 放課後対策

検索

▶ 放課後子ども支援課

☎228-7491・FAX228-7009





ごみ・衛生・上下水道

ごみの収集

生活ごみ

家庭から出る生ごみなどは、週2回、無料で収集しています。ただし、商店・会社などから出るごみは収集できません。

出し方

45ℓ以下の無色透明か白色半透明の袋(レジ袋可)に入れて、家の前か地域で申し合わせた場所へ出してください。

申込

転入・転居の届け出のときに、一般廃棄物処理申込書を区役所市民課へ提出してください。

資源ごみ

家庭から出るごみのうち、再資源化が可能な資源ごみは、次のとおり分別収集しています。

缶・びん

出せるもの

飲料類、酒類、調味料類などの空き缶・空きびん。

出せないもの

鍋・やかん、スプレー缶、カセットボンベなどの小型金属(小型金属で出してください)、塗料缶、18ℓ(一斗缶)以上の缶、板ガラス、鏡、陶磁器、化粧品・薬品などのびん
出し方は粗大ごみ受付センターにお問い合わせください。

▶▶▶P61参照

出し方

ふたや栓を取って、軽く水ですすぎ、つぶさず、45ℓ以下の無色透明か白色半透明の袋(レジ袋可)に入れて、決められた日の朝8時までに生活ごみと同じ場所に出してください。

プラスチック製容器包装

出せるもの

商品が入っていた容器や商品を包んでいた包装で、プラマーク(右図)のついているもの。



出せないもの

ハンガー、バケツ、ビデオテープ、CDケース、ビニールホースなどの

容器や包装ではないプラスチック製品、プラマークがあっても中身が残っているものや汚れているもの(生活ごみへ出してください)。

出し方

中身を取り除き、汚れているものは軽くすすぎ、45ℓ以下の無色透明か白色半透明の袋(レジ袋可)に入れて、決められた日の朝8時までに生活ごみと同じ場所に出してください。

ペットボトル

出せるもの

飲料類、酒類、調味料類の容器で、PETマーク(右図)があるもの。



出せないもの

食用油、ドレッシング、ソースなどの容器で、PETマークがあっても中身が残っているものや汚れているもの(生活ごみへ出してください)。

出し方

キャップとラベルを取り、軽くすすぎ、つぶして、45ℓ以下の無色透明か白色半透明の袋(レジ袋可)に入れて、決められた日の朝8時までに生活ごみと同じ場所に出してください(取りはずしたキャップとラベルは、プラスチック製容器包装に出してください)。

小型金属

出せるもの

フライパン、鍋・やかん、スプーン、はさみ、スプレー缶、カセットボンベなど(最大辺がおおむね30cm以下で全体の80%以上が金属でできたもの)。

出せないもの

乾電池や小型の家電製品(拠点回収場所へお持ち込みください)、自転車など30cmを超える大型の金属(粗大ごみへ出してください)。

出し方

フライパンなどは「金属」、刃物類は「金属キケン」、スプレー缶やカセットボンベは「スプレー缶」と貼り紙などで表示し、45ℓ以下の無色透明か白色半透明の袋(レジ袋可)に入れて、決められた日の朝8時までに粗大ごみと同じ場所に出してください。

臨時処理(有料)

対象

引っ越し、冠婚葬祭、植木の葉刈りなどで臨時に出るごみ。

費用

家庭系=1tまたは2㎡につき8,800円。
事業系=1tまたは2㎡につき1万7,600円。生ごみ、木、紙、繊維くず(産業廃棄物を除く)
処理手数料は現場で立ち会いのうえ、お支払いください。

▶▶▶環境業務課

☎228-7429・FAX229-4454

事業系ごみ

(許可業者への処理委託)

対象

事務所、事業所、店舗などから出る生ごみ、木、紙、繊維くず(産業廃棄物を除く)。

申込

市が許可した一般廃棄物収集運搬業者へ申し込んでください。委託契約の際は、市の許可を受けていることを必ず確認してください。

▶▶▶資源循環推進課

☎228-7479・FAX228-7063

ふれあいサポート収集

高齢の方や障害のある方で、自ら所定の場所へごみの排出が困難で、かつ身近な人の協力が得られない方へのごみ出しをサポートします(要件あり。要申込)。

生活ごみ・資源ごみ

週1回家の前までごみの収集に伺います。

粗大ごみ

家の中からごみを運び出し、収集を行います(年度内2回まで。粗大ごみ処理券が必要)。

要件など詳しくは市ホームページ(二次元コード)でご確認ください。



▶▶▶環境事業所

☎273-2682・FAX273-2674



詳しく知りたい時は 資源とごみの分別大辞典

家庭系ごみの分け方や出し方が大きな文字やイラストで分かりやすく書かれています。



市ホームページ(二次元コード)からダウンロードできます



分別が分からない時は ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

無料

「ごみの分別辞典」

排出したい品目名から分別方法を簡単に検索できます。



分別検索

資源やごみの品目から、分別方法を検索できます。

資源とごみの出し方

資源とごみの詳しい出し方や注意点を確認できます。

収集日カレンダー

お住まいの地域を設定することで、収集日をカレンダー形式で確認できます。アラームで収集日を知らせる機能があります。

クイズ

分別方法やリサイクルについて楽しく学ぶことができます。

資源やごみの分別方法や収集日に悩んだことはありませんか？

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は、分別方法を手軽に検索したり、資源やごみの収集日をお知らせする機能がついたアプリです。

右の二次元コードからダウンロードできます



ごみ・衛生・下水道

ごみの収集

分け方

出し方

缶・びん 収集 月2回

飲食料類などの缶・びん

スプレー缶・カセットボンベは小型金属へ

すすいでつぶさずに出す

缶・びんを同じ袋に

花瓶、薬瓶、化粧品は不燃小物類へ

プラスチック製容器包装 収集 週1回

プラマークが付いている物 容器類

発泡スチロール

包装類 野菜ネット

汚れている物は生活ごみへ

すすいで出す

袋は二重にしない

ペットボトル 収集 月2回

ペットボトルのマークが付いている物 PET

油分や汚れのある物は生活ごみへ

キャップとラベルはプラスチック製容器包装へ

すすいでつぶして出す

小型金属 収集 月1回

おおむね30cm以下で全体の80%以上が金属でできた物

家電製品は含まれません

スプレー缶・カセットボンベは必ず中身を使い切る

出し方を守らないことが原因で発火事故が多発しています!

・穴は開けない

・別袋に入れる

・「スプレー缶」と表示

生活ごみ 収集 週2回

生ごみ類

木くず(落ち葉や草など)

小枝は直径5cm未満、長さ30cm以内

紙くず・布類

プラスチック類(プラマークなし)

その他可燃物

木くず・紙くず・布類は1回あたり45ℓ以下の袋3袋(束)以内

油は紙や布に染み込ませる

とがった物は新聞紙などに包む

落ち葉や草は土を取り除く

粗大ごみ(有料) 申込制

おおむね30cmを超える耐久消費財など

粗大ごみ受付センターへ事前申込み

● 電話 (受付:月~金の午前9時~午後5時) 詳細はこちら

固定電話から **0120-00-8400**

携帯・IP電話から **06-6485-5048**

● インターネット (24時間受付)

市ホームページから専用ページへ

堺市 粗大ごみのインターネット受付 [検索](#)

不燃小物類(無料) 申込制

最大辺が30cm以下の不燃物及び複合物

水銀使用廃製品等 (蛍光管・乾電池・水銀体温計等) 拠点回収

水銀が使用されている物

蛍光管 乾電池・ボタン電池

水銀を使用した体温計・温度計・血圧計

回収ボックス設置拠点に設置する回収ボックス、または回収協力店の店頭で無料で回収します。

小型家電 拠点回収

回収ボックスの投入口(15cm×30cm)に入る小型家電

※ボックスに入らない大きさの物や回収対象品でない家電は、粗大ごみ・不燃小物類として排出してください。

市役所、各区役所(堺区役所除く)、市内協力店舗に設置する回収ボックスに入れてください(無料)。

ごみ・衛生・上下水道



ごみの収集

家庭の粗大ごみ(有料)、 不燃小物類(無料)

家庭から出る粗大ごみと不燃小物類の収集は、粗大ごみ受付センター(固定電話からは☎0120-00-8400 携帯・IP電話などからは☎06-6485-5048 インターネットからは二次元コード)へ申し込



んでください。粗大ごみ受付センターでは、収集日と品目ごとの手数料(品目により400~2,000円)などを案内します。手数料額分の粗大ごみ処理券(1枚400円)を粗大ごみ処理券取扱所(市内のコンビニ、農協など)で購入し、品目ごとに貼って収集日の朝9時までに出してください。

特定家庭用機器とパソコンは収集できません

- エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の特定家庭用機器は、家電リサイクル法によりリサイクルの対象となるため、市では収集できません。また、清掃工場への持ち込みもできません。家電販売店か大阪府電機商業組合堺支部(☎264-3710)、家電リサイクル券センター(☎0120-319640)へお問い合わせください。
- パソコンの回収は、メーカーなどの受付窓口へ直接申し込んでください。メーカーの受付窓口は、各社のホームページなどで確認してください。また、自作パソコン、事業撤退などによりメーカー不在のパソコンは、一般社団法人「パソコン3R推進協会」(☎03-5282-7685 ホームページ<https://www.pc3r.jp/>)へお問い合わせください。

水銀使用廃製品等の分別回収

家庭から出る蛍光灯(※)、乾電池・ボタン電池、水銀血圧計・水銀体温計・水銀温度計等を、各区役所や市内協力スーパー等で回収しています。詳しくは市ホームページ(二次元コード)からご確認



してください。※40形(長さ約122cm)以上の直管型蛍光灯は回収できません。排出される場合は、環境事業管理課にお問い合わせください。

☎環境事業管理課
☎228-7478・FAX229-4454

継続処理(有料)

内容

一般廃棄物のうち、焼却できるごみに限り、毎日(日曜日と1月1~3日を除く)収集します。

対象

- ①商店、会社、事務所、工場などから出るごみ(産業廃棄物を除く)。
- ②家庭ごみで毎日の収集を希望の場合

費用

- ①36ℓ容器で1日1個につき1カ月5,400円。
- ②36ℓ容器で1日1個につき1カ月3,100円。

申込

事前に環境業務課へ申し込んでください。

☎環境業務課

☎228-7429・FAX229-4454

臨時ごみの清掃工場への持ち込み(有料)

搬入先

クリーンセンター東工場(東区石原町1丁102)か臨海工場(堺区築港八幡町1-70)。

搬入時間

11時30分~16時30分(東工場)、8時30分~16時30分(臨海工場)。

費用

破砕機使用の場合は100kgまで一律1,700円、100kgを超える分は10kgごとに170円を加算。その他の廃棄物は100kgまで一律1,100円、100kgを超える分は10kgごとに110円を加算。

家庭ごみ(排出する方自らの搬入)

対象

家庭から出た臨時ごみ(処理困難物を除く)。

申込

運転免許証など住所を確認できるものを持って直接、清掃工場へ搬入(なるべく複数人で)してください。

事業系ごみ

対象

生ごみ・布・紙・木(産業廃棄物を除く)。

申込

事業所の所在地と排出場所を証明できるものを持って直接、清掃工場へ搬入(なるべく複数人で)してください。

☎クリーンセンター東工場

☎252-0815・FAX251-9646

クリーンセンター臨海工場

☎282-7400・FAX282-7870

消火器の廃棄

古くなった消火器は、錆(さび)などにより破裂の危険があります。廃棄する場合は、消火器リサイクル推進センター(☎03-5829-6773)へお問い合わせください。

☎予防査察課

☎238-6005・FAX228-8161

集団回収報償金

対象

自治会や子ども会など、営利を目的としない住民団体(事前に登録などの手続きが必要です)。

内容

家庭から出た新聞、雑誌・その他の古紙、ダンボール、紙パックや古布の集団回収に対し、報償金を交付します。

☎制度については資源循環推進課

☎228-7479・FAX228-7063

団体登録や報償金申請については区役所自治推進課

☎P24・25参照

小型家電の回収にご協力を

市内の施設や店舗に回収ボックスを設置し、ボックスの投入口(縦15cm×横30cm)に入る、家庭で不要になった携帯電話やデジタルカメラなどの電子機器類の小型家電を回収しています。

☎資源循環推進課

☎228-7479・FAX228-7063

市道下水などの 溝掃除後の汚泥処理

申込

溝掃除で出た汚泥の収集は、事前に環境業務課へ申し込んでください。無料。

地域の環境美化については

☎P65参照

☎環境業務課

☎228-7429・FAX229-4454



し尿の収集

収集申し込みや変更・廃止の届け

くみ取り手数料

定額制 (お送りする納付書で)	普通便槽	1人1カ月 240円
	無臭便槽	1人1カ月 240円 1便槽につき 360円加算
	簡易水洗式便槽	1人1カ月 620円
従量制(訪問徴収)		30ℓにつき 180円
臨時処理(現場徴収)		基本手数料1回 1,200円 300ℓまでごとに 1,800円

※表中の()は手数料の支払い方法です。

くみ取り作業がスムーズに行えるようスペースの確保などご協力をお願いします。

📞 環境業務課 ☎️228-7428・FAX 229-4454

浄化槽の適切な維持管理を

浄化槽は、年1回の定期検査と、定期的な保守点検、年1回以上の清掃が義務付けられています。それぞれ次の機関・業者に申し込んでください。

①定期検査=大阪府環境水質指導協会 ☎️257-3531

②保守点検=市に登録している保守点検業者

③清掃=市が許可した浄化槽清掃業者

くみ取り作業がスムーズに行えるようご協力をお願いします。

📞 ①②については環境業務課 ☎️222-9940・FAX 222-9876

③については浄化槽管理センター(清掃業許可業者事務局)
☎️233-5350・FAX 222-5771

衛生

ネズミや蜂などの衛生害虫でお困りの方

ネズミの捕獲かごの貸し出しや衛生害虫の相談を受け付けています。なお、駆除はしていません。

📞 生活衛生センター

☎️291-6464・FAX 291-6465

衛生検査

衛生研究所(堺区甲斐町東3丁2-8保健医療センター4階)では、次の検査をしています。事前にお問い合わせください。いずれも有料。

水質検査

対象 事業者。

内容 細菌(大腸菌群、レジオネラ属菌など)と理化学(pH値、鉄など)検査。

便検査

対象 市民、飲食店などの調理従事者。

内容 腸内病原菌(サルモネラ属菌、赤痢菌、腸管出血性大腸菌O157など)検査。

食品検査

対象 食品製造業や販売業者。

内容 食材の細菌と理化学(添加物など)検査。

📞 衛生研究所

☎️238-1848・FAX 227-9991

上下水道

水道料金

水道料金は、基本料金と従量料金の合計額に消費税等相当額を加えて計算します。お支払いは、便利で簡単なスマートフォンアプリ「すいりん」によるペーパーレス決済やクレジット決済、口座振替をご利用ください。クレジット決済は「すいりん」からお申込みいただけます。納入通知書でお支払いの場合は、金融機関かコンビニなどでお支払いください。バーコード入りの納入通知書は、モバイル決済(納入通知書の裏面に記載)でもお支払いいただけます。詳しくは、上下水道局お客様センターにお問い合わせください。

下水道使用料

公共下水道を使用している方に、水道の使用水量に応じて算出した下水道使用料を、水道料金と一緒に請求しています。お支払いなどの問い合わせについては、上下水道局お客様センターへご連絡ください。

水道メーターの定期取り替え

☑️ 要チェック!

上下水道局では、計量法に基づき、水道メーターを定期的に取り替えています。取り替え時期がきましたら、事前にハガキや「すいりん」などでお知らせします。なお、取り替えには委託業者が伺います。

📞 上下水道局お客様センター

☎️0570-02-1132

☎️251-1132・FAX 252-4132

水道水以外の水をお使いの方へ

水道水以外に井戸水などを、トイレ、洗濯などに利用している場合は、その使用水量を別に認定し、水道の使用水量と合算して下水道使用料を算出しますので、必ず届け出てください。

📞 給排水設備課

☎️250-3460・FAX 250-9164



水道の新設工事など

水道の新設・改造工事は、市指定給水装置工事事業者で行わなければなりません。必ず指定業者で工事をしてください。なお、新設するときには、加入金が必要です。

☎給排水設備課

☎250-4697・FAX250-9164

下水道の新設工事など

水洗化工事(排水設備工事)は、市指定排水設備工事事業者で行わなければなりません。必ず指定業者で工事をしてください。

水洗化トイレへの改造工事

公共下水道の供用開始が公示された区域に建物を所有する方は、公示日から3年以内に、くみ取り便所(浄化槽式便所を含む)を水洗トイレに改造してください。

☎給排水設備課

☎250-5208・FAX250-9164

こんなときは上下水道局お客様センターへ

次の届け出や問い合わせを受け付けています。

水道の使用開始や休止の届け出

必ず5日前までにご連絡ください。上下水道局ホームページ<<https://water.city.sakai.lg.jp/>>やスマートフォンアプリ「すいりん」でも受け付けます。

水漏れ

- 道路＝上下水道局お客様センターへ。
- 敷地内・屋内＝市指定給水装置工事事業者(上下水道局ホームページ参照)へ。できるだけ複数の業者から見積りを取り、内容を検討してください。マンションなどの建物で施設の管理を管理会社などが行っている場合は、そちらへご相談ください。
- 蛇口からの水漏れは、ほとんどがパッキンを取り替えると止まります。パッキンの取り替えは家庭でもできます。なお、蛇口の種類によっては、専用パッキンが必要なものもありますので、メーカーにお問い合わせください。

赤い水や白い水が出たら

赤く濁った水は、水道工事などで水道管内の水の流れが急激に変わったときに、管の中の鉄さびが流れ出したものです。しばらく放流しても、きれいにならない場合は、上下水道局お客様センターへご連絡ください。また、白く濁った水は、空気中の細かい泡が水の中に混ざったものですので、安心してご使用ください。

給水管などの修理・修繕

給水管、メーターボックスなどは個人の財産です(メーターを除く)。適正な管理をしてください。道路部分を除き、修理などの維持管理費用は自己負担となります。

公共ます・下水管の臭気、つまり、水路の清掃依頼
危機事象発生時(浸水被害)などの緊急連絡

その他上下水道に関すること

上下水道局お客様センター

☎0570-02-1132
☎251-1132・FAX252-4132

受付時間

月～金曜日 8:45～19:00
土・日曜日、祝休日
9:00～17:00
※ただし、赤水などに関するお問い合わせ、道路上での水漏れや下水管の詰まりなどの緊急の場合は24時間受け付けています

※上下水道局お客様センターでの受付業務は外部委託しています。

便利なスマートフォンアプリ

「すいりん」

使用水量・料金等確認や支払いには「すいりん」を是非ご利用ください。詳しくは上下水道局ホームページをご確認ください。



ごみ・衛生・上下水道

上下水道

いくつ知ってる? 百舌鳥古墳群 前方後円墳

おさめづか 収塚古墳

墳丘長59mの前方後円墳で、削られた前方部が短い帆立貝形をしている。仁徳天皇陵古墳の陪塚と考えられる。5世紀中ごろ。国史跡。堺区百舌鳥夕雲町。

いくつ知ってる? 百舌鳥古墳群 前方後円墳

もんじゅづか 文珠塚古墳

墳丘長59.1mの前方後円墳。5世紀。丘陵の頂上に造られ、濠(ほり)は設けられていなかった。国史跡。西区上野芝向ヶ丘町。

いくつ知ってる? 百舌鳥古墳群 前方後円墳

まごだゆうやま 孫太夫山古墳

墳丘長65mの前方後円墳で前方部が短い帆立貝形をしている。仁徳天皇陵古墳の陪塚。5世紀中ごろ。削られた前方部は復元されている。堺区百舌鳥夕雲町。

▶ 問い合わせ先 / 参考ページ / 二次元コードでチェック

ごみ・衛生・上下水道





住まい・まちづくり

住まいとまち

土地を買うときには

用途地域などの確認

▶都市計画課

☎228-8398・FAX228-8468

公示地価などの閲覧

▶財産活用課

☎228-7409・FAX228-7856

入居者などの募集

募集時期など詳しくは、市ホームページなどでお知らせします。

市営住宅

対象 住宅にお困りの低額所得者。

▶堺市営住宅管理センター

☎228-8225・FAX228-8223

住宅改良課

☎228-8113・FAX228-8034

特定公共賃貸住宅(市建設型)

対象 中堅所得者。

▶堺市営住宅管理センター

☎228-8225・FAX228-8223

新・増・改築するときには

建築する場所の用途地域などを都市計画課で確認し、建築基準法や関係法令に従った建物を建ててください。原則として、建物を新・増・改築するときには建築確認申請が必要です。また、既存の建物の用途を変更する場合も申請が必要な場合があります。

なお、申請前に「開発行為等の手続に関する条例」に基づく要否判定が必要です。

建物の建築確認申請と検査

建物の敷地と道路

▶建築安全課

☎228-7936・FAX228-7854

開発行為などの手続に関する要否判定

▶宅地安全課

☎228-7483・FAX228-7854

風致地区内(大仙・浜寺)での建築など

▶公園緑地整備課

☎228-7424・FAX228-1336

大規模建築物の新・増・改築や色彩変更など

景観地区内での建築や外壁の塗り替えなど

▶都市景観室

☎228-7432・FAX228-8468

建築物の解体などをするときには

届け出

●建築物や工作物の分別解体など

▶建築安全課

☎228-7936・FAX228-7854

●土木工事の工作物の分別解体など

▶土木監理課

☎228-7416・FAX228-3964

●再資源化や廃棄物処理施設について

▶環境対策課

☎228-7476・FAX228-7317

開発許可など

特定の区域で、一定規模以上の開発行為や建物などの建築をする場合は、事前に許可などが必要です。

▶宅地安全課

☎228-7483・FAX228-7854

屋外広告物の掲出には申請を

▶都市景観室

☎228-7432・FAX228-8468

駐車場の設置は届け出を

面積が500㎡以上の有料駐車場を設置したり変更したりするときは、事前に届出が必要です。

▶交通政策担当

☎228-7756・FAX228-8468

道路の使用

次の道路管理機関か、近くの警察署へお問い合わせください。

●国道26号

▶国土交通省大阪国道事務所
南大阪維持出張所

☎0725-23-1051

●市道、府道、国道309・310号

▶路政課

☎228-7417・FAX228-8865

地域整備事務所

下表参照

道路の陥没などを見つけたら

●国道26号=国土交通省大阪国道事務所南大阪維持出張所(☎0725-23-1051)

●市道、府道、国道309・310号=地域整備事務所(下表参照)

名称	所在地など	所管区域
西部地域整備事務所	堺区南田出井町1丁1-1 ☎223-1600 FAX223-6767	堺区 西区
北部地域整備事務所	北区新金岡町4丁1-5 ☎258-6782 FAX258-6843	東区 北区 美原区
南部地域整備事務所	南区茶山台1丁6-1 ☎298-6572 FAX291-4390	中区 南区

私道などの整備に補助金

一般の通行に利用されている私道などで、規則に定めた要件を満たしていれば、舗装や擁壁、側溝などの整備工事の一部を補助する制度があります。

▶地域整備事務所

上表参照

住まい・まちづくり

住まいとまち

公園

公園施設の破損などを見つけたときは、公園事務所へお知らせください(下表参照)。

名称	所在地など	所管区域
大浜公園事務所	堺区大浜北町4丁3-50 (大浜公園内) ☎232-1489 FAX228-8897	堺区 (大仙公園を除く) 西区 北区
大仙公園事務所	堺区東上野芝町1丁4-3(1階) (大仙公園内) ☎241-0291 FAX241-6187	大仙公園
原池公園事務所	中区八田寺町320 (原池公園内) ☎276-6818 FAX279-9711	中区 東区 美原区
泉ヶ丘公園事務所	南区若松台2丁5-2 (大蓮公園内) ☎291-1800 FAX296-9676	南区

📍公園事務所 上表参照

環境を守るために

環境情報の提供

環境の汚染状況を調べるために、大気汚染、水質汚濁などを測定・調査しています。測定・調査結果などは、「堺の環境」に掲載しています。「堺の環境」は市ホームページや図書館などでご覧になれます。

市内の大気汚染状況や光化学スモッグ情報は、府ホームページでご覧になれます。

大阪府の大気情報 検索

📍環境共生課

☎228-7440・FAX228-7317

公害に関する相談

工場・事業場などによる大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動、交通公害、土壌汚染などの公害に関する問題についての相談を受け付けます。

📍環境対策課

☎228-7474・FAX228-7317

地域の環境美化

不法投棄の対応や巡回、町会清掃ごみの回収受け付けを行っています。

📍区役所自治推進課(地域美化)

📖P24・25参照

建物の耐震化促進

建物の耐震化を促進するための補助金を用意しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

木造住宅の無料耐震診断

昭和56年5月以前に建築された3階建て以下の木造住宅に無料で耐震診断員を派遣します。

耐震診断補助

耐震改修設計・工事補助

ブロック塀などの撤去補助

土砂災害特別警戒区域内の住宅取り壊しなどを補助

📍建築防災推進課

☎228-7482・FAX228-7854

住宅専門家相談 (空き家を含む)

対象

- 管理相談(市内分譲マンション)=管理組合役員、区分所有者。
- 法律・相続・活用相談=市内在住の方など。

📍住宅まちづくり課

☎228-8215・FAX228-8034

交通

堺市乗合タクシー (要予約)

路線バスのように運行ルート、停留所、時刻表が決められており、鉄道駅やバス停から離れた地域と鉄道駅などを結んでいます。予約制。詳しくは市ホームページや区役所などにあるパンフレットでご覧になれます。

料金

1乗車1人につき大人300円、小学生150円、おでかけ応援カード(📖P44参照)利用者100円、障害のある方などは大人150円、小学生80円。

📍公共交通担当

☎228-7549・FAX228-8468



堺市シェアサイクル

自転車を複数の利用者が共同で使う交通システムで、どのポート(専用駐車場)でも貸し出し・返却ができます。通学や通勤、ビジネス、観光などさまざまな目的で利用できます。利用にはアプリが必要です。

- 料金: 130円/30分(30分経過後)以降100円/15分の従量課金(12時間最大1800円)

ポートの場所など詳しくはアプリ(二次元コードからダウンロード)でご確認ください。



📌 自転車企画推進課

☎️ 228-7636 • 📠 228-0220

自転車などの放置防止

放置自転車などの撤去

駅周辺に自転車・ミニバイクの放置禁止区域を設け、放置されたものは撤去しています。

〈阪和線〉浅香、堺市、三国ヶ丘、百舌鳥、上野芝、津久野、鳳

〈南海線〉七道、堺、湊、石津川、諏訪ノ森、浜寺公園

〈高野線〉浅香山、堺東、三国ヶ丘、百舌鳥八幡、中百舌鳥、白鷺、初芝、萩原天神、北野田

〈地下鉄〉北花田、新金岡、なかもず

〈泉北高速〉深井、泉ヶ丘、榎・美木多、光明池

これは、「自転車等の放置防止に関する条例」に基づいて実施しているものです。放置禁止区域には右図のような標識や路面タイルを設置しています。自転車、ミニバイクは、駐車場に置いてください。撤去した自転車などは、返還所で保管しています。心当たりの方は、鍵、本人確認のできるもの(運転免許証など)、撤去保管料(自転車3,000円、ミニバイク4,000円)を持ってお越しください。業務時間は次のとおりです。30日以上引き取りがない場合は市で処分します。



〔自転車保管返還所〕日曜日、祝休日、年末年始は返還できません。

- 月～金曜日=9～17時15分(水曜日は19時まで)
- 土曜日=10～17時

返還所	所在地など	撤去区域
三国ヶ丘自転車保管返還所	堺区向陵東町1丁12-15 ☎️252-0294	浅香、堺市、三国ヶ丘、百舌鳥、上野芝、北花田、新金岡、中百舌鳥、津久野、鳳、浅香山、堺東、百舌鳥八幡の各駅周辺
榎自転車保管返還所	南区桃山台1丁23-11 ☎️298-6571	泉ヶ丘、榎・美木多、光明池の各駅周辺
深井自転車保管返還所	中区東山147 ☎️236-0817	白鷺、初芝、萩原天神、北野田、深井の各駅周辺
湊自転車保管返還所	堺区出島海岸通4丁4-10 ☎️243-9050	七道、堺、湊、石津川、諏訪ノ森、浜寺公園の各駅周辺

有料自転車等駐車場

放置禁止区域を設けている駅周辺では、自転車などの駐車場は有料です。料金は下表のとおり。

〔定期使用〕

使用車種	所在地など	区分	定期駐車券の有効期間			
			1カ月券	3カ月券	6カ月券	
自転車	立体	地・1・2階	一般	2,080円	5,650円	11,300円
			学生	1,670円	4,500円	9,000円
		上記以外	一般	1,560円	4,400円	8,800円
			学生	1,250円	3,460円	6,920円
		屋根あり	一般	1,880円	5,020円	10,040円
			学生	1,470円	3,980円	7,960円
屋根なし	一般	1,560円	4,400円	8,800円		
	学生	1,250円	3,460円	6,920円		
原動機付自転車(50cc以下)	屋根あり		3,130円	8,480円	16,960円	
	屋根なし		2,610円	7,220円	14,440円	
自動二輪	屋根あり		3,660円	9,840円	19,680円	
	屋根なし		3,030円	8,370円	16,740円	

〔一時使用〕(一部の駐車場では利用できません。)

自転車	110円	原動機付き自転車(50cc以下)	220円	自動二輪	270円
-----	------	------------------	------	------	------

📌 自転車対策事務所 ☎️252-0525 • 📠250-2570

保管・返還については各保管返還所 上表参照





広報・広聴・市政情報・市議会・選挙

広報

市政やイベントなど旬の情報を中心にお届けします。

広報さかい

市の施策や催しなどを掲載した広報紙(毎月1日発行)です。

「広報さかい」声のデジ版点字版
声のデジ版と、内容を抜粋・要約した点字版(いずれも毎月5日発行)を作成しています。市内在住で視覚障害のある方などに、希望のいずれかを郵送でお届けします。

堺市ホームページ

<https://www.city.sakai.lg.jp>

SNS



堺市
広報課

Twitterは
こちらから



堺市
広報課

Facebookは
こちらから



堺市

ラインはこちらから



堺市公式
Instagram

Instagram
はこちらから



▶広報課

☎228-7402・FAX228-8101

▶広報戦略推進課

☎228-7340・FAX228-8101

広聴

市民の声を市政に

市政への意見・提案を各担当課でお受けしているほか、次のような制度もあります。

市政への提案箱

市政に関する提案を、市ホームページや市の施設に設置している「市政への提案箱」で募集しています。

市民の声

市民の皆さんから寄せられる意見・提案などに対する市の考え方を、市ホームページで「市民の声Q&A」として公開しています。

市政モニター

市政の重要課題や市民生活に関係の深い問題について、市民意識を把握し、市政運営に反映させるため、市政モニターを募集しアンケートを実施しています。

パブリックコメント

市の基本的な計画などを立案する過程で、これらの案の趣旨、内容などを公表し、市民の皆さんから意見を募集します。

▶市政情報課

☎228-7475・FAX228-7444

市政情報

情報公開

情報公開条例に基づき、市が保有する公文書(文書・図画・写真・フィルム・電磁的記録)を公開します。

請求できる方

誰でも請求できます。

閲覧・写しの交付

公文書の閲覧と写しの交付が可能です。手数料は無料ですが、写しの交付にかかる費用(コピー代など)は自己負担です。

個人情報の本人開示など

個人情報保護条例に基づき、市の保有する公文書に記録されている個人情報については、その情報の本人であれば開示します。

請求できる方

本人であれば、誰でも請求できます。ただし、本人確認が必要ですので、本人であることを確認できるもの(運転免許証など)をご持参ください。

閲覧・写しの交付

閲覧と写しの交付は情報公開と同じです。

市政情報センター

市政情報センター(市役所高層館3階)では、市の施策や事業など、市

政に関する情報を市民の皆さんに知っていただくため、同センター配架資料・DVD・市ホームページなどを自由に閲覧・視聴ができます。また、一部刊行物の購入や同センター配架資料のコピー(有料)もできます。

9～17時30分(月～金曜日)。土・日曜日、祝休日、年末年始は休み。

▶市政情報課

☎228-7439・FAX228-7444

区役所市政情報コーナー

区役所(堺区役所を除く)に市政情報コーナーを設けています。市などが発行した刊行物やパンフレット、DVDなどを閲覧・視聴できるほか、市勢要覧・都市計画に関する地図など一部刊行物の販売も行っています。また、行政資料のコピー(有料)もできます。9～17時15分(月～金曜日)。土・日曜日、祝休日、年末年始は休み。

▶区役所企画総務課(南区役所は総務課)

☎P24・25参照

市議会

選挙により選ばれた議員で構成され、市の方針や重要な事項を審議し、市としての意思を決定します。市長はこの決定に基づき市政を進めます。傍聴や請願、陳情など詳しくは市ホームページ参照。

▶議会事務局

☎228-7811・FAX228-7881

選挙

期日前・不在者投票など詳しくは市ホームページ参照。

▶市選挙管理委員会事務局

☎228-7875・FAX228-7883

区選挙管理委員会事務局

☎P24・25参照



施設案内

スポーツ・アウトドア

公園

名称	問合せ	所在地・最寄駅	主な施設
金岡公園	▶大浜公園事務所 ☎232-1489 FAX 228-8897	北区長曾根町 南海バス公園北口・金岡公園前、御堂筋線新金岡	体育館、陸上競技場、テニスコート、野球場、プール
浅香山公園		堺区浅香山町2丁 南海バス愛泉学園前、阪和線浅香、高野線浅香山	野球場
三宝公園		堺区山本町4丁 南海バス三宝	野球場
土居川公園		堺区榎屋町東4丁 高野線堺東	テニスコート
大浜公園		堺区大浜北町4・5丁 南海線堺	プール、体育館、テニスコート、野球場、相撲場
家原大池公園		西区家原寺1丁 阪和線津久野	体育館
大仙公園	▶大仙公園事務所 ☎241-0291 FAX 241-6187	堺区百舌鳥夕雲町2丁 南海バス大仙公園西・もず駅前・堺市博物館前・旭ヶ丘 阪和線百舌鳥	
	▶都市緑化センター ☎247-0310		
	▶日本庭園 ☎247-3670		
	▶堺市博物館 ☎245-6201		
	▶自転車ひろば ☎221-3196		
	▶中央図書館 ☎244-3811		
	▶茶室「仲庵」 ☎247-1447		
▶杉風舎(売店) ☎247-0294			
原池公園	▶原池公園事務所 ☎276-6818 FAX 279-9711	中区八田寺町320 南海バス小阪	体育館、スケートボードパーク、グラウンドゴルフフィールド、バーベキュー広場
白鷺公園		東区白鷺町1丁 高野線白鷺	野球場、運動広場
大池公園		美原区小寺12 南海バス菩提	自由広場

名称	問合せ	所在地・最寄駅	主な施設	
大蓮公園		南区若松台2丁5 泉北高速鉄道泉ヶ丘	キャンプ、バーベキューなどの複合施設など 📖P71参照	
鴨谷公園		南区鴨谷台2丁4 泉北高速鉄道光明池	体育館、野球場	
荒山公園		南区宮山台2丁3 南海バス宮山台2丁	テニスコート	
田園公園		南区三原台2丁9 泉北高速鉄道泉ヶ丘	自由広場	
西原公園	▶泉ヶ丘公園事務所 ☎291-1800 FAX 296-9676	南区桃山台1丁4 泉北高速鉄道榎・美木多		
晴美公園		南区晴美台3丁6 南海バス帝塚山学院 泉ヶ丘駅前		
茶山公園		南区茶山台3丁24 南海バス茶山台センター		
庭代公園		南区庭代台2丁5 南海バス庭代台センター		
原山公園		南区原山台2丁5 泉北高速鉄道榎・美木多		ジム・プール・多目的コート
御池公園		南区御池台2丁2 南海バス庭代台中学校前		自由広場

体育館

名称	申込み・問合せ	所在地・最寄駅
大浜だいしんアリーナ・だいしん大浜武道館(大浜体育館・大浜武道館)	☎225-4421 FAX 225-4425	堺区大浜北町5丁7-1 南海線堺
原池公園体育館	☎278-1004 FAX 278-1044	中区八田寺町320 南海バス久世小学校前・天の橋
初芝体育館	☎285-0006 FAX 285-7318	東区野尻町221-4 高野線初芝
家原大池体育館	☎271-1718 FAX 271-1793	西区家原寺町1丁18-1 阪和線津久野
鴨谷体育館	☎296-1717 FAX 294-1766	南区鴨谷台2丁4-1 泉北高速鉄道光明池
金岡公園体育館	☎254-6601 FAX 251-0509	北区長曾根町1179-18 御堂筋線新金岡、 南海バス公園北口・金岡公園前
美原体育館	☎361-4511 FAX 361-4513	美原区多治井878-1 南海バス美原区役所前、多治井北 近鉄バス黒山中
美原B&G海洋センター体育館		美原区阿弥377-1 南海バス農芸高校前、 近鉄バス余部
人権ふれあいセンター	☎245-2525 FAX 245-2535	堺区協和町2丁61-1 南海バス旭ヶ丘北町・大仙西町 団地前

施設案内

スポーツ・アウトドア

テニスコート・フットサルコート・プールなど

名称	申込み・問合せ	所在地・最寄駅
土居川公園テニスコート	▶大浜体育館・大浜武道館 ☎225-4421・FAX225-4425	堺区榎屋町東4丁 高野線堺東
大浜だいしんテニスコート (大浜公園テニスコート)		堺区大浜北町4丁 南海線堺
陶器テニスコート	▶管理事務所 ☎・FAX237-8127	中区陶器北434 南海バス福田中
初芝テニスコート	▶管理事務所 ☎285-6681・FAX285-7318(初芝体育館)	東区野尻町221-4 高野線初芝
荒山テニスコート	▶管理事務所 ☎297-0005・FAX297-0105	南区宮山台2丁3 南海バス竹城台口
金岡公園テニスコート	▶金岡公園体育館 ☎254-6601・FAX251-0509 (雨天などによる使用可否の問合せ ☎252-6015)	北区長曾根町1179-18 御堂筋線新金岡、南海バス公園北口・金岡公園前
多治井テニスコート	▶美原体育館 ☎361-4511・FAX361-4513	美原区多治井878-3 南海バス美原区役所前、多治井北 近鉄バス黒山中
みの池テニスコート	▶美原体育館 ☎361-4511・FAX361-4513 (雨天などによる使用可否の問合せ ☎362-5443)	美原区阿弥377-1 南海バス農芸高校前、近鉄バス余部
さつき野テニスコート	▶美原体育館 ☎361-4511・FAX361-4513 (雨天などによる使用可否の問合せ ☎362-7833)	美原区さつき野西2丁目22-1 近鉄バスさつき野公園前
人権ふれあいセンター テニスコート・フットサルコート	▶人権ふれあいセンター ☎245-2525・FAX245-2535	堺区協和町2丁61-1 南海バス旭ヶ丘北町・大仙西町団地前
金岡公園プール	▶金岡公園プール事務所 ☎・FAX253-0080	北区長曾根町1179-18 御堂筋線新金岡、南海バス公園北口・金岡公園前
大浜公園プール	▶大浜公園プール事務所 ☎・FAX232-1647	堺区大浜北町4丁3-50 南海線堺
マルエス堺原山公園プール 多目的コート(テニス・フットサルなど)	▶マルエス堺原山台ジム ☎298-9988・FAX284-8826	南区原山台2丁5-1 泉北高速鉄道榎・美木多
美原B&G 海洋センター	▶美原体育館 ☎361-4511・FAX361-4513	第1プール 美原区小平尾405-9 南海バス美原区役所前・船戸下
		第2プール 美原区北余部324 南海バス大饗

野球場

名称	申込み・問合せ	所在地・最寄駅
大浜だいしんスタジアム (大浜公園野球場)	▶大浜体育館・大浜武道館 ☎225-4421・FAX225-4425	堺区大浜北町4丁 南海線堺
三宝公園野球場		堺区山本町4丁 南海バス三宝公園前
浅香山公園野球場		堺区浅香山町2丁 南海バス愛泉学園前、阪和線浅香、高野線浅香山
くら寿司スタジアム堺 (原池公園野球場)	☎242-7059・FAX242-7065	中区平井411 南海バス久世小学校前・天の橋
陶器野球場	▶管理事務所 ☎・FAX237-8127	中区陶器北434 南海バス福田中
初芝野球場	▶初芝体育館 ☎285-0006・FAX285-7318	東区野尻町221-4 高野線初芝
白鷺公園野球場	▶初芝体育館 ☎285-0006・FAX285-7318	東区白鷺町1丁14 高野線白鷺
みなと堺グリーンひろば (運動ひろば野球場・硬式野球場)	▶家原大池体育館 ☎271-1718・FAX271-1793 ▶みなと堺グリーンひろば管理事務所 ☎244-8411	西区築港新町3丁54および4丁 南海線石津川
鴨谷野球場	▶鴨谷体育館 ☎296-1717・FAX294-1766	南区鴨谷台2丁4-1 泉北高速鉄道光明池
金岡公園野球場	▶金岡公園体育館 ☎254-6601・FAX251-0509 (雨天などによる使用可否の問合せ ☎252-6015)	北区長曾根町1179-18 御堂筋線新金岡、南海バス公園北口・金岡公園前
みの池野球場	▶美原体育館 ☎361-4511・FAX361-4513 (雨天などによる使用可否の問合せ ☎362-5443)	美原区阿弥377-1 南海バス農芸高校前、近鉄バス余部
さつき野野球場	▶美原体育館 ☎361-4511・FAX361-4513 (雨天などによる使用可否の問合せ ☎362-7833)	美原区さつき野西2丁目22-1 近鉄バスさつき野公園前

施設案内



スポーツ・アウトドア

陸上競技場・相撲場・スケートボードパーク・運動広場

名称	申込み・問合せ	所在地・最寄駅
金岡公園陸上競技場	▶ 金岡公園体育館 ☎254-6601・FAX251-0509	北区長曾根町1179-18 御堂筋線新金岡、南海バス公園北口・金岡公園前
大浜公園相撲場	▶ 大浜体育館・大浜武道館 ☎225-4421・FAX225-4425	堺区大浜北町4丁 南海線堺
原池公園スケートボードパーク	☎278-6868・FAX278-1044(原池公園体育館)	中区八田寺町320-20 南海バス久世小学校前
人権ふれあいセンター運動広場	▶ 人権ふれあいセンター ☎245-2525・FAX245-2535	堺区協和町2丁61-1 南海バス旭ヶ丘北町・大仙西町団地前
白鷺公園運動広場	▶ 初芝体育館 ☎285-0006・FAX285-7318	東区白鷺町1丁14 高野線白鷺
田園公園自由広場	▶ 堺市公園協会 ☎245-0070・FAX245-0069	南区三原台1・2丁 泉北高速鉄道泉ヶ丘
西原公園自由広場		南区桃山台1・2丁 泉北高速鉄道梅・美木多
御池公園自由広場		南区御池台2丁2 南海バス庭代台中学校前
晴美公園自由広場		南区晴美台3丁6 南海バス帝塚山学院泉ヶ丘校前
茶山公園自由広場		南区茶山台3丁24 南海バス茶山台センター
庭代公園自由広場		南区庭代台2・3丁 南海バス原山台4丁
大池公園自由広場	▶ 原池公園事務所 ☎276-6818・FAX279-9711	美原区小寺12 南海バス菩提
みなと堺グリーンひろば (芝生ひろば運動場)	▶ 家原大池体育館 ☎271-1718・FAX271-1793 ▶ みなと堺グリーンひろば管理事務所 ☎244-8411	西区築港新町3丁54および4丁 南海線石津川
多治井運動場	▶ 美原体育館 ☎361-4511・FAX361-4513	美原区多治井878-3 南海バス美原区役所前、多治井北 近鉄バス黒山中

その他のスポーツ施設

名称	電話・FAX番号	所在地・最寄駅
のびやか健康館	☎246-5051 FAX246-5041	北区金岡町2760-1 南海バス大泉緑地前
美原総合スポーツセンター	☎369-0577 FAX369-0576	美原区小平尾1141-1 近鉄バスさつき野センター前、大阪橋
J-GREEN堺 (サッカー・ナショナルトレーニングセンター)	☎222-0123 FAX222-3355	堺区築港八幡町145 南海バス・Jグリーン堺クラブハウス前・Jグリーン堺南口・堺浜北
マルエス堺原山台ジム 多目的コート	☎298-9988 FAX284-8826	南区原山台2丁5-1 泉北高速鉄道梅・美木多

施設案内

スポーツ・アウトドア

野外活動(バーベキューなど)など

名称	申込み・問合せ	所在地・最寄駅	施設概要
堺浜自然再生 ふれあい ビーチ	▶ペリエリア推進担当 ☎228-8033 FAX 228-8034	堺区築港八幡町 1-129地先 南海バスJグリーン 堺南口	海辺の散策や 水辺遊び、海 の自然観察な どが楽しめる 砂浜。水質浄 化や生物多様 性の保全、再 生に向けた実 験の場。
海との ふれあい 広場	▶ペリエリア推進担当 ☎228-8033 FAX 228-8034	堺区匠町6-1 南海バス堺浜シー サイドステージ、匠町 ※バス停から広場 まで約2kmの距 離があります。	鳥や昆虫たち がやってくる 自然体感ス ポット。海釣り テラスやバー ベキュー広 場、ドッグラン など。災害時 には防災拠点 となります。
Minaさかい 市民交流広場	▶都心活性化担当 ☎228-7514 FAX 228-8034	堺区南瓦町3-1他 高野線堺東	市役所前から 堺地方合同庁 舎前を市民交 流広場として 整備。イベン ト利用などが 可能。
ICOROBA (イコロバ)	☎06-6942-0828	堺区百舌鳥夕雲町 2丁(大仙公園内) 南海バス大仙公園西 阪和線百舌鳥	
matoi (マトイ)	☎275-5730	中区八田寺町 320-20 (原池公園内) 南海バス久世小学 校前	
Design Ohasu Days (デザイン オオハス デイズ)	☎202-8841	南区若松台2丁5 (大蓮公園内) 泉北高速鉄道泉ヶ丘	
堺・緑の ミュージアム ハーベストの丘	☎296-9911 FAX 296-9920	南区鉢ヶ峯寺 2405-1 泉北高速鉄道泉ヶ 丘から南海バス ハーベストの丘	体験型農業公 園。農産物の直 売所や農産物 加工体験実習 館を中心に、 レストラン、 バーベキュー サイト、小動物 とのふれあい 広場、クラフト や陶芸の体験 施設など。
フォレスト ガーデン	▶まちかどステ ーションヤオヨロ ズヤ内 みんなの里山 倶楽部事務局 ☎・FAX 289-7139	南区釜室188-1 ほか 南海バス槇塚台2 丁・妙見下	自然と親し み、農林業体験 を楽しむレク リレーション 施設。284区画 の市民菜園、展 望台、散策路、 休憩所など。

名称	申込み・問合せ	所在地・最寄駅	施設概要
堺自然 ふれあいの森	☎290-0800 FAX 290-0811	南区畑1740 南海バス公園墓地北口 ※日曜日・祝休日は 直行便あり	市民協働によ り豊かな自然 環境や多様な 生き物の生息 空間の保全に 取り組んでいる 里山公園。「森 の学校」とし て、森の整備 ・農作業体験 ・生き物観察 会、クラフト教 室などのプロ グラムを提供。
舟渡池公園	▶原池公園事務所 ☎276-6818 FAX 279-9711	美原区阿弥131-1 南海バス美原区役所前	
東吉野 ふるさと村	▶ふるさと村ビジ ターセンター内 管理事務所 ☎0746-43-0413 FAX 0746-43-0500	奈良県吉野郡 東吉野村大字 大豆生739 近鉄大阪線榛原か らバスを利用の 際は東吉野村役 場(☎0746-42- 0441)に相談し てください。	

施設案内



スポーツ・アウトドア

文化・教養・国際

図書館・図書室

名称	所在地・最寄駅	電話・FAX番号
中央図書館	堺区大仙中町18-1 阪和線百舌鳥、南海バス大仙公園西	☎ 244-3811 FAX 244-3321
堺市駅前分館	堺区田出井町1-1-300 (ベルマーージュ堺番館内) 阪和線堺市	☎ 222-0140 FAX 222-0158
図書館カウンター 堺東	堺区三国ヶ丘御幸通154 (ジョルノ内) 高野線堺東 ※返却と予約資料の受取のみ	☎ 232-1011
中図書館	中区深井清水町1426(ソフィア・堺内) 泉北高速鉄道深井、南海バス中深井北	☎ 270-8140 FAX 270-8149
東百舌鳥分館	中区土塔町2363-23 (東百舌鳥公民館内) 泉北高速鉄道深井、南海バス土塔	☎ 234-9600 FAX 235-8010
東図書館	東区北野田1077(アミナス北野田内) 高野線北野田	☎ 235-1345 FAX 236-1517
初芝分館	東区野尻町221-4(初芝体育館内) 高野線初芝	☎ 286-0071 FAX 286-0091
西図書館	西区鳳南町4丁444-1 阪和線鳳、南海バス長承寺	☎ 271-2032 FAX 271-3002
南図書館	南区茶山台1丁7-1 (泉ヶ丘市民センター内) 泉北高速鉄道泉ヶ丘	☎ 294-0123 FAX 298-0597
梅分館	南区桃山台2丁1-2(梅文化会館内) 泉北高速鉄道梅・美木多	☎ 296-0025 FAX 296-0034
美木多分館	南区鴨谷台2丁4-1(鴨谷体育館内) 泉北高速鉄道光明池	☎ 296-2111 FAX 296-2151
北図書館	北区新金岡町5丁1-4(北区役所内) 御堂筋線新金岡、南海バス北区役所前	☎ 258-6850 FAX 258-6851
美原図書館	美原区黒山167-14 南海バス船戸下・美原区役所前	☎ 369-1166 FAX 369-1168
人権ふれあいセンター 人権資料・図書室	堺区協和町2丁61-1 (人権ふれあいセンター内) 南海バス旭ヶ丘北町・大仙西町団地前	☎ 245-2534 FAX 245-2535
青少年センター 図書室	堺区柳之町西1丁3-19 南海線七道、南海バス綾の町電停前、 阪堺線綾ノ町	☎ 228-6331 FAX 228-5244

博物館・資料館・文化館

施設の一部では、市ホームページの「施設予約・案内」から空き状況の確認などができます。

名称	所在地・最寄駅	電話・FAX番号
堺市博物館	堺区百舌鳥夕雲町2丁 (大仙公園内) 阪和線百舌鳥、南海バス堺市博物館前	☎ 245-6201 FAX 245-6263
百舌鳥古墳群 ビジターセンター	堺区百舌鳥夕雲町2-160	☎ 245-6682
みはら 歴史博物館	美原区黒山281 近鉄バス大保、近鉄・南海バス黒 姫山古墳前	☎ 362-2736 FAX 362-2260
黒姫山古墳 歴史の広場	美原区黒山529 近鉄バス大保 南海バス下黒山西	▶ 世界遺産課 ☎ 228-7014 FAX 228-7251
町家歴史館 山口家住宅	堺区錦之町東1丁2-31 南海バス綾の町電停前、阪堺線綾 ノ町	☎・FAX 224-1155
町家歴史館 清学院	堺区北旅籠町西1丁3-13 南海線七道、阪堺線高須神社	☎・FAX 228-1501
シマノ自転車 博物館	堺区南向陽町2-2-1 南海高野線堺東	☎ 221-3196 FAX 221-3197
堺匠匠館 (堺伝統産業会館)	堺区材木町西1丁1-30 阪堺線妙国寺前、南海線堺	☎ 227-1001 FAX 227-5006
堺 文化館 アルフォンス・ ミュシャ館 ギャラリー	堺区田出井町1丁2-200 (ベルマーージュ堺番館2~4階) 阪和線堺市	☎ 222-5533 FAX 222-6833

さかい利晶の杜

所在地・最寄駅	電話・FAX番号
堺区宿院町西2丁1-1 阪堺線宿院、南海バス宿院	☎ 260-4386 FAX 260-4725

茶室

名称	所在地・最寄駅	電話・FAX番号
伸庵	堺区百舌鳥夕雲町2丁(大仙公園内) 阪和線百舌鳥、南海バス堺市博物館前	☎ 247-1447

大仙公園 日本庭園

所在地・最寄駅	電話・FAX番号
堺区大仙中町(大仙公園内) 阪和線百舌鳥、南海バス大仙公園西	☎・FAX 247-3670

大蓮公園 SUE(スエ)

公園キャンプ、カフェ・バーベキュー・私設図書館などを備えた複合施設、レンタルスペース、パンプトラックなど。

所在地・最寄駅	電話・FAX番号
南区若松台2丁5(大蓮公園内) 泉北高速鉄道泉ヶ丘	▶ 南海グループ 公園管理団体 ☎ 06-4394-8140 FAX 06-6633-7275

施設案内



文化・教養・国際

ビッグバン

宇宙船のような外観が特徴の、子どもも大人も楽しめる「あそび」の空間。

所在地・最寄駅	電話・FAX番号
南区茶山台1丁9-1 泉北高速鉄道泉ヶ丘	☎ 294-0999 FAX 294-0998

人権に関する施設

名称	所在地・最寄駅	電話・FAX番号
平和と人権資料館	中区深井清水町1426 (ソフィア・堺内) 泉北高速鉄道深井、南海バス中深井	☎ 270-8150 FAX 270-8159
人権ふれあいセンター	堺区協和町2丁61-1 南海バス旭ヶ丘北町・大仙西町団地前	☎ 245-2525 FAX 245-2535
舩松(へのまつ)人権歴史館	堺区協和町2丁61-1 (人権ふれあいセンター内) 南海バス旭ヶ丘北町・大仙西町団地前	☎ 245-2536 FAX 245-2535
男女共同参画センター(コクリコさかい)	堺区宿院町東4丁1-27 南海バス大寺南門山之口前	☎ 223-9153 FAX 223-7685
男女共同参画交流の広場	東区北野田1077 (アミナス北野田内) 高野線北野田	☎ 236-8266 FAX 236-8277

堺市都市緑化センター

所在地・最寄駅	電話・FAX番号
堺区東上野芝町1丁4-3 阪和線百舌鳥	☎ 247-0310・FAX 247-1492 緑の相談コーナー 専用電話 ☎ 247-3987

堺市総合防災センター

所在地・最寄駅	電話・FAX番号
美原区阿弥129-4 南海バス船戸下	☎ 363-2225

美原こども館

子どもたちの心身の健全な育成を図るため、各種行事・教室の開催と活動の場としてご利用ください。

名称	所在地・最寄駅	電話・FAX番号
ひらお	美原区平尾185 南海バス平尾・菅生口、近鉄バス平尾・菅生口	☎・FAX 362-5356
いわき	美原区太井674 南海バス黒山、近鉄バス上黒山	☎・FAX 362-6002
やかみ	美原区大饗160-1 南海バス大饗	☎・FAX 362-5348
みはらきた	美原区真福寺51-6 近鉄バス大保	☎・FAX 362-7385

青少年センター・青少年の家

名称	所在地・最寄駅	電話・FAX番号
青少年センター	堺区柳之町西1丁3-19 南海線七道、南海バス綾の町電停前、阪堺線綾ノ町	☎ 229-5120 FAX 228-5244
青少年の家	南区片蔵32 南海バス片蔵	☎ 292-0010 FAX 292-3825

市民センター

名称	所在地・最寄駅	電話・FAX番号
新金岡市民センター	北区新金岡町4丁1-8 御堂筋線新金岡、南海バス北区役所前	☎・FAX 252-2712
泉ヶ丘市民センター	南区茶山台1丁7-1 泉北高速鉄道泉ヶ丘	老人集会所/障害者集会所 ☎ 294-0120 南図書館 ☎ 294-0123 FAX 298-0597
さつき野コミュニティセンター	美原区さつき野東1丁目6-10 近鉄バス さつき野センター前	☎・FAX 363-2130

公民館

生涯学習の活動拠点です。自主的な学習グループに活動場所や機会を提供しています。

名称	所在地・最寄駅	電話・FAX番号
八田荘公民館	中区八田寺町219-1 南海バス八田荘西小学校前	☎ 273-6625 FAX 273-6670
金岡公民館	北区金岡町1089-1 南海バス金岡神社前	☎ 257-6890 FAX 258-7751
東百舌鳥公民館	中区土塔町2363-23 南海バス土塔	☎ 234-9500 FAX 235-8010
福泉公民館	西区草部183-1 南海バス福泉公民館前	☎ 273-6628 FAX 273-6673
新金岡公民館	北区新金岡町4丁1-8 (新金岡市民センター内) 御堂筋線新金岡、南海バス北区役所前	☎ 255-3120
錦西公民館	堺区柳之町西1丁3-19 (青少年センター内) 阪堺線綾ノ町、南海線七道 南海バス綾の町電停前	☎・FAX 228-8683

施設案内



文化・教養・国際

ソフィア・堺(堺市教育文化センター)

中文化会館の施設の一部では、市ホームページの「施設予約・案内」から空き状況の確認や仮予約などができます。生涯学習と芸術文化活動の場としてご利用ください。

名称		所在地・最寄駅	電話・FAX番号
中文化会館	ホール(798席)、ギャラリー、工芸室、アトリエ、研修室、視聴覚室、和室、茶華道室など	中区深井清水町1426 泉北高速鉄道深井 南海バス中深井北・中深井南・中深井西	☎ 270-8110 FAX 270-8119
	堺星空館(プラネタリウム天文台)など		
教育センター	教科書センター		☎ 270-8120 FAX 270-8130
	教育相談		☎ 270-8121 FAX 270-8130
中図書館			☎ 270-8140 FAX 270-8149
平和と人権資料館			☎ 270-8150 FAX 270-8159

会館・ホール

名称	所在地・最寄駅	申込み・問合せ
フェニーチェ堺 (堺市民芸術文化ホール)	堺区翁橋町2丁1-1 高野線堺東 南海バス一条通	公演案内 ☎ 223-1000 施設利用 ☎ 232-1400 FAX 223-1005
梅文化会館	南区桃山台2丁1-2 泉北高速鉄道梅・美木多	☎ 296-0015 FAX 291-7083
中文化会館	中区深井清水町1426 泉北高速鉄道深井 南海バス中深井北・中深井南・中深井西	☎ 270-8110 FAX 270-8119
ウェスティ (西文化会館)	西区鳳東町6丁600 阪和線鳳 南海バス西区役所前	☎ 275-0120 FAX 275-0130
東文化会館	北野田フェスティバル(文化ホール棟)	☎ 230-0134 FAX 230-0138
	生涯学習施設	☎ 234-5691 FAX 234-5697
アルテベル (美原文化会館)	美原区黒山167-1 南海バス美原区役所前	☎ 363-6868 FAX 363-0070
人権ふれあいセンター	堺区協和町2丁61-1 南海バス旭ヶ丘北町・大仙西町団地前	☎ 245-2525 FAX 245-2535
堺市産業振興センター	北区長曾根町183-5 御堂筋線なかもず、高野線・泉北高速鉄道中百舌鳥	☎ 255-0111 FAX 255-3570
M・Cホール (みはら歴史博物館内)	美原区黒山281 近鉄バス大保、近鉄・南海バス黒姫山古墳前	☎ 362-2736 FAX 362-2260



たぶんかこうりゅうぶらざ
多文化交流プラザ・さかい

所在地・最寄駅	申し込み・問合せ
さかいみなみからまち 堺区南瓦町2-1 5階(堺市総合福祉会館内) こうやせんさかいひがし 高野線堺東	☎ 340-1090 FAX 340-1091

勤 労

勤労者施設

名称	所在地・最寄駅	電話・FAX番号
サンスクエア堺	堺区田出井町2-1 阪和線堺市	☎ 222-3561 FAX 222-8522

福 祉

堺市総合福祉会館

高齢の方や障害のある方、各種福祉団体などが、会議や研修会、趣味の会、ボランティア活動などの交流の場として利用できます。

名称	所在地・最寄駅	申し込み・問合せ	
ホール(496席)、大研修室、各種会議室、和室	堺区南瓦町2-1 高野線堺東	会館受付窓口 ☎ 222-7500	
堺市職員能力開発センター		☎ 222-7226	
多文化交流プラザ・さかい		☎ 340-1090 FAX 340-1091	
社会福祉施設		大広間・和室	会館受付窓口 ☎ 222-7500
母子福祉センター、 障害者(児)福祉センター、 老人福祉センター		ラウンジ	
		プレイルーム	
堺市老人クラブ連合会		☎ 223-0220 FAX 232-6217	
堺障害者団体連合会		☎ 223-1312 FAX 223-1320	
生活支援センターしんしょうれん		☎ 223-1407 FAX 223-1320	
地域活動支援センターくらすメイト		☎ 223-1407 FAX 223-1320	
堺市母子寡婦福祉会	☎ 223-7902 FAX 224-7773		
堺市市民活動コーナー	☎ 228-8348 FAX 228-8352		

名称	所在地・最寄駅	申し込み・問合せ
事務局	堺区南瓦町2-1 高野線堺東	☎ 232-5420 FAX 221-7409
福祉資金貸付窓口		☎ 222-7666
堺市民活動サポートセンター		☎・FAX 232-8686
ボランティア・市民活動ギャラリー		☎ 232-5420 FAX 221-7409
堺市権利擁護サポートセンター		☎ 225-5655 FAX 222-5878
日常生活自立支援事業窓口		☎ 232-7771 FAX 222-1320
堺市生活・仕事応援センター すてっぷ・堺		☎ 225-5659 FAX 222-0202
包括支援センター統括課		☎ 238-3636 FAX 238-3639
堺市ファミリー・サポート・センター		☎・FAX 222-8066

美原総合福祉会館

所在地・最寄駅	申し込み・問合せ
美原区黒山782-10 南海バス黒山	☎ 362-3939 FAX 362-1798

老人福祉センター

名称	所在地・最寄駅	電話・FAX番号
堺老人福祉センター	堺区協和町3丁128-4 南海バス旭ヶ丘北町	☎ 244-7155 FAX 243-4078
中老人福祉センター	中区八田南之町162 南海バス中老人福祉センター	☎ 281-2701 FAX 281-2702
東老人福祉センター	東区日置荘原寺町195-1 (東区役所内) 高野線萩原天神	☎ 287-8150 FAX 287-8160
西老人福祉センター	西区鳳東町6丁600 (西区役所内) 阪和線鳳	☎ 275-0850 FAX 275-0860
南老人福祉センター	南区御池台5丁2-7 南海バス御池台5丁 (南老人福祉センター前)	☎ 299-3232 FAX 296-2478
北老人福祉センター	北区常磐町1丁25-1 阪和線浅香	☎ 255-6380 FAX 252-2436
美原老人福祉センター	美原区黒山782-10 (美原総合福祉会館内) 南海バス黒山	☎ 362-3939 FAX 362-1798

施設案内



文化・教養・国際
勤労／福祉

養護老人ホーム・軽費老人ホームなど

名称	電話・FAX番号
養護老人ホーム八田荘	☎278-0058・FAX 278-0584
養護老人ホーム福生園	☎278-0205・FAX 278-0525
延命荘(軽費老人ホーム)	☎297-5342・FAX 296-2568
ケアハウスゆーとりあ	☎236-8779・FAX 234-8674
ケアハウスシャルム出屋敷	☎250-2615・FAX 258-6820
ケアハウスハーモニーコート	☎230-2300・FAX 230-2227
ケアハウス朗友	☎271-7611・FAX 271-7311
ケアハウスはーとらんど	☎272-7400・FAX 272-7401
ケアハウス逆瀬川	☎291-0912・FAX 291-9679
ケアハウス美和	☎290-0250・FAX 290-0252
ケアハウスセツトンの家	☎272-8338・FAX 272-8337
ケアハウスプレス南花田	☎256-2800・FAX 256-2801
ケアハウス和風荘	☎361-6093・FAX 369-2108

障害者集会所

所在地・最寄駅	申込み・問合せ
南区茶山台1丁7-1(泉ヶ丘市民センター内) 泉北高速鉄道泉ヶ丘	☎294-0120 FAX 298-0597
北区新金岡町4丁1-8(新金岡市民センター内) 御堂筋線新金岡、南海バス北区役所前	☎252-2712 FAX 252-2712

視覚障害のある方の施設

名称	事業概要	所在地・最寄駅	電話・FAX番号
東図書館	対面朗読サービス(要予約)	東区北野田1077 (アミナス北野田内) 高野線北野田	☎235-1345 FAX 236-1517
南図書館		南区茶山台1丁7-1 (泉ヶ丘市民センター内) 泉北高速鉄道泉ヶ丘	☎294-0123 FAX 298-0597
北図書館		北区新金岡町5丁1-4 (北区役所内) 御堂筋線新金岡	☎258-6850 FAX 258-6851
美原図書館	録音図書の貸出、音訳サービス(要予約)など	美原区黒山167-14 南海バス船戸下・美原区役所前	☎369-1166 FAX 369-1168

こどもリハビリテーションセンター

名称	所在地・最寄駅	電話・FAX番号
南こどもリハビリテーションセンター	南区城山台5丁1-4 南海バス城山台5丁	第1つぼみ園 ☎299-2031 FAX 299-2100
		第2つぼみ園
		つぼみ診療所 ☎294-7941 FAX 299-2100
北こどもリハビリテーションセンター	西区上野芝町2丁4-1 阪和線上野芝	第1もず園 ☎279-0500 FAX 270-2126
		第2もず園
		相談支援室もず ☎279-3668 FAX 270-2126
		もず診療所 ☎279-3768 FAX 270-2726

健康福祉プラザ

障害のある方の社会参加、地域生活を支援するとともに、障害のある方とない方が交流を通じて相互理解を図ることを目的とした広域的で総合的な拠点施設です。

所在地・最寄駅 堺区旭ヶ丘中町4丁3-1
阪和線百舌鳥・上野芝

名称	電話・FAX番号
市民交流センター (市民交流センター・授産活動支援センター)	☎275-5017・FAX 243-0330
スポーツセンター	☎275-5029・FAX 243-4545
視覚・聴覚障害者センター (点字図書館・聴覚障害者情報提供施設)	☎275-5024・FAX 243-2222
生活リハビリテーションセンター	☎275-5019・FAX 243-0202
総合相談情報センター	☎275-8166・FAX 244-7777
障害者就業・生活支援センター「エマリス堺」	☎275-8162・FAX 275-8163
発達障害者支援センター「アプリコット堺」	☎275-8506・FAX 275-8507
難病患者支援センター	☎275-5056・FAX 275-5038
重症心身障害者(児)支援センター「ベルデさかい」	☎275-8510・FAX 243-5900
子ども相談所	☎245-9197・FAX 241-0088
障害者更生相談所	☎245-9195・FAX 244-3300
こころの健康センター	☎245-9192・FAX 241-0005

重度障害者歯科診療所

障害のある方で、一般の歯科診療所での治療が困難な方に全身麻酔などを用いた治療を行っています。要予約。

所在地・最寄駅	電話・FAX番号
堺区大仙中町18-3 南海バス大仙町	☎243-4488・FAX 243-8502

施設案内



福祉

学校

市立小学校

区	名称	所在地	電話・FAX番号	
堺	三宝	三宝町5丁286	☎238-0001・FAX 238-0002	
	錦西	神明町西2丁1-1	☎232-1056・FAX 227-8541	
	市	市之町西3丁1-14	☎223-4610・FAX 232-1058	
	錦綾	錦綾町1丁6-19	☎228-5183・FAX 232-2730	
	浅香山	今池町5丁4-43	☎238-0003・FAX 238-0004	
	錦	九間町東3丁1-17	☎232-1036・FAX 229-3999	
	熊野	熊野町東5丁1-49	☎233-3227・FAX 233-3228	
	榎	榎元町2丁3-11	☎233-2552・FAX 233-2553	
	三国丘	北三国ヶ丘町5丁1-1	☎232-2818・FAX 221-4217	
	英彰	寺地町西4丁1-1	☎221-8666・FAX 221-8667	
	新湊	西湊町6丁6-1	☎244-6776・FAX 244-6777	
	少林寺	少林寺町東4丁1-1	☎232-1126・FAX 232-1128	
	安井	南安井町4丁1-5	☎238-5341・FAX 238-5342	
	大仙西	大仙西町4丁129	☎241-2977・FAX 241-2990	
	神石	石津町2丁6-1	☎241-2151・FAX 241-2158	
	大仙	大仙中町16-1	☎241-0888・FAX 241-0889	
中	東陶器	陶器北2556	☎236-0036・FAX 236-0020	
	西陶器	田園570	☎236-0035・FAX 236-0446	
	福田	福田727	☎235-9286・FAX 235-9287	
	東百舌鳥	土塔町139	☎236-0288・FAX 236-0289	
	土師	土師町3丁35-1	☎277-9020・FAX 277-9022	
	八田荘	八田寺町231	☎271-0335・FAX 273-9070	
	八田荘西	毛穴町268-2	☎270-0048・FAX 270-0049	
	宮園	宮園町4-1	☎278-0981・FAX 278-0999	
	東深井	深井水池町3214	☎278-2791・FAX 278-2792	
	久世	平井999	☎278-0324・FAX 278-2051	
	深阪	深阪5丁15-1	☎237-3210・FAX 237-3215	
	深井	深井中町1409	☎278-0108・FAX 279-5706	
	深井西	深井北町926	☎278-6301・FAX 278-6302	
	東	日置荘	日置荘西町2丁46-1	☎285-0260・FAX 285-8002
		日置荘西	日置荘西町6丁9-1	☎285-5238・FAX 285-5239
		登美丘東	丈六224	☎236-2130・FAX 236-2131

区	名称	所在地	電話・FAX番号	
東	登美丘西	大美野135	☎236-0031・FAX 236-0051	
	登美丘南	草尾596	☎236-6051・FAX 236-6052	
	野田	北野田897-2	☎236-0065・FAX 236-6250	
	南八下	菩提町5丁228	☎285-0614・FAX 285-0509	
	八下西	引野町1丁110	☎286-1611・FAX 286-1612	
	白鷺	白鷺町2丁8-1	☎285-8585・FAX 285-0822	
西	浜寺石津	浜寺石津町中2丁3-28	☎241-6505・FAX 241-6504	
	浜寺東	浜寺船尾町東1丁101	☎265-1141・FAX 265-1142	
	向丘	上野芝向ヶ丘町6丁7-1	☎278-0340・FAX 278-0376	
	平岡	堀上緑町1丁6-1	☎271-5044・FAX 271-5047	
	福泉	菱木2丁2186-1	☎273-1861・FAX 273-1862	
	福泉上	上127-1	☎274-4611・FAX 274-4612	
	福泉東	草部946-1	☎274-9311・FAX 274-9312	
	鳳	鳳中町2丁22	☎262-0124・FAX 262-8132	
	鳳南	鳳南町1丁7	☎272-1200・FAX 272-3500	
	津久野	津久野町3丁14-11	☎262-0303・FAX 262-0385	
	家原寺	家原寺町1丁7-1	☎274-3401・FAX 274-3402	
	上野芝	神野町2丁25-1	☎271-4123・FAX 271-4124	
	浜寺	浜寺諏訪森町東2丁163	☎261-9407・FAX 261-9408	
	浜寺昭和	浜寺昭和町2丁282	☎261-0677・FAX 261-9227	
	南	福泉中央	桃山台4丁17-1	☎298-3045・FAX 298-3102
		桃山台	桃山台2丁6-1	☎299-0038・FAX 299-0371
宮山台		宮山台2丁2-1	☎297-0515・FAX 297-0594	
竹城台		竹城台3丁2-1	☎297-0777・FAX 293-9250	
竹城台東		竹城台1丁10-1	☎235-0070・FAX 235-9912	
上神谷		片蔵1425	☎297-0028・FAX 297-2002	
若松台		若松台1丁3-1	☎292-0001・FAX 292-0002	
茶山台		茶山台2丁5-1	☎291-1104・FAX 291-1171	
三原台		三原台3丁2-1	☎291-0394・FAX 291-0303	
泉北高倉		高倉台3丁5-1	☎293-3800・FAX 293-3810	
槇塚台		槇塚台3丁39-1	☎291-6000・FAX 291-6031	
はるみ		晴美台3丁3-1	☎290-1112・FAX 291-3131	
原山ひかり	原山台4丁3-1	☎293-5028・FAX 293-5029		

施設案内



学校

区	名称	所在地	電話・FAX番号
南	庭代台	庭代台3丁12-1	☎298-3033・FAX 298-7706
	御池台	御池台2丁3-1	☎298-7500・FAX 298-7502
	赤坂台	赤坂台2丁2-1	☎298-3030・FAX 298-7707
	新檜尾台	新檜尾台3丁7-1	☎298-7300・FAX 298-7317
	美木多	鴨谷台1丁48-1	☎297-0821・FAX 297-0841
	城山台	城山台1丁20-1	☎299-6571・FAX 299-7879
北	新金岡	新金岡町1丁4-1	☎252-1723・FAX 253-2331
	光竜寺	新金岡町3丁7-1	☎251-2032・FAX 251-2617
	新金岡東	新金岡町4丁1-9	☎255-8414・FAX 255-8415
	北八下	中村町250	☎252-0212・FAX 252-2111
	百舌鳥	百舌鳥梅町 2丁498	☎252-0477・FAX 252-4636
	西百舌鳥	百舌鳥西之町 1丁82	☎258-0231・FAX 258-0232
	東三国丘	東三国ヶ丘町 2丁2-1	☎252-0263・FAX 252-0264
	東浅香山	大豆塚町1丁60	☎252-1081・FAX 253-2334
	金岡	金岡町1254	☎252-0028・FAX 252-0843
	金岡南	金岡町1182-1	☎258-3104・FAX 258-3105
	五箇荘	新堀町2丁58	☎252-1418・FAX 252-5210
	五箇荘東	北花田町2丁203	☎255-7911・FAX 255-7912
	新浅香山	東浅香山町 3丁31-4	☎254-5081・FAX 254-5082
	中百舌鳥	中百舌鳥町 6丁1033-2	☎258-2650・FAX 258-2680
	大泉	新金岡町4丁9-1	☎251-2816・FAX 251-2880
	美原	黒山	阿弥93
平尾		平尾360	☎361-0029・FAX 361-6712
美原北		大保19	☎361-0002・FAX 361-6701
八上		大饗117-1	☎361-0810・FAX 361-6711
美原西		太井548	☎362-4891・FAX 362-4890
さつき野		さつき野東 1丁目6-1	☎362-4689・FAX 362-4699

市立中学校

区	名称	所在地	電話・FAX番号
堺	月州	神南辺町1丁1	☎238-0968・FAX 238-0969
	浅香山	今池町5丁3-8	☎233-3586・FAX 233-3587
	殿馬場	櫛屋町東3丁2-1	☎238-8101・FAX 238-8102
	三国丘	向陵西町3丁6-15	☎221-8511・FAX 221-8512
	大浜	大浜南町2丁4-1	☎238-1988・FAX 238-1989
	陵西	大仙西町2丁79	☎244-4086・FAX 244-4087
中	旭	大仙中町11-1	☎241-1827・FAX 241-1828
	泉ヶ丘東	陶器北184	☎236-2421・FAX 236-2422
	東百舌鳥	新家町260	☎236-5441・FAX 236-5442
	八田荘	八田北町580-11	☎270-0601・FAX 270-0602
	深井	深井沢町2470-1	☎270-0067・FAX 270-0068
	平井	平井346	☎277-9015・FAX 277-9017
	深井中央	深井北町220-1	☎278-7681・FAX 278-7682
	日置荘	日置荘北町 3丁11-28	☎285-0460・FAX 285-1191
東	登美丘	高松408	☎236-2426・FAX 236-2427
	野田	南野田101-1	☎235-3727・FAX 235-3977
	南八下	菩提町2丁58	☎286-5571・FAX 286-5572
西	浜寺	浜寺船尾町西 5丁60	☎261-2205・FAX 261-1037
	上野芝	上野芝向ヶ丘町 5丁25-1	☎278-0540・FAX 278-0549
	福泉	山田2丁55	☎271-0267・FAX 271-0277
	鳳	鳳西町1丁159-1	☎265-1441・FAX 265-1442
	津久野	神野町2丁16-1	☎274-0215・FAX 274-0216
	浜寺南	浜寺南町1丁55	☎262-6225・FAX 262-6315
南	福泉南	桃山台3丁7-1	☎298-0001・FAX 298-0002
	宮山台	宮山台1丁1-1	☎297-2233・FAX 297-2253
	若松台	若松台3丁34-1	☎297-0129・FAX 297-1028
	三原台	三原台1丁12-1	☎291-0395・FAX 291-0310
	晴美台	晴美台3丁8-1	☎291-5300・FAX 291-5310
	原山台	原山台4丁2-1	☎299-5135・FAX 299-5141
	庭代台	庭代台2丁19-1	☎298-3043・FAX 298-3090
	赤坂台	赤坂台2丁1-1	☎298-3040・FAX 298-3144
	美木多	鴨谷台1丁47-1	☎299-3700・FAX 299-3776

施設案内



学校

区	名称	所在地	電話・FAX番号
北	金岡北	新金岡町1丁5-1	☎252-0378・FAX 252-2206
	八下	中村町977-20	☎252-0412・FAX 252-0436
	陵南	百舌鳥西之町1丁75	☎252-1801・FAX 252-1802
	長尾	長曾根町1179-5	☎252-0347・FAX 252-9187
	金岡南	金岡町2469	☎258-0233・FAX 258-0234
	五箇荘	新堀町1丁85-2	☎254-0031・FAX 254-0032
	中百舌鳥	中百舌鳥町6丁1034-11	☎257-4535・FAX 257-4536
美原	大泉	新金岡町4丁9-1	☎251-6311・FAX 251-6317
	美原	小平尾390	☎361-0271・FAX 362-1143
	美原西	大饗102-2	☎361-6500・FAX 361-7194
	さつき野	さつき野東1丁目6-1	☎362-4707・FAX 362-4778

市立支援学校

名称	所在地	電話・FAX番号
百舌鳥	北区百舌鳥西之町1丁124	☎252-3081・FAX 252-8440
百舌鳥(分校)	堺区大仙中町11-2	☎244-5940・FAX 243-0619
上神谷	南区御池台4丁24-1	☎298-2859・FAX 298-2861

市立高等学校

名称	所在地	電話・FAX番号
堺(全日制)	堺区向陵東町1丁10-1	☎240-0840・FAX 252-6601
堺(定時制)	堺区向陵東町1丁10-1	☎240-0841・FAX 252-6404

その他の施設

堺市口腔保健センター

歯科医療や歯科衛生士の養成の他、「歯のスマイル館」では歯科衛生意識の普及・啓発活動も行っています。堺市歯科医師会が運営。

施設概要・主要事業	所在地・最寄駅	電話・FAX番号
障害のある方の歯科診療 (心身に障害があり、一般の歯科診療所では受診困難な方が対象。要予約)	堺区大仙中町18-3 南海バス大仙町	☎243-1904 FAX 243-3088
在宅等訪問歯科診療		☎243-1902 FAX 243-3088
休日急病歯科診療		☎243-0099 FAX 243-3088
歯っぴいスクール (団体見学・集団歯科保健指導)		☎243-1900 FAX 243-3088
歯のスマイル館		

消費生活センター

所在地・最寄駅	電話・FAX番号
堺区北瓦町2丁4-16 堺富士ビル6階 高野線堺東	☎221-7146 FAX 221-2796

堺市産業振興センター

中小企業者などの経済活動の円滑化と企業の安定化を推進し、中小企業者の振興を図る施設です。

所在地・最寄駅	電話・FAX番号
北区長曾根町183-5 御堂筋線なかもず、高野線・泉北高速鉄道中百舌鳥	☎255-3311 FAX 255-5200

動物指導センター

所在地・最寄駅	電話・FAX番号
堺区東雲西町1丁8-17 阪和線堺市、南海バス阪和堺市駅前	☎228-0168 FAX 228-8156

生活衛生センター

所在地・最寄駅	電話・FAX番号
南区原山台1丁14-13 泉北高速鉄道母・美木多、南海バス豊田南	☎291-6464 FAX 291-6465

斎場

所在地・最寄駅	電話・FAX番号
堺区田出井町4-1 阪和線堺市、南海バス阪和堺市駅前	☎228-0167 FAX 222-8333

墓地

名称	所在地	電話・FAX番号
堺公園墓地	南区鉢ヶ峯寺773 南海バス公園墓地北口	堺市霊園・霊堂 (泉ヶ丘公園事務所) ☎292-7455 FAX 292-4431

共同浴場

名称	所在地	電話・FAX番号
布袋温泉	堺区協和町2丁61-10 南海バス大仙西町団地前	☎244-4176 FAX 244-4770

施設案内



学校／その他の施設

電話案内

市以外の官公署や事業所で、市民の皆さんの生活と関係が深い施設の電話・FAX番号をまとめました。業務時間は施設によって異なります。

府 庁		
大阪府庁	☎06-6941-0351	
府民お問合せセンター(ピピッとライン)	☎06-6910-8001	
国税・府税		
堺税務署	☎238-5551	
大阪府泉北府税事務所	☎238-7221 FAX 222-6536	
大阪自動車税事務所和泉分室	☎0725-41-1327 FAX 0725-43-4541	
大阪税関堺税関支署	☎244-4474 FAX 245-3091	
自動車検査証(車検)		
和泉自動車検査登録事務所	【登録・検査手続案内】 ☎050-5540-2060 FAX 0725-41-3861	
軽自動車検査協会和泉支所	☎050-3816-1842	
社会保険		
堺東年金事務所	☎238-5101 FAX 221-1238	
堺西年金事務所	☎243-7900 FAX 280-6901	
裁判所		
大阪地方裁判所堺支部・堺簡易裁判所・大阪家庭裁判所堺支部	☎223-7001	
堺検察審査会	☎223-9016	
大阪地方検察庁堺支部	☎238-6781	
登記・供託		
大阪法務局堺支局	☎221-2756	
警察・防犯		
警察相談専用窓口	(#9110)	
堺警察署	☎223-1234	
西堺警察署	☎274-1234	
北堺警察署	☎250-1234	
南堺警察署	☎291-1234	
黒山警察署	☎362-1234	
聴覚や言語に障害のある方の緊急通報用FAX110番	FAX 06-6941-1022	
堺海上保安署	☎244-1771	
労働		
ハローワーク堺	☎238-8301 FAX 238-8311	
ハローワークプラザ泉北	☎291-0606 FAX 291-6707	
堺労働基準監督署	労働条件関係	☎340-3829
	安全衛生関係	☎340-3831
	労災関係	☎340-3835
大阪府総合労働事務所南大阪センター	☎273-6100 FAX 273-6300	
大阪労働局	☎06-6949-6482 FAX 06-6942-4793	
土 木		
国土交通省大阪国道事務所南大阪維持出張所	☎0725-23-1051 FAX 0725-23-3629	
大阪府鳳土木事務所	☎273-0123	
公園・スポーツ		
大泉緑地管理事務所	☎259-0316 FAX 253-4440	
浜寺公園管理事務所	☎261-0936 FAX 261-2263	

福 社	
大阪府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)	☎296-6311 FAX 296-6313
大阪障害者職業能力開発校	☎296-8311 FAX 296-8313
大阪労災特別介護施設(ケアプラザ堺)	☎291-7989 FAX 291-7993
国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)	☎290-0900 FAX 290-0920
公益事業	
大阪ガス南部お客様専用電話	☎0120-3-94817 FAX 0120-6-94817
大阪ガス南部導管部ガス漏れ通報専用電話	☎0120-3-19424 FAX 0120-6-19424
関西電力(電気設備・停電などに関する問合せ)	☎0800-777-3081
J:COMカスタマーセンター	☎0120-999-000 FAX 072-202-5011
公証人	
堺公証人合同役場	☎233-1412 FAX 233-1441
交通機関	
JR西日本お客様センター(IP電話などでつながらない方は)	☎0570-00-2486 ☎078-382-8686
南海テレホンセンター	☎06-6643-1005
泉北高速鉄道運輸業務課	☎0725-57-3000 FAX 0725-57-3004
阪堺電気軌道運輸区	☎06-6671-5170 FAX 06-6671-6912
南海バス堺営業所	☎223-8877
南海バス営業部営業課	☎221-0781 FAX 229-7018
南海ウイングバス金岡 南海バス東山営業所	☎236-2526
南海バス泉北営業所	☎297-2112
Osaka Metro・シティバス案内コール	☎06-6582-1400 FAX 06-6585-6466
近鉄バス松原営業所(問合せ専用)	☎332-1160 FAX 332-1161
住 宅	
大阪府住宅供給公社(公社賃貸住宅(南区以外))	☎06-6203-5454
大阪府住宅供給公社 泉北ニュータウン管理センター(公社賃貸住宅・府営住宅(南区))	☎343-5561
大阪府営住宅 堺東管理センター(府営住宅(南区以外))	☎221-1083
UR泉北営業センター	☎290-6900
郵便局	
日本郵便お客様サービス相談センター(携帯電話から)	☎0120-23-28-86 ☎0570-046-666
堺郵便局	☎0570-943-062
鳳郵便局	☎0570-943-149
堺金岡郵便局	☎0570-943-411
堺中郵便局	☎0570-038-390
泉北郵便局	☎0570-059-894
美原郵便局	☎0570-943-318

施設案内

電話案内